



「橋のある風景」 480×900mm



がんこううついん
「品光鬱陰」 170×350mm

第19回

古くて新しい、ローカルでグローバルな陶芸 たかやま だい 高山 大さん

三重県の四日市は朱泥の急須で有名な萬古焼の産地で、陶芸家の工房がたくさんあります。隣の津市は萬古焼産地からは離れ、伝統的な城下町ということもあってシックで落ち着いた雰囲気を漂わせています。イメージとしては陶芸とは関係なさそうですが、市内の白山町三ヶ野にある白山窯という陶房を主宰する高山光さんは三重陶芸界の中心的な人物で、プロ・アマチュア入り混じってたくさんの方がこの工房を出入りしています。工房の建物も、周囲の田園風景にも溶け込むように、和風民家で格調の高い作りになっています。

高山大さんは光さんのご子息で、若手の陶芸家です。「若手の」というよりは、私が受けている印象では「売り出し中の」と言った方が合っているような気がします。初対面は2年ほど前ですが、それからここまでの間にめきめきと成長してきている感じがあるのです。

社会人になった当初は会社勤めをしていたのが、数年後には脱サラして京都の陶芸家の下で修業に入り、5年間で過ごしていました。父の光さんにつくのではなく京都での修業となったのは、光さんのアドバイスもあったと聞いています。お父さんとしてもしっかりとプロの陶芸家に育つことを期待されていたのでしょう。

独立後は、アフリカはタンザニアのとある村で土器の研究・制作に従事したとあります。

なぜアフリカの土器作りなのかというと、その素朴でしかし力強い形に惹かれるところがあったからだと思います。

帰国して自分の作品を制作するようになると、アフリカの土器ふうのプリミティブに表現されたものをどんどん作っていたようです。しかし他方で、幾何学的な形のすっきりとしたモダンな情感のものも制作されるようになりました。そしてその両方のスタイルが互いに違和感なく共存しているのが、現在の大さんの作風の特徴といえるでしょう。自らも「プリミティブモダン」というキャッチコピーを掲げての作陶です。

写真の作品は昨年東京のギャラリーで開いた個展のときに見たものです。何か堂々としていて、目を見張られるものがありました。うまくなったなというよりは、大さんの中で何かが成長しているということを感じさせるのですね。本人もどこまで自覚できているのかわからないのですが、創作との前向きな取り組みの日々の積み重ねが、彼の無意識の層を肥やしてきているんだと思います。そういう、自分で自分を育ててきた豊かさのようなものが、その堂々とした姿を支えているように感じられます。

プロの陶芸家として、そろそろ本格的な活動のステージへと上がっていく段階にさしかかってきているようです。今後の活躍を楽しみたい人です。

三重県津市に育つプリミティブでモダンなやきもの

(制作／かたち21)

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 629
2009 June



表紙写真
「杭のある風景」
第23回写真コンクール佳作
中川 淳●神奈川会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 土地家屋調査士ADRの現状と今後
～模索から飛躍に向け～
- 06 カダストラル・スタディーズ
『土地家屋調査士の新たな市場』
- 24 日本マンション学会2009 大阪大会
- 29 オンライン申請体験談
Windows Vistaでオンライン申請をしてみた
～ Limitedではなく、For exampleの精神で～
- 32 日本学術会議レポート
日本学術会議 情報委員会 ユビキタス空間情報社会基盤分科会シンポジウム
「ユビキタス空間情報社会基盤の構築」
- 36 世界遺産候補地
阿蘇一火山との共生とその文化的景観一
- 38 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(案)
土地家屋調査士制度制定60周年記念TVドラマ制作について
- 39 平成22年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内
- 40 表示登記の申請はオンラインで〔第3回〕
一土地家屋調査士のためのオンライン申請一
- 46 会長レポート
- 48 事務局紹介
日本土地家屋調査士会連合会事務局
- 50 第24回 日調連親睦ゴルフ香川大会
- 51 ネットワーク50
東京会
- 52 平成21年 春の叙勲・黄綬褒章
- 53 ちょうさし俳壇
- 54 会員の広場を利活用ください
- 56 なるほど ナットク 国民年金基金6
年金相談の上手な受け方アラカルト!
- 58 2008年度「土地家屋調査士」掲載
索引 2008年4月号(No.615) ～ 2009年3月号(No.626)
- 64 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 65 会務日誌
- 65 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

土地家屋調査士 ADR の現状と今後

～模索から飛躍に向け～

土地家屋調査士会に境界問題相談センターが設置されたのは、平成14年の愛知会からでした。全国に先駆けて『土地の境界』という特殊な分野での相談窓口を開設した視野の広さと実行力には今更ながら、パイオニアとしての前向きな姿勢と努力を痛感せずにはいられません。

現在、全国の各土地家屋調査士会に相次いで境界問題相談センターが設立、法務大臣の指定を受けている状況の中、ADR法による法務大臣の認証を受けた裁判外紛争解決手続機関としての境界問題ADRセンターも大阪会、愛媛会、滋賀会、徳島会と現在4会に至っているところであります。加えて手続代理人としての認定土地家屋調査士も全国で約3800名が誕生しています。

このようにADR手続機関、手続代理人を法体系を絡めて、多く輩出している現状を鑑みると、日本のADRを土地家屋調査士会のセンターがリードしていると表現しても違和感のないことであります。

また、これまでADRについては有識者のみが語ってきた部分が多く、ADRを実践している実務家からの社会に向けた発言が皆無に等しい思いがします。

今後の日本におけるADRの発展を考えると、そろそろ実務家が語るADR論というものが必要な時期であり、「とにかくセンターを立ち上げる段階」は過ぎ去り、将来を見据えて「いかにセンターを維持・発展させるか」を考える段階にきており、そのためにもここでADRセンターの現状の総括、明日に向けた施策を土地家屋調査士自身が行うことは大変意義深く、情報の共有化はもとより、明日への指針に向けた礎となれば幸いです。そのような想いをこめて新企画として掲載するものです。

「境界問題相談センター」から 「境界問題ADRセンター」へ (小さな会の大きな夢)

境界問題相談センターこうち
センター長 西森裕保

1. 反省から学ぶ境界センター

「境界問題相談センターこうち」(以下「境界センター」という。)における平成18年9月21日発足から現在に至るまでの取り扱い件数は、次のとおりです。

境界問題相談センターこうち 取り扱い業務集計表
期間：平成18年10月1日～平成21年4月31日(31月数)

年度	受付(面談)業務						解決手続(調停)業務							備考
	電話 照会	受付 面談	申立人 受理	相手方 取 下	相 手 方 取 下	調停 回 付	調停 受 付	調停 取 下	不調 拒 否	不調 当 事 者 意 思	不調 和 解 見 込 無 効	不調 成 立	成 立	
H18 4月 ～ 3月	26	24	5	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
H19	43	40	3	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	
H20	24	20	4	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	
H21	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	97	86	14	3	3	4	2	1	0	0	0	0	1	

(1) 平成18年度の実態

この年は、境界センターが胎動した初年度であり、運営や調停実務については手探りの状態でありました。10月からのスタートでありましたが、申立事案が半年間で5件もあり、幸先よいスタートを切れました。5件の内1件は取り下げとなりましたが、残りの4件は申立を受理し相手方との連絡まで進展していました。ところがこの4件とも相手方からは何の回答も頂けません。話し合いの場に同席して頂けない、話し合いに参加をして頂くためにはどうす

ればよいのか？苦悩する日々が続きました。そこで見直したのが、相手方への連絡文書です。今の形式でよいのか。付加的な説明や、角度を変えた表現はできないのか。「申立」「調停」「紛争解決」…日常的に聞き慣れない言葉が並んでいて、不安な気持ちを抱かせたのではないかと等々…。

当会の境界センターの基本的なスタイルは、走りながら考えることですので、このときに気付いたのが、参加誘引文書の工夫であり、改めて文章でもって相手方に通知することの難しさを体験しました。

(2) 平成19年度の実態

この年からは、連絡文書を平易な表現に改め、境界センターの仕組みと、話し合いをすることにより円満な解決を求める、「掛け声」的な形にしました。そのことが良かったのかどうかは分かりませんが、調停受付第1号が出ました。分筆登記がされた土地で座標数値による地積測量図もありましたので、これは解決できる事案だと心は動きました。申立人は分筆した方の妻で、その主張は、亡夫のときの境界線が間違っている。当時は仕方なく決めたのだから直したい。地積測量図の作成時期より古い建物図面がある。この建物図面には建物からの距離が記載されている。この図面数字の距離のところは土地の境界である。現地です法をあててみるとこの距離は取れない。隣の家がはみ出してきている。この事実を相手は認めようとしないので境界センターで話しをしたい。～大体このような内容でした。相手方も用地測量を計画していた時でもあり、調停には積極的に参加して頂きました。申立人は、事前に法務局へ相談に行っており、そこで地積測量図があるとしても境界線が間違っているときは図面を直すことができるとの説明を受けておりました。そのことが申立

人とすれば、地積測量図における境界線は“絶対的”なものではなくて、新たな境界線を主張することはできる。という「強力な自己意識」を持つことになりました。建物図面に書いている距離が正しい。建物図面の方が地積測量図の作成より古いから間違いない。最初から最後までこのことを言い続け、建物図面が示す意味合いについて何度説明しても分かって貰えませんでした。

(3) 平成20年度の実態

この年は、前年度と比べると電話照会や受付面談件数は半減しましたが、境界センターとしての実力を試される年となりました。第1号調停事案については、第3回調停期日まで進み、同席調停において何とか和解合意に到達しました。合意内容の下書きと、和解契約書に現地測量図面を添付するとの合意を取り付けて散会となり、早速に測量準備にかかりましたが、翌日申立人からどんでん返しの一報が入りました。家に帰って家族に話したところ、断るように言われたので昨日のことはなかったことにする。調停は取り下げるというものでした。合意ができたと言ったのも束の間のことでした。その後申立人の家族が来所し、調停をするということは、私たちの主張と相手方の主張がこの部分で違いがあるが、このような形で折り合うことはできないだろうか、ということをするのではないですか。境界センターの調停はそんなことはしてくれなかった。私たちの思いはそこにあったのです。と大体このような意見でした。事案を担当して頂いた調停委員の方の名誉のためにもこのことはきちんとしておかなければなりません。調停委員の方は実に熱心に対応して下さいました。当事者の主張もきちんと聞き、誠心誠意事案解決に取り組んで下さいました。ご意見は受け取りましたが、これもよい意味での反省材料にしたいと思っています。この年は、調停第2号が動きました。地籍調査事業区域の境界紛争です。境界が確定しなければ筆界未定処理になるので何とか境界を確定したいとの心理が働いたような事案です。申立人は一人ですが、相手方は県内2名、県外2名の4名です。地籍素図がありましたので、話し合いはその図面を参考にして進めていきました。県外の相手方からは、何かにつけて私に電話が入りました。連絡文書は、センター長として私の名前が出ておりましたので、先方はインターネット上の会員名簿から住所、電話番号を調べて電話を掛けてきておりました。事案解決につながる内容の話は当然できませんが、申立人に対する色々の思いや自分の考えを長い時間にかけて話してくるのです。ご自分の考えについては文書にして境界センターに届けて頂くよう要請はするのですが、話の前置きから結びに至るまで長々と話すことも度々ありました。2月には高知放送のラジオカーのインタビューを境界センターが受け、電波を介して宣伝をしておきました。その反響かどうかは分かりませんが、申立受理が2件ありました。マスメディアの力は大きいものがあります。

(4) 平成21年度の実態

4月までの状況ですが、前年度から話し合っておりました事案の合意和解ができました。待望の解決事案第1号です。署名、押印はできましたがここで難しかったのは、合意内容の実践であります。合意内容となりました、ブロック塀など越境物の撤去と新しいブロック塀の構築を、①いつ行うのか。②その確認をどのようにするのか。③当事者立ち会いの上で撤去、構築なのか。④定めた境界点の現地明示をどの段階で行うのか。つまり、合意和解の事後確認作業が出てきたのです。ここはやはり、境界センターが窓口となる必要を感じましたので現地に入りました。調停室で図面や写真により合意していた現場のことが、現地では、建物の庇やブロック塀の基礎などの取り扱いで問題となってきました。事後確認作業のつもりが、調停の仕切り直しのところまで行きかかりましたが、調停委員の活躍で何とか軌道を正常に戻すことができてホッとしました。調停委員は一度も現場を見ておりませんでしたので、つくづく現地確認の重要性に気付かされる事案でした。

2. 境界センターに足りないもの

境界センターは設立4年目になりますが、不足のものが相当あります。それは大きく分けて3分類となります。その1は、事務体制の不備です。境界センターには専属の事務職員はおりません。会員が事務員となり支えていくこととなっておりますが、現実的には個々の業務に追われて境界センターの事務どころではないのが本音です。だからといって事務はおろそかにはできません。何とか知恵を振り絞って事務体制を整えなければならないのが直近の課題です。その2は、規則の整備です。境界センターは指定団体から認証団体に昇華していかなければなりません。利用者にとってより良いものにするためにはどうすればよいのか。ここは会員の英知を結集しなければなりません。ADR法の目指す和解の仲介の実現には、まだまだ研鑽を積まなければなりません。私を含め当会はこの点が大いに不足しております。研修会の充実などを通して多方面から会員の底力を引き出すようにしなければなりません。その3は、認定調査士の不足です。境界センターは認定調査士の方が依頼人の要請に基づいて紛争解決をするがために構築した機関であります。仮に当会に一人の認定調査士もいないとすれば、境界センターの存在基盤が揺らぐことになります。社会に潜在している境界紛争を、当事者の話し合いを通して解決していくとする大きな目的も境界センターにはあります。その意味においての存在意義は当然ありますが、いずれにしても会員の活躍の場として活用するためには構えたものには間違いがありません。当会は現在131名の会員がおりますが、認定調査士は21名です。これは全体の16%にしかありません。このようなことは寂しい限りです。会員全員が認定資格を取得し、境界センターを通して社会貢献を実践してい

くことが、新しい土地家屋調査士像であるとの思いを私たちは持ち続けていきたいものであります。

3. 「境界問題相談センター」から「境界問題ADRセンター」へ

現在の境界センターは、筆界が現地において不明であることに起因する境界紛争という範囲に限定されています。土地家屋調査士法での存在ということを考えれば、仕方ありませんが、厳密に言えば所有権境界紛争事案の取り扱いができないことがあることを想定しておかなければなりません。ここはやはり法的境界である筆界と所有権の範囲である境界の両方を扱うようにしなければなりません。そのために取り組んでいるのが認証取得によるADRセンターへの体制移行であります。新しいシステムの導入と多くの会員がそれぞれ役割を分担する新しい参加の仕組み、利用者からみてもより利用し易く、分かり易い形に発展的に変えていくことが必要となってきました。私たちはこのような思いで相談センターの制度を改めてADRセンターを創ろうとしております。私たちが目指しているADRセンターについては現在のところ規則制定中ですが、その概要をお伝えしておきます。小さな会の大きな夢としてご覧下さい。

粗末な文面のうえに、意気込み披露で最後となりましたが、今後とも何卒ご指導ご鞭撻の程をよろしくお願いいたします。

4. 境界問題ADRセンターの概要

- (1) 調停を行うという概念ではなくて、和解の仲介を行うことを目的とする。
- (2) 調停委員の名称は使わない。メディエーターの名称で、和解の仲介を担当する。
- (3) 解決手続を担当するメディエーターは、弁護士1名、調査士1名を基本とする。
- (4) 受付面談員の名称は使わない。アドバイザーの名称で、受付面談、申込書受理、法14条説明、解決手続実施依頼契約締結などを担当する。
- (5) 申込人側のアドバイザーと相手方側のアドバイザーを別々に構えて対応する。
- (6) 調停補助員の名称は使わない。サポーターの名称で、調査業務を担当する。
- (7) アドバイザー、メディエーター、サポーターは、理事会の同意を得て会長が任命する。
- (8) アドバイザー、メディエーター、サポーターは、次の要件の会員から選任する。
 - ① 認定土地家屋調査士として日本土地家屋調査士会連合会に登録されている者
 - ② 不動産登記法第127条第2項による筆界特定調査員として高知地方法務局長から任命され筆界特定調査の実務経験を有する者
 - ③ 土地家屋調査士業務に関する一定の実務経験を有する者

- ④ 民事調停法(昭和26年6月9日法律第222号)第8条による民事調停委員として最高裁判所から任命され、民事調停の実務経験を有する者
 - ・アドバイザー、サポーターについては、④の要件を除く。
 - ・③の実務経験は、アドバイザー、メディエーター、サポーター毎に会員歴、取り扱い事件数の最低数を定める。
- (9) メディエーターは、予め紛争地の現状確認をすることができる。費用は境界センターが負担する。
- (10) アドバイザーを活用することにより、事務の振り分けを行い、事務分量の軽減を図る。
- (11) 規則に用語の定義を定め、会員及び利用者の理解を深めるようにする。

(一例)

 - ① 解決手続
紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、境界問題ADRセンターこうちが、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外の民間紛争解決手続をいう
 - ② 和解の仲介
当事者の主張が対立するときにおいて、メディエーターが紛争の当事者間に立ち、その主張を聴取のうえ、当事者間の利害の調整や実務上の専門的な知見による助言の提供などにより、紛争の当事者間の交渉を促し、もって当事者間において、紛争解決についての合意、すなわち和解を成立させることを目的とする調整型の行為をいう
 - ③ 解決期日
境界問題ADRセンターこうちで実施される解決手続において、紛争の当事者とメディエーターが、一定の場所に会合して紛争解決のための話し合いを行うこと又はその日時をいう
 - ④ 土地の境界
筆界・所有権界の別、地番の有・無や公有・私有の別などを問わず、土地の境の総称をいう
 - ⑤ アドバイザー
境界問題ADRセンターこうちで実施される解決手続において、利用者に対応し、受付や説明、解決手続実施依頼契約締結などの業務を行う要員をいう
 - ⑥ メディエーター
境界問題ADRセンターこうちで実施される解決手続において、紛争解決手続実施者として、和解の仲介を行う要員をいう
 - ⑦ サポーター
境界問題ADRセンターこうちで実施される解決手続において、依頼を受けて調査業務を行う要員をいう

カダストラル・スタディーズ

『土地家屋調査士の新たな市場』

研究員 小野伸秋(岐阜会)

はじめに

土地家屋調査士(以下「調査士」という。)の日常業務を行う中で不動産登記法の改正などにより、オンライン申請を始め大幅な登記手続きの変更がなされてきた。しかし、何故そのような変更が必要なのか理解できない会員が多く、混乱をきたしているのが現実である。これらの背景には我が国の威信をかけたIT化への取り組みがある。まず、政府の「測位・地理情報システム等推進会議」は、2006年度から概ね5ヶ年の政府のGISに関する計画として「GISアクションプログラム2010」を2007年3月22日に決定した。

この計画はサブタイトル『世界最先端の「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指して』が示すように、地理空間情報のデータやシステムの整備だけではなく、情報を流通させるための社会的な仕組みや、情報を利活用できる人材などを含めた総合体を国家的な社会基盤として早急に構築していく必要があることを目的とした計画である。私達調査士の身近なところでは登記所備付地図等の電子化を法務省は2010年度までに登記所備付地図と「地図に準ずる図面」を電子化することがそれにあたる。

しかし、これらの計画を達成するためには国民、民間企業、国、地方公共団体等、多くのシステムの改変を伴う必要性から、政府は平成19年8月29日地理空間情報活用推進基本法(以下「NSDI法」という。)を施行し、平成20年4月15日には、その条文の中に示す『地理空間情報活用推進基本計画』を閣議決定した。いよいよ地理空間情報を活用する事業が推進されることになる。今年を入れて残り3年である。

私達調査士は、これらの基本計画等が推進されるにつれ、さらに都市再生事業との連携、オンライン申請の推進などが課せられることになる。

私はこの現実を真摯に受け止め、

◆調査士は、オンライン登記申請等で作成するXML化した電子情報(不動産登記規則93条報告書・地積測量図・建物図面等)をNSDI法の求める地理空間情報として、特に有用な属性情報である筆界情報、建物情報、登記基準点情報などを作成する専門資格者としての社会的使命から情報の共有化システムを制度構築できないか？

【資格者の社会的使命】

◆また、その情報管理は、行政だけに全てを任せると多大な経費を伴うことから、表題登記における現地掌握・管理等は民間組織の確立により法務局を補佐する組織が構築できないか？【地籍情報管理補佐機関の設立】

◆さらに、災害などの緊急時に国民の財産である不動産の履歴情報を瞬時に確認できるセンターや紛争が起きたときの対応ができる組織など総合的な不動産(土地建物)情報センターを構築することができないか？

【新たな産業の創出】

等、民活による専門性を生かした国民のためのセンター構築がこの法律の求める理念であり、国家資格者としての使命であると共に新たな市場であると考え。

第1章 調査士の社会的使命

1. NSDI法と調査士

NSDI法の目的は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するために必要な地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本事項を定め、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにある。

この様な法律が施行され、私達調査士に大きな影響を与えようとしているにも拘らず、その必要性及びその趣旨を理解できない原因は、国土交通省が主体となって「地籍調査事業が地理空間情報を整備すること

である」と訴えているが、法務省から「地積測量図作成(筆界情報)が地理空間情報整備に該当する」という情報が無く、この法律さえ知る余地も無いことから、余り馴染みがない。しかし、調査士が大変重要なポストに立ち、地理空間情報という新たな市場の走者としてスタートが切られた状態にある。

また、その基本理念は、第3条第1項に『…地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うこと…』と示された。



これは言い換えると次の3つの目的を実行することを意味する。

- ・【電子化推進】電磁的データを整備し提供する時代を目指すものであること。
- ・【電子情報作成管理環境整備】そのデータ整備はGIS・GPSの利用推進を図るものであること。
- ・【電子情報共有化体制整備】体制整備に必要な人材育成、国、地方公共団体等の関係機関との連携強化等。

さらに、この目的を我々調査士に置き換えると、専門資格者としてこの法律が求めるものは次のようになる。

- ・【電子化推進】街区基準点の利用推進、地積測量図・不動産登記規則93条報告書(以下「93条報告書」という。)のXML化及びオンライン申請の推進。
- ・【電子情報作成管理環境整備】93条報告書管理システム、登記基準点管理システムなどのシステムの構築、NET-RTK-GPSの利用促進による登記基準点設置システムの構築の環境整備推進。
- ・【電子情報共有化体制整備】地理空間情報作成資格者組織と国・地方公共団体等との情報の共有化体制確立の環境整備推進。

となる。

2. 93条報告書の多面的有用性

不動産登記規則93条では、「登記官は、表示に関する登記をする場合には、法第二十九条の規定により実地調査を行わなければならない。ただし、申請に係る不動産の調査に関する報告その他の申請情報と併せて提供された情報又は公知の事実若しくは登記官が職務上知り得た事実により登記官が実地調査をする必要がないと認めたときは、この限りでない。」と記載され、調査士が作成する報告書の添付があれば登記官が行う実地調査を省略することが可能とする内容になっている。このことから、実質不動産の表示に関する登記では、現地の状況調査・筆界調査・占有調査等を全て登記官に代行して事実認定までも行うことが出来る内容を纏めたものとなる。

しかし、その93条報告書は登記が完了すると不動産登記規則28条第10号により一部を除き5年間しか保存されない。つまり5年を超えると登記簿と地積測量図しか法務局には備わっていないことになる。それでは余りにもったいない話である。この93条報告書は次に示すとおり登記申請だけでなく多面的に有用性のあるものであることから、保存期間を永久してもいいほど貴重な資料である。

(1)境界復元資料としての有用性

もしあなたが土地を購入した時に、いくら不動産業者から境界杭を全て確認した上で地積測量図、筆界確認書及び官民境界確認証明書を頂いたとしても10年もすると分からなくなることが多々ある。例えば、道路側溝工事を行い、境界杭を抜いてしまったり、移動したりすることによる紛失、混乱やそれを原因とする紛争などは日常茶飯事である。そのような時、一般国民は法務局に行けば全て分かるから安心だと信じている。しかしそこには登記簿と地積測量図しかない。運良く10年前に作成した調査士が開業していればある程度の資料を見つけることはできるが復元できる資料を整理してある保障はない。そんな時、93条報告書が保存されていることにより国民の財産である不動産の境界杭復元資料としての役割は貴重である。況して世代交代があった時などは境界の杭すらあったことも知らない事件に遭遇する。そんな世代を超えた永年の管理資料として重要である。

(2)担保物権評価資料としての有用性

近頃、新聞紙上でも事件として取り上げられたが、銀行が不動産を担保に抵当権設定を行い多額の融資をしたが隣接する無担保地を、地積更正登記を行い増歩するような不動産表示登記制度の根幹をも揺るがす事件とか、ある会社の運営資金としてその会社所有の数筆の土地を担保に融資をしたが、経営が行き詰まり任意売却して清算しようと土地の境界調査を行ったところ面積が減少したため担保割れとなる事件はバブル期以降よく聞く話である。この様な事件となった原因は担保に取った土地の物件調査を法務局の登記簿と銀行員の安易な調査だけに頼ったところに問題がある。専門家である調査士が最低でも93条報告書の提出があればこの様な問題にはならない。

(3)地籍調査事業簡略化資料としての有用性

地籍調査事業の立会時に住民から「俺の土地は昔購入する時にしっかり測ってあるからその位置でいい!」と言われる。役所側は住民の言うとおり、昔官民境界確認証明書まで発行していてもその位置を確認(復元)することができる管理をしてこなかったため「それでその位置は何处でしょうか?」と聞くことになる。もし復元管理を行っていたら現在行われているような地籍調査事業の必要性はない。そこで、93条報告書を地積測量図と一緒に管理していたなら地籍調査事業はこの位置で間違いないかを問う確認作業だけで可能となる貴重な資料となる。

(4)筆界特定制度の特定資料としての有用性

法務局は平成18年1月20日から筆界特定手続を開始した。本来であれば法務局は昭和35年の土地台帳との一元化が行われた日以降は登記申請によって創設された創設筆界である。であればその記録から現地を復元できるはずであるがその機能を持っていないのが現実である。今始めて登記申請時の記録が残っていれば筆界特定制度は半年の処理期間も必要としない容易な特定ができた事件が多くなるだろう。現実には、その筆界を特定した根拠資料が全く無いことから現地の占有状況に重点を置いて特定するなど、本来の目的達成にはまだまだ時間が必要な状況にある。そのような状況を打破するためには、93条報告書は大変貴重な資料となることは言うまでもない。

3. 地積測量図による筆界線の明示性(復元性)

現在の地積測量図は法務局の登記申請が処理されればよしとした考えでいる調査士がほとんどである。「そんなことは当たり前だ！何を考えているのか!!」と一喝されそうな発言かもしれない。しかし、問題は「5年後、10年後の復元性を考慮した地積測量図を作成しているのか？」である。この拘りは次世代の不動産表示登記制度に対応できる調査士の登竜門となるのではないだろうか。

(1)筆界特定制度に耐えられる地積測量図の作成

筆界特定申請を提出している事件は、特に筆界が特定できないようなものだから申請するものではない。ごく普通の土地分筆登記を行う事件となら相違するものではない。ちょっとした感情の縛れであったり、価値観の相違であったり、故意に困らせるのが目的であったりしていることが多々ある。中でも特に注意しなければならないのは、私達調査士は筆界特定作業の専門家であることから、土地の境界確認を行った際に絶えず筆界特定手続が行われても変わらない自信を持った筆界を定めているかが問題となる。もし土地の売買契約に伴い筆界確認調査の依頼を受けて確定測量図を作成して取引が行われた後に、買主から公図の形状と現地の形状が異なることから不信に思い別の調査士に改めて筆界の調査をお願いしたところ筆界が異なった場合は紛議の調停の申立や民事訴訟による損害賠償請求で済めばよいが調査士法第42条の2年間の業務停止または業務禁止にもなりかねないことになる。それくらい慎重に筆界を判断しなければならない時代が来ている自覚が必要である。

(2)公共座標で作成する地積測量図の恐ろしさ

今日まで、測量コンサルタント会社が筆界調査を行った丈量図を利用して登記申請のみを受託する公嘱協会があった。その立会作業の内容を確認すると、買収する関係地主を立ち合わせ、何処が境界線であるかを確認する作業を行い、境界杭を設置しているのである。この調査内容から作成される地積測量図は筆界には程遠いものが時々見受けられることから、後日買収した地積測量図を改めて立ち会うと間違いを指摘することが多い。

しかし、今までは公共事業が完了してしまえば景色が大きく変わることから復元性に余り拘らなかった。そのため、後日にまた立ち会いを行い、以前の地積測量図と食い違った整合しないものであっても新しい地積測量図が正しいと言い切って処理してきたのが現実である。ところが、NSDI法の施行に伴う衛星測位を絡めた次世代地図への対応や、とりわけ街区基準点の設置による公共座標を使った地積測量図を作成するということは地球上のたった1つしかないその位置を特定して永久保存を行う作業であることに気付いていない。

もしその境界線が筆界でないときは損害賠償責任を追及されることになる。さらに、その地積測量図を測量士が作成すれば調査士法第68条(非調査士等の取締り)に違反して1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。

4. 今後予想される時代への対応

前述した93条報告書の有用性と新たな地積測量図の復元性に対して、我々調査士は専門家としての責任を果たしていかなければならない。そこには関連省庁との新たな信頼関係を持った連携プレイへの対応準備が必要となる。

(1)国土調査課との連携(新たな地籍調査事業への対応)

今後、地籍調査事業は今までのような国費で行うことは許されない時代に入ってくる。私達調査士が日常作成する地積測量図と93条報告書を有効に利用して、安価な民間事業者による地籍調査事業を確立することが求められる。その手法として、1筆の土地の調査依頼を受けると付近の10筆前後の土地の概況も観測する。さらに付近で既に近年確定した土地があればその位置を再度確認しながら依頼地を調査することになる。これらの確定した土地の地積測量図と93条報告書の情報を整理しながら不動産登記法第14

条1項地図へと成長させるものである。そのためには、調査士会の位置付け、情報の共有化対策及び管理システムの確立への対応が求められることになる。

(2) 国土地理院との連携(NET-RTK-GPSを利用した基準点管理の見直し策)

街区基準点の管理は、市区町では今まで全く行っていない状況から急遽降って湧いたことで大変苦労しているのが現実である。岐阜県内の市町ではトップダウンで来たから止むを得ず管理するが、「あなた達が登記のために必要なだけで他には何も役に立たない。」といった厄介者扱いをしている現状にある。また、10年後にはGISの仮想空間と現実社会をつなぐ位置情報としての重要な役割に気付くことになるといっても「必要性は理解できるが、それに要する経費は多額に上り、費用対効果が理解できないし、そんな予算は何処にもない。あなた達が必要なら自分達で管理をすればいい。」といわれてしまうのが現状である。

しかし、市区町の言うとおりの、いくら重要なものとはいえ、旧来の基準点観測法による日本列島全体の基準点管理を行う予算確保が困難であることは明白である。そんな現実に対応できる観測法及び管理法を構築しなければならない状態にある。

そこで私はGPS観測に適しない市街地のビル街を除きNET-RTK-GPS観測とTSとのハイブリッド観測法を用いて地積測量図を作成するシステム構築を提案する。全国の調査士が観測したその観測値を国土地理院のジオネットと連携したGISシステムを構築することによる基準点及び法14条地図管理が今求められている。

(3) 法務省との連携(筆界の定義の明確化)

筆界を特定するという手続は国民の貴重な財産である不動産の権利の明確化を目的として行われるべきものである。しかし、その逆に現地の安定を覆す事件にあった。それはある土地を40年前にAさんが売買により所有権を取得し、その際に地積更正登記を行ってから現地と整合させて取引を行い、直ぐに住宅を建築して居住していた。それ以降現在までの40年間全く安定した近隣関係も保ってきたにも拘らず、隣地を購入する目的で所有者から依頼を受けた調査士が「公図(明治期更正図)と昭和23年撮影の米軍撮影の空中写真とは形状が一致するが現地の形状とは違っている。」と指摘され困惑した事件が発生した。筆界特定とは現地の安定を覆すものと

なってしまった。

この事件の真相を調べてみると法務局には40年前に作製された地積測量図があり、現地と一致しているが、当時公図の湾曲を直線に等積交換したものであると推測はできる。しかし、では復元しろと言われても正確に公図だけで復元することは非現実的なところである。また、更正図は既に改租図からの再度の現況測量により更正したものであり、原始筆界を示すものではない。当該一筆の土地が登記された時とは明治32年法律第24号を指すのか地券台帳を指すのかも明白とはなっていないなど、大変不安定な状況にあることが理解できる。

筆界とは不動産登記法第123条第1号の定義による言葉では理解できるが、現場における筆界復元は国民の考える境界線に対する認識と民法との整合、不動産登記手続の選択による物権変動に伴う税法等他法令の違法性の検討、現地安定性と筆界限定との法的すり合わせの検討なども考慮した筆界の定義を明確化しなければ地図は安定しない。早急な対応が望まれる。

第2章 調査士法が求める理想的な調査士像

調査士法は他の資格者と業務内容の特殊性から、ただ単に依頼者から業務の委任を受けて業務処理すればよいものではない。大変公共性が強いものである。

そもそも調査士が業務とする不動産表示登記制度の成り立ちは土地台帳制度から成長した制度である。昭和35年の土地台帳との一元化以前までは、本来登記簿は不動産に関する権利関係を明確にする目的を果たすべく機能し、一方の土地家屋台帳は不動産の現況を明確にする目的を持っていた。また、不動産登記法は自由申請主義をとっているが土地台帳法は職権主義を基礎とする。

この様に今まで不動産登記法は申請人の自由な意思によるものであったものが土地台帳部分に値する不動産表示登記は職権主義が受け継がれた。これらが合体したことにより以前の自由申請主義だけでは表示登記は成り立たないことから不動産登記法上で申請義務を課してきた。しかし、現実には申請義務は上手く機能していない現実にある。

ではなぜそれで問題が起きないかといえば税を取扱う市町村が二重の帳簿を備付け、独自で調査を行い、登記されていないものは未登記物件として不動産登記法上は過料を課す違法な状況を見逃していることにある。これでは一元化の目的が達成できていないことになる。

昭和35年の台帳一元化を検討した当時には問題視されていたようであるが、調査士制度60周年の還暦を迎えようとする現在でも未だに解決されていない。それらを払拭するためにも近年の調査士法の改正が行われ、それをバックアップするかのごとくNSDI法が施行され、その理念も考慮した新たな不動産表示登記制度が確立できているはずである。ところが、多くの調査士の意識は、あらゆる台帳の基盤情報として流通させる重責を担った資格者として、また自由申請主義の権利登記代理人とは全く違った登記情報を共有する公共性の強い資格者としての認識ができていないことがここに来て大きな問題であることが明確となった。

調査士法の求める将来の調査士業務は、公共的な立場に立ち、目的の異なるあらゆる情報管理の整理棚として利用できるように筆界情報管理・更新の一元化システムを構築することを目指す。その結果として、不動産表示登記情報の有効活用を考案し、重複作業を省略する効率化を図るものであり、社会にあらゆるサービスを行うものでなければならない。それが調査士法の求める理想であると条文を読み取るべきであると考えます。

1. 調査士法が求める組織の形態

調査士法が求める組織の形態は、今まで行ってきた不動産表示登記の代理人としての業務に止まらず、基準点観測、境界紛争解決、筆界特定、地図作成など、あらゆる業務への対応を求められ、司法書士、行政書士、測量士との業務の兼業形態が困難な状況になってきた。これらの専門性を満足するためには今までの個人事務所形態では対応ができなくなってきている。その対応策として、特化した専門家を求めたり、大規模事業に対応できる専門家の集団を求めたりする方向性が感じ取れる。それらの要求に対応できる組織として今までは公嘱協会が組織化されていたが競争力を持たせる意味からも調査士法施行規則第29条調査士法人に期待が寄せられているように感じられる。

(1) 専門性を競い合う組織

調査士業の業務は調査士法第3条第1号～3号に示す「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量」が母体である。しかし、不動産表示登記情報は地理空間情報でもあることからNSDI法の関わりが追加され、国土基本地図のデータベースとしての位置付けがなされ多面

的利用が求められている。

また、元来調査士業務の3本柱は①調査能力、②測量技術、③法的素養にあるが、調査能力は調査士法第3条第4号～6号が追加され、今まで以上に要求され、同法第8号、9号のADRなどの紛争解決からADR認定調査士制度が確立され法的素養が求められ、さらに前述のNSDI法との関わりから基準点などの測量技術が求められる事態となった。これらの専門性を全て兼ね備えるためにはそれぞれに特化した調査士が集団化することにより、より国民の信用を得、さらにその集団化した調査士法人同士が競い合い、国民の信頼を得ることから知名度も増すことになる。

(業務)

第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

1. 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
2. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
3. 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。)の作成
4. 筆界特定の手続(不動産登記法(平成16年法律第123号)第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。)についての代理
5. 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
6. 前各号に掲げる事務についての相談
7. 土地の筆界(不動産登記法第123条第1号に規定する筆界をいう。第25条第2項において同じ。)が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続(民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。)をいう。)であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものを行うものについての代理
8. 前号に掲げる事務についての相談

(2)情報の共有化(情報管理)に対応できる組織

不動産登記規則の条文中に「基本三角点等」の文字が記され、その定義が示されたこと。また、街区基準点が地理空間情報整備のため地籍調査事業推進という表看板で全国のDID地区に設置されたことなどの理念に則り日調連は登記基準点制度を構築しました。これにより街区基準点を含めた登記基準点網を骨格に日常行われている土地分筆登記のデータを集積して地図に準ずる図面の地域は地図に成長させ、地図が備え付けられた地域では地図の更新作業をリアルタイムで行うことが可能となる。

しかし、不動産登記制度ではこの様な日常行われる土地分筆登記などで設置される登記基準点を共有するシステムが無いこと。また、もしシステムがあったとしても調査士個人がお金を出して登記基準点を設置し、他の調査士がその設置された近隣地を将来測りに来たときに有効利用するためのものとなるが、報酬無くして情報を共有するシステムに乗せないだろうと想像できる。

この様な新たな不動産表示登記制度の環境下では、設置者側と利用者側に納得のできる利用環境整備を行う必要であるが、組織がないままに法律は施行されていることから早急な組織の構築が絶対的必要条件となる。

(3)国民のニーズに対応できる多面的サービス組織

国民は不動産の登記簿の記載を信用して土地の取引を行っている。この信頼を保証できるような厳格な調査を行った不動産登記規則第93条報告書を作成し、不動産取引の安全に関与すること。また、金融機関が不動産を担保に融資を行う場合にその担保価値を登記簿の表題部に求めるのが常である。この表題部の情報の信憑性を保証すること。さらに、土地の境界線の位置を廻っての境界紛争事件などの解決の相談を受け解決するまでの適切な判断指導などを行うことなどはいずれも調査士ならではのサービス業務と考えることができるが、なぜか社会に認知されないのは組織がそこまで成長できないことにある。しかし、調査士法人が法制化された現在ではそれが可能となった。私達調査士は今、組織の構築が国民に求められているのである。

2. 調査士法施行規則第29条が求める新たな市場

前述したような専門性を競い合う組織、情報の共有化に対応できる組織、国民の多面的ニーズに対応できる組織が国民及び社会の要求であり、私達調査

士の現状の環境化からも理解できる。しかしこの様なニーズは下記に示す調査士法人の業務の範囲を示す施行規則第29条の各号に示すものであることが理解できる。つまり、私達の新たな市場はこの条文の中にあるといっても過言ではない。

(調査士法人の業務の範囲)

第二十九条 法第二十九条第一項第一号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
- 二 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務
- 三 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
- 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十三条の二第一項に規定する特定業務
- 五 法第三条第一項各号及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

(1)第1号の求める新たな市場

ただ単に筆界鑑定業務に過ぎないように考える方が多いとは思いますが次のような業務が含まれると考える。

①顧問調査士業務(ADR認定調査士活用業務)

官公署が境界紛争事件に巻き込まれたときに信頼して相談できる機関として、調査士法人と顧問契約を行う。住民とのトラブルになった時はその解決を業務として受託、もし訴訟等になれば保佐人として業務を受託、ADRとなれば代理人として業務を受託する。この様な官公署の委嘱を受けて行う業務。

②官民境界立会代理人業務

条文中「土地の筆界に関する鑑定」とは道水路と民地との筆界線を鑑定して隣接地主と確認し合う業務である。官公署の吏員の代理人として又は補助する業務として受託する。

③不動産担保物権調査業務(規則93条報告書業務)

担保物権所有者又は担保設定権者からの依頼により物件の登記簿表題部の記載事項、地図又は地図に準ずる図面との整合調査を行い、鑑定書(規則93条報告書)を成果品として提出する。

④不動産取引物件調査業務

土地売買等の不動産取引を行う場合に取引物件が前述同様に登記簿との整合が確認できることを確認できる鑑定書(規則93条報告書)を成果品として提出する。

(2)第2号の求める新たな市場

土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務は今最も必要とする業務の1つであるが、逆に管理業務はその必要性を理解させることが最も困難な業務でもある。

①官民境界情報管理業務

前第1号業務である官民境界立会代理人業務などにより特定された筆界確認資料を収集して管理する業務。

②不動産担保物権管理業務

金融機関が担保に取った不動産の定期的に確認を行い他者占有、建築物の改廃等がないこと確認する業務。

③ライフライン情報管理業務

民間企業の内、特にライフライン企業の情報は災害時等には大変重要な情報になる。また、各々がGIS管理を行ったとしても官公署等との連携が取れていないことから復旧作業に手間取ることが多々ある。それらの情報を一元化することを目的として行う情報管理業務。

④総合不動産情報管理業務

国民の貴重な財産である不動産の情報は法務局の登記制度だけでは満足できない。絶えず現地の境界杭は移動の危険にさらされている。このような境界標識の移動の危険を回避する管理業務。

(3)第3号が求める新たな市場

今まで私達調査士は調査士制度発展のために日調連、単位会、支部に至るまで、強制会であることを利用して全国の調査士の中から抜きんでた会員に、言わば強制的に執筆させ、研修会及び講演会の講師を行わせてきた。事実本の売却益が数千万円でても執筆者には1円の配当もないなど、全く生活の保障がない状況である。そのため、それらの講師陣は、純粋に制度発展に協力した貴重なシンクタンクであるにも拘らず潰してしまうのが現実である。

もしこれが大きな調査士法人の業務として取扱っていたら、法人の中で生活保障を行い確固たる地位を生活面でも行うことができる。また、日調連の研修部・研究所予算はこんなに必要のない状況になり、結果として会費が安価となる。

またさらに、あらゆるサービスを研究することにより、より現実社会における問題及び次世代の登記制度発展、地籍学・登記学など、次のような事業展開も想像できる。

①調査士制度研究・研修センターの設立

条文そのままの業務である。このようなシステムが

できることにより調査士会は研修会を開かなくても、調査士法人が開催する研修会に参加することにより自己研鑽し、サービスに対する競争が激化し、結果として調査士の知名度に大きく貢献する。

②民間型登記補助システムの輸出

日本の誇る国土院のジオネットの情報を得て確固たる登記基準点制度を確立し、民法・民事訴訟法・不動産登記法・建築基準法・都市計画法等あらゆる法律との整合にも配慮した登記システム構築を輸出する。

(4)第4号が求める新たな市場

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」により法務局の業務を調査士法人が担うものである。現在の法務局ではできないようなサービスを行うことにより調査士法人の業務として確立する。

(5)第5号が求める新たな市場

調査士法3条1項業務及び29条の調査士法人業務に附帯し、又は密接に関連する業務として前述した1号業務の更なる業務成長型が考えられる。

①不動産担保物権附帯情報調査業務

不動産担保物権調査業務(規則93条報告書業務)で考案した筆界を特定する業務での調査を行う中で、現地の占有状況調査も行なうことから「隣地との境界線の越境調査」、「建物増築調査」などが実施されている。また、都市計画法及び建築基準法の制限なども筆界調査時に情報として取得していることから「敷地関係法令調査」、「地籍(土地の履歴)情報調査」などの付帯業務が現実に行われている。それらの業務を専門業務として確立する。

②地番図提供サービス業務

GISの基盤図として公図を張り合わせた地番図を作成し、市町村の道水路管理課との契約による道水路敷地整備と資産税課との契約による土地建物異動情報整備を行い、地番図を更新する業務

3. 調査士法人VS公嘱協会VS新たな公益法人

しかし、これら土地家屋調査士法に定める調査士法人業務は条文にあるから調査士法人以外は誰も業務としてできない調査士法人の専業なのか？

いやそうではなく、ただ単に永年にわたり業務としてこなしてきたら必然的に筆界確認の資料を管理している。それらの資料は復元資料として同業者間の資料提供に対応するため、業務としての位置付けを可能にしたものである。したがって調査士なら誰でも業務を行うことは可能であると考えべきだ。

そうだとすると調査士の集団である公嘱協会が下記に示す調査士法第64条業務範囲に入っていないが可能と考えるのか？

いやいやそうではない。公嘱協会は調査士法第3条第1項第1号～第3号までに掲げる事務の内、調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限るから、管理を行ってもよいが業務として報酬を得ることはできないと考えるべきである。

しかし、この様な国の基盤情報の管理に関わる業務は、本来公益的な業務であることから公益法人として公嘱協会とは別に設立すべきものではないか？といった疑問の中でこの3法人の長所・短所を見極める必要がある。

(業務)

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事務(同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

(1)競争入札及び利益追求型調査士法人の危険性

調査士法人のメリットは個人調査士の成果品の質の向上、質の均一化、情報の共有化による無駄を無くすことなどが考えられる。しかし、余りに業務を調査士法人が独占してしまうと個人調査士の協調性が保たれなくなる可能性がある。

現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、官民でさえ入札を行う時代が来ているが、これらの法律の求めるものは国民サイドに立った場合に、より良いものを、より安く、より早く提供できるための最高の手段として考えられている。しかし、調査士業務はより調査した成果資料をより効率的に同業者間で協調し合うことが最高の手段である。それがどんなことか理解していただくために、私の地場を例にとって説明する。

調査士業務は筆界に関して、その地域の慣習などを知らずに調査することはできない。例えば、土地改良区域内ではその土地改良事業の測量精度、隅切りの大きさ、縄伸びなどの慣習を知らずに行う豪い目にあう。その地域の特性調査を行い、その後に現地の踏査、基礎測量、画地調整などを行うのが常識である。私はそれらの資料を1枚の図面にまとめ市役所との官民境界確認資料として市役所に保存して

もらっている。そのような資料のある地域に他の調査士が業務受託すると市役所から私の調査した筆界調査をまとめた街区調査図等の資料が提供され、その付近の調査が容易にできるので私の資料に当たった調査士は安価に、早く、正確に業務を完了できる。

しかし、どの調査士も協調できているかということではないが、もし調査士法人が陣地取りのようなことを始めてしまうと協調ができなくなり孤立することになる。調査士法人は利益を追求し競争し合うことなく、調査士同士が情報を提供し合う環境ができなければ法律の求める調査士法人とはなれない。そう私は考える。

(2)公嘱協会の組織(目的)の再編も一つの方策(調査士法改正)

公嘱協会は、調査士同士が協調し合って組織化していることから情報の共有化に対応する組織として業務拡張されれば大変都合のいい組織である。しかし、本来の目的が官公署からの一団の多くの登記処理を処理することができない場合に個人調査士が分け合って処理するだけの組織が基本にあるから、調査士事務所の中には測量会社を兼業している者もいるので、もう必要がないと考えることができる。

ところが県、国などのように地域に密着していない官公署からの委託業務を除き、市町村等では、公嘱協会における受託業務分配というよりも、むしろ地域の事情に精通した調査士の業務受託への認識をもっていることが多いのが現実と考える。

一方、地域に密着していない国、県等の業務は、測量コンサルタントが行う場合が多く、業務処理の過程や費用支払いの段階で問題となることもあることからすれば、時代のすう勢とは逆であるかもしれないが、競争入札方式より随意契約方式の方が結果的に国民にとっても不安はなく、官公署にとっても安価に、スピーディーな処理が可能となる。

平成20年12月1日からの公益法人の見直しが始まり、全てが競争の社会ではこの様な公嘱協会は不要な組織にも思われるが決して全てに関してではない。今一度調査士法第64条の変更を法務省に提案し、調査士法人の公益的な部分を成長させた公共用物の全ての境界線管理を行う組織に再編し、地域に密着した管理を行う組織に再編することが重要である。

(3)公益的な法人の必要性

私の考える前述した調査士法人業務は国民サイドからは要求される内容であるが実現するためにはあ

らゆる組織との連携が必須である。特に、調査士会、法務局及び市区町村との連携の仕方が問題となる。

もし私が調査士法人を立ち上げ自分の利益のためでなく調査士制度のために法人を立ち上げ、情報の共有化を行おうとした時、調査士会、公嘱協会、市町村等がそれを認めてバックアップしてくれるか？協力体制ができるかが問題となる。できなければ机上の空論となる。

その大きな壁は公共座標にある。今まで公共座標は測量の位置情報の共有化のために測量法により国土地理院が三角点・公共基準点を認証しながら利用してきたが地図(1/2500以下)をシームレスに繋げることを目的としてその役割を果たしてきた。しかし、用地測量等には利用されることは少なく、その機能を果たしてこなかった。それは面的に基準点を共有する環境整備した地域でないことから、同一地区にあらゆる官公署が基準の異なる三角点から基準点を設置することはできても累積誤差の違いからそれらを集積したときに数cmの誤差を生じ、利用できないことになることである。

このような1cmに拘る状況は土地の境界ならではの問題であり、1cmを巡る境界紛争にはそれだけの正確さを公共座標に求めることになる。今までの公共測量作業規程に示す用地測量の規程だけでは管理できない境界位置の復元を目的とする特異性がある。それらを含めた管理体制を確立して、誰もが登記申請する前に問題がないかチェックして基準点を含めた情報の共有化をしなければならない。

それなら、それに対応する組織として調査士会が対応すればよいが観測計画の事前協議、意見書の返信、登記基準点認証手続業務、さらに認証データの現地の維持管理まで全てを行うことは現在の役員だ

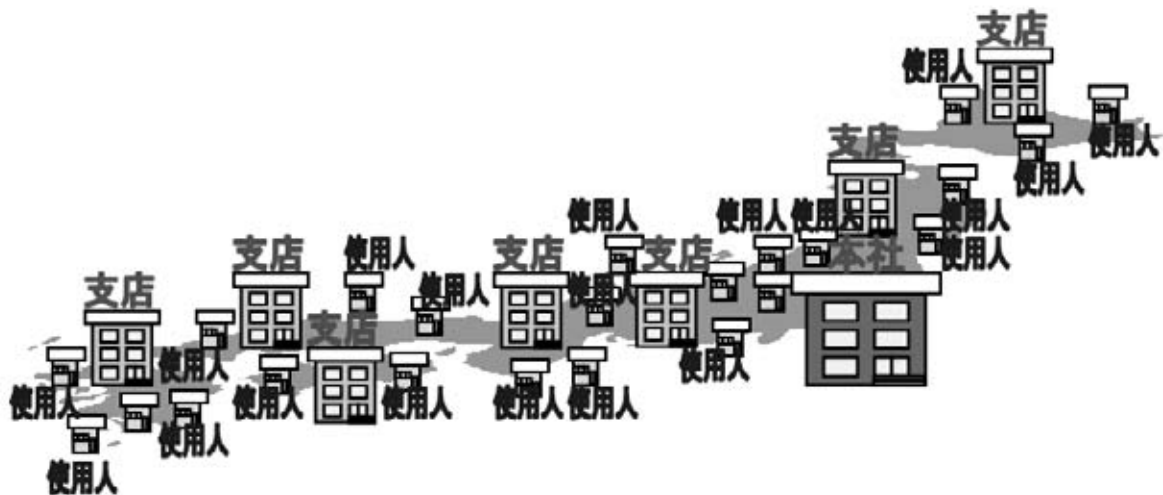
けの対応ではとても負担が大きく無理である。

それでは公益的な事業を行う公益法人を公嘱協会以外に設立して行う方法もあるが筆界の情報管理業務については調査士法人が調査士法上では位置づけられている。このケースも調査士法の縛りが問題となるが、とりあえずのところは調査士法人で対応するが、近い将来に公益法人として必要性を理解し政治連盟を通じてその必要性を国民にアピールし、土地建物情報センター構築を勝ち取るべきであると考え。

(4)調査士法の目的に即した調査士法人

公益性を理解していただくためには、とりあえずフットワークのいい調査士法人で組織を確立する事が適切であると考え、各単位会の小さな市町村単位からサービス業務から始め、最後には調査士法人が調査士法施行規則第29条に示す**法務省令で定める業務**として全国の「土地の筆界の資料及び境界標を管理」を行う専門の調査士法人を設立する。全国の各都道府県に支店を構えネットワーク化する組織に成長する。例えば岐阜市との業務契約を結んだ岐阜支店では市町村の基準点及び道水路境界管理・境界立会業務の委嘱を受け、その地域では、同市在住の調査士が全てその法人の使用人として登録する。法人は市民から境界確認の申請書の提出があったときは、なるべく申請地に精通した使用人調査士を選んで派遣するケースなども考えられる。

調査士法人の代表者は調査士法の「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」目的のために「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」職責を持った者がその任務に当ることである。



第3章 調査士法人(土地家屋情報センター)の設立構想

私達調査士は、NSDI法の基本理念に則り、前章による調査士法の求める基本的な方向性を考慮すると、自ずと不動産表示登記制度を利用した土地・建物情報の構築・更新を行う法務局補助型(登記基礎情報管理組織)としての情報管理組織(調査士法人)の必要性を理解できる。しかし、その業務は行政事務の効率化及び国民の利便性の向上に寄与する土地家屋の登記情報の基礎データを集積したセンターのようなものとなり現実の小規模な調査士事務所からは余りにかけ離れたものとなる。この様な現実との乖離が著しい状況下であるが、小さな市町村単位から調査士の作成する規則93条報告書を充実させ、社会の求める土地家屋情報集積機能を持った調査士法人を立ち上げるビジネスモデル構想を示すものである。

ビジネス1. 土地筆界情報及び建物情報を集めて地番図(不動産登記法第14条第1項地図)作成・更新をする機関の設立。

- (1)【財産保全・管理事業】民間・行政から依頼を受け作成した土地筆界情報(登記申請情報、官民境界確認情報等)を一元管理登録することによる不動産の保全管理業務。
- (2)【民間による表示登記情報保証事業】銀行が担保物権としておさえる不動産の表示登記情報の正確性を保証する事業。
- (3)【地図情報配信事業】地番図データ更新料をライフレイン企業及び行政で共有することによる維持管理費効率化事業。

(4)【不動産取引の安全担保事業】土地建物の取引を行う場合に取引土地の調査を行い売買等の取引の安全を担保する事業。

(5)【境界復元管理】道路工事等により境界杭を亡失させたときの境界標識復元サービス事業。

※これらの事業の副産物＝境界紛争未然防止、地籍調査事業の代用

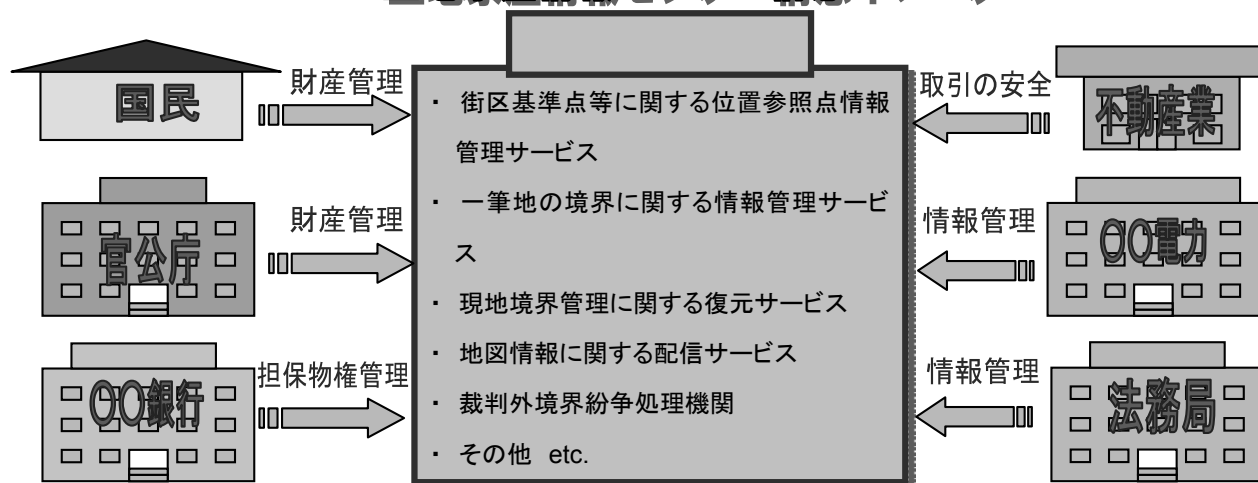
ビジネス2. 行政の道水路管理及び測量法に基づく基準点等(位置参照情報)の設置・維持管理を補助する機関の設立(行政のスリム化による民間企業)

- (1)【基準点管理代行業】測量法に基づく基準点管理を行政担当部署からの委託契約により、測量専門家による代行業務。
- (2)【公共財産の管理事業】官民境界確認業務は測量技術・民法等の法知識・調停能力の専門性を要する。それらの知識を持った調査士の中でも特に認定調査士による立会代行業務。

ビジネス3. 裁判外における民間での土地境界紛争に関わる相談、調停等を行うADR機関の設立(弁護士・認定調査士の共同組織、法務省の認可取得)

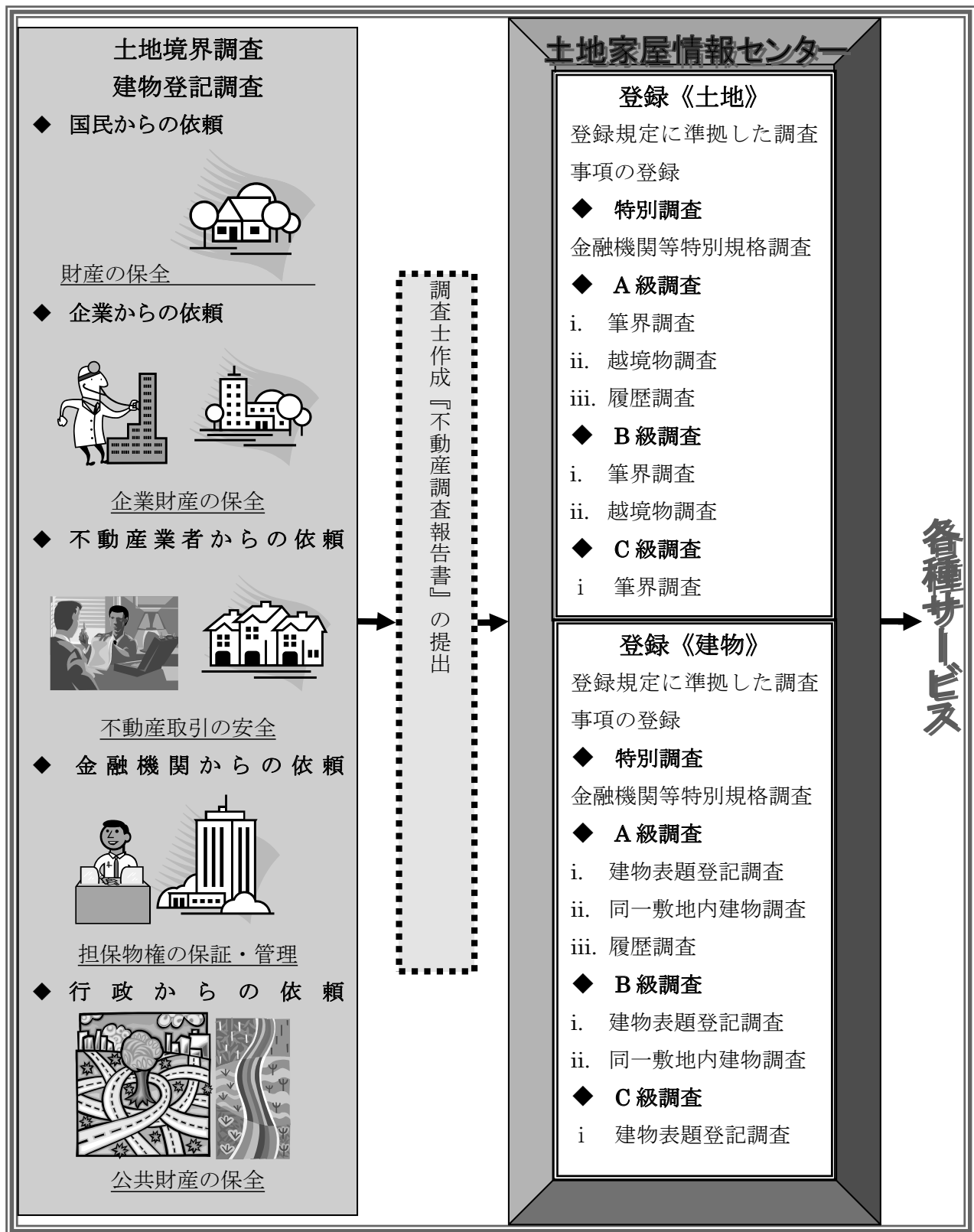
- (1)【ADR機能】土地筆界管理を行う傍ら、民間での境界紛争を訴訟等の方法によらない民間による裁判外紛争解決する事業。
- (2)【紛争処理機関】道水路等の維持管理上でのトラブルの解決を代行する事業。

土地家屋情報センター構想イメージ



1. 調査士法人(土地家屋情報センター)の業務

(1)調査士成果品登録業務概要図



(2)法務省との連携

あらゆるサービスを、法務局との連携を行う中で可能である。しかし、これらのシステム構築には相当な時間と経費が必要となることは明確であるがお互いの位置付けを理解するために次に示す。

①登記基準点閲覧サービス

今まで国土地理院、県、市区町村は、全ての公共基準点を管理することは多額の経費が必要な割に受ける利益が少ないことから無理なことと考えられていました。

しかし、法務局と共に地図作成・管理を行う上では末端の基準点ほど重要な役割をすることが分かってきました。そこで、近年の科学の進歩により容易(迅速)に、精確で、安価な基準点の設置が可能であるGPSと検索機能・位置参照機能、計算機能などを備えたGISを有効に利用する登記基準点設置・管理体制の確立が求められています。そのための組織として調査士会からの委託を受けて情報管理を行い、法務局と調査士が登記基準点を骨格として情報の共有化を図り、地図作成・管理を効率よく行うための支援を行う登記基準点管理システムを構築し、閲覧サービスを行う。

②不動産登記規則93条調査報告書の保存サービス (第三者機関としての位置付け)

法務局に提出される規則93条調査報告書は、適切

な作業に基づき作成されたものであることを第三者機関が点検したものであり、その調査内容の詳細な情報まで登記官が確認できることが望まれる。

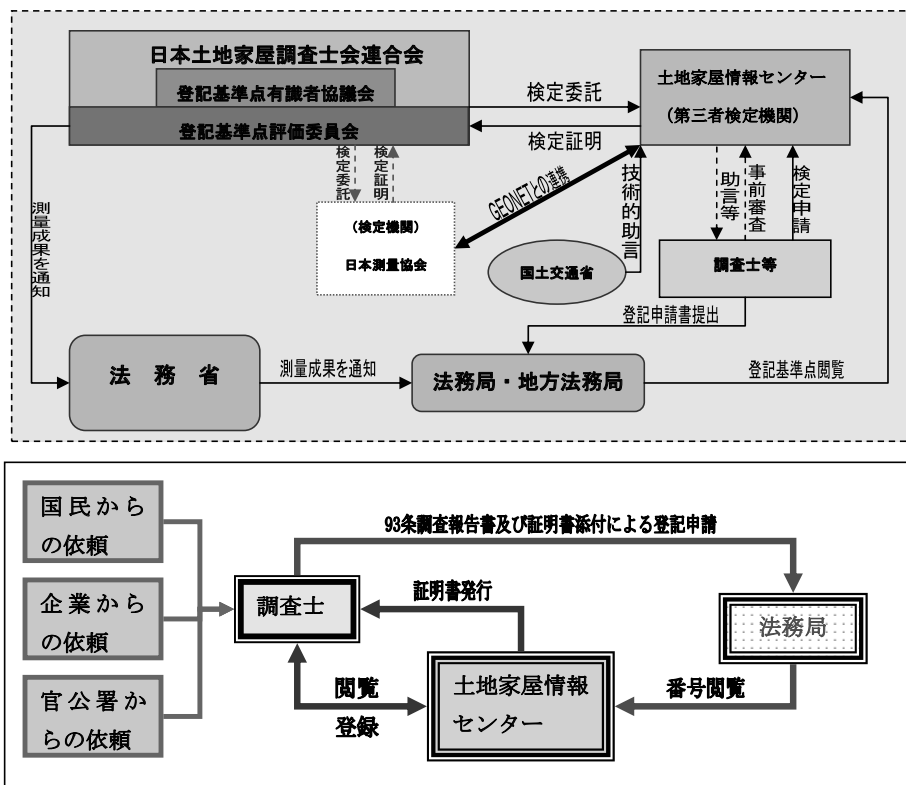


当センターはそんな要望に答えるべく、第三者機関として適切な筆界確認が行われていることの検査を行い、証明書(オンライン電子認証対応)を発行する。登記官は、登記申請に添付された報告書に証明書が添付されている時は安心して登記処理を行うことができる。

万一、気になるところがある時は再確認をする意味でセンターにアクセスすれば、証明書番号で詳細な情報まで確認することができるサービスを行う。そうすることにより迅速で、安心で、正確な登記処理のお手伝いが可能となる。

③筆界特定制度協力サービス

筆界特定制度が開始されたが筆界線を創設した時の基礎資料が何処にあるのか分からない? また、もし見つけたとしても法務局には管理するシステムがない。さらに、近年多くの市町村合併による古文書の廃棄処分が頻繁に行われている。当センターではそんな問題を解決するため、行政機関の協力の下、積極的に古文書の保存・収集作業を行うと共にデータベース化し、資料センターとしての機能を持たせ、閲覧できるサービスを行う。



(3)調査士との関わり

調査士がお互いに効率の良い業務を行うための組織として、また質の向上を図り資格者としての地位向上を図ると共に安定した収入を確保するための組織として確立する。

①調査士会資料センターサービス

各調査士会が単位会毎に資料センターを立ち上げ、筆界を確認した基礎資料管理及び登記基準点の観測資料管理を行うことは理想である。しかし、適切な管理は調査士会の負担となり、片手間でできるようなものではない。そこで、当センターが調査士会からの依頼を受け、会に代わって会員の成果品を保存するバックアップセンターとして、またデータセンターとして閲覧サービスを行う。



②調査士業務成果検定サービス

前述の調査士が登録した成果品は、全て適切な作業に基づき確認されたものであることを第三者機関が検査したものであることが望まれる。しかし、今まではそのような組織はありませんでした。当センターはそんな要望に答えるべく第三者機関としての位置付けられる組織としてサービスを行う。

③調査士業務協力会員登録サービス

当センターに成果を登録することにより、国民側から登録地又は登録付近地の境界標識復元業務、筆界調査業務などの依頼がきた時は調査士を紹介するシステムを構築し、国民に安価なサービスを構築すると共に調査士紹介サービスを行う。



(4)国民等に対する各種サービス業務

①一般国民(一般企業)へのサービス

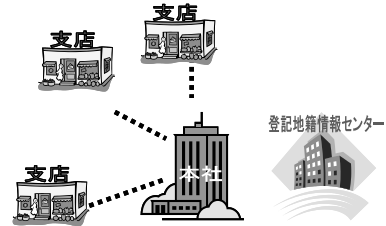
(イ)登録サービス業務

国民の貴重な財産である不動産(土地・建物)を取得した場合、調査士が所有者から依頼を受けて不動産調査報告書を作成する。その報告書を当センターに登録することにより土地の管理を行う。登録の内容もその目的、安心度によりランク分けして登録する。

当然登録する前に成果品の検査を行い登録するので、粗雑なデータは排除し信頼のおけるデータだけを登録する。

また、一般企業の特に大企業であるほど人事異動などによる伝達不備から自社の財産管理は困難を極める。そんな企業の不動産を購入した時、建物を増築した時などに登録することで管理を行う。

さらに、現在所有している不動産の権利書、契約書類の整理ができなくて困っている企業のお手伝いも行うことが可能である。



(ロ)資産管理サービス業務

a. (境界復元サービス)

誤って道路工事で境界杭が抜かれてしまった!そんな時は登録資料から現地の杭の存在を証明し、過失責任を追及することができるメリットがある。



また、境界杭の復旧も容易に行うことができる。(※原則復元作業は登録した調査士に委託する。)

b. (境界立会代行サービス)

官民境界確認の立会依頼が隣地所有者からあった時。また、地籍調査事業の立会依頼が市町村からあった場合には登録資料から立会を代行する。

c. (境界確認サービス)

水田を埋め立て、住宅を建築したいが土地の境界杭が見当たらない。そんな方のためになるべく安価に境界杭の設置を行うお手伝いをする。

その手法として、既に当センターに近隣地が登録済みである場合はその調査業務を行った調査士を紹介する。登録済みの土地は街区調査を行っているため、その街区内の土地はその資料から容易に筆界確認ができることになるため、結果として安価なものとなる。

(ハ)紛争処理解決サービス業務

■ブロック塀を築造する前に境界線を確認しないで施行して紛争となったケース。

■相続で先代から引継いだ土地の境界線を決めようとしたが、隣地所有者の一方的な言い分と親から聞いていた内容が大幅に異なることから疑心暗鬼になり紛争となったケース。



この様に土地の境界線に伴う紛争が起きてしまった時、隣地所有者との調停、筆界特定申請の代理人として筆界(境界)線調査の専門家である調査士が紛争解決処理をお手伝いするサービス。

②ライフライン企業等へのサービス

(イ)登録サービス業務

雪道での電柱は貴重な位置参照点である。この様に地理空間情報としても公共用物と同様に重要なインフラである



ライフライン施設(水道・電気・ガス等)を観測し、位置参照点として施設情報を登録するサービスを行う。(※この情報は災害時に必要な情報となるため、契約時に行政等との共有データとして利用する協定を必要とする。)

また、住宅への水道・ガス等の取入れ位置情報を地番図と整合するための観測・調査などを行い登録することも可能である。

さらに、高压線の線下、鉄道敷きのような長狭物の土地の登録を行うことにより、企業の管理人としてまた、補助職員として利用することが可能なサービス。

法務局・行政との連携により作成・維持管理する予定の地番図情報と融合することにより、一層効果的、高精度な位置情報を確保することが可能となる。



(ロ)施設管理サービス業務

a. (境界復元サービス)

●電柱移設工事でどうしても境界杭が抜けてしまいそうな時の復元作業。

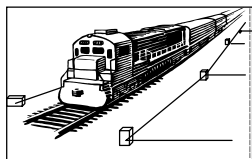
●水道工事で誤って境界杭が抜かれてしまった時の復元作業。

このような時、当センターに登録された登録資料から当該地が登録されている場合は登録した調査士に依頼して作業を、安価で、迅速に、正確な復元作業を行い、履歴を登録することが可能である。

また、センターに未登録であった場合でも付近の土地で登録している調査士が担当することにより、より安価に行うこと心掛けるサービス。

b. (境界立会委託契約代行サービス)

鉄道敷き、高压線の線下等の土地(長狭物)の管理は大変である。もし隣地から立会の依頼が来たときは、境界の専門家である調査士



の中から、その土地に精通していると推測できる者、又は事件関係者からの逆指名による担当者を派遣することも可能である。

c. (境界確認サービス)

鉄道敷きの買収、高压線の線下の地役権設定に伴う分筆登記等の作業を行うときに関係土地に関わる境界確認調査を行う。その時は。



特に各地域に密着した調査士を選んで担当者を決める。また、登録済みの土地、街区調査済みの区画などがある場合は安価に作業を行うことが可能となる。

d. (地番図配信サービス)

法務局の登記情報、市区町村の官民境界確認情報等との連携により作成・更新した地番図をリアルタイムに配信するサービスである。ライフライン企業のように生活に密着した施設管理を行うため、他業種と異なり位置情報を共有することは国民生活に直接影響する重要な存在である。地番図は両者の橋渡しになるものとなり災害などの緊急時に正確で、一つの共通位置情報を基に災害救助及び災害復旧を行うことが可能となる大変重要なサービスである。DID地域から徐々に地域を広げ、整備ができたところから配信サービスを行う。

③不動産業者へのサービス

(イ)証明書交付サービス業務

土地の取引を行う場合に当センターに登録済みのものは証明書を発行する。過去に観測され、確認された内容の証明、今現在もその内容に変更がないことの証明など目的に応じた証明(民間による物件保証の付与)を行い、取引の安全を確保することができる。

(ロ)地番図配信サービス業務

不動産取引対象地の確認、売り出し中の不動産の物件閲覧サービスを行うためには地番がおおよそ確認できる公図を地形図に重ねて表示できると大変便利である。そこで、法務局の登記情報、市区町村の官民境界確認情報を集め、地番図を作成・更新して、GISの基図として徐々に整備する。

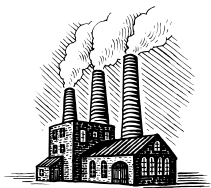
有料となりますが土地建物の所在が一目で確認できることから不動産物件明示には効果的である。DID地域から徐々に地域を広げ、整備ができたところから配信サービスを行う。

④金融機関へのサービス

(イ)担保物件登録サービス業務

a. (不動産調査報告書登録サービス)

土地を担保に抵当権設定登記を行う場合、その物件が登記簿どおりの状況であるのかを確認する調査



測量を企業側の調査項目の要望に沿って行い、不動産調査報告書を作成・登録する。例えば、依頼地の所有者履歴調査を行うことにより、以前に有害な化学薬品工場の敷地であったこと。また、過去の災害調査（水害・地震など）を行うことにより土地の価値判断を誤ることのないようお手伝いをすることができる。

b. (担保物件検査サービス)

当センターに登録していない調査士の提出した不動産調査報告書の場合でも安心して抵当権設定ができるために当センターがその報告書を点検して登録する。

例えば、担保物件(土地・建物)に隣地からの越境物がないか？また、知らない間に家が建築される等の他者占有がないか？など現地の占有状況等についても調査が行われ、適切な不動産調査報告書であることを確認し、必要な調査事項が満足できていることの検査を行い、登録を行う。また、報告書の調査結果が金融機関の指定する条件を満たしている物件であるかを確認して登録する。

(ロ) 資産管理サービス業務

登録した物件が適切な管理の下、維持されているかを確認するのは大変である。このような問題に対応すべく当センターが、これらの物件を定期的に巡回し、不法な占有、建物の建築による他者占有等がないかを確認し報告する維持管理契約を締結することにより実施する。



⑤ 行政へのサービス

(イ) 地番図登録サービス業務

一種の地籍調査事業を行うことになるが、市町村及び県との契約を行い官民境界確認作業により作成された資料、用地買収により作成された丈量図、また、街区基準点・都市基準点など全ての基準点の登録を受けることを行う。民間から提出される基準点使用報告書の整理もお手伝いすることを業務とする。

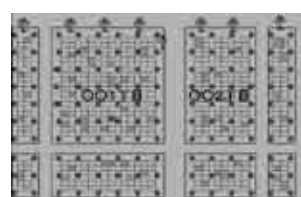
さらに、GISの普及には地番図が必要である。しかし、今現在はDID地区しか素図は備えていない。



当センターでは法務局の公図を公共座標付けし、素図作りのお手伝いから行う。できた素図はGISの基盤図として国民、企業が有効に活用できるものとする。災害時などは復旧に有効活用できる。

(ロ) 資産管理サービス業務

●調査士の作成する資料を管理することにより素図を作成し、さらに地積測量図を収集することにより不動産登記法第14条1項の地図へと成長させる維持管理を行う。現在の地籍調査事業は調査士の調査測量による成果品の集積する事業に変わることであり、現在の地籍調査事業は形態を変えることになる。



その方法は調査士の組織との連携により民間で作成している地積測量図の基礎情報(街区調査資料)を有効に利用し、土地の異動が激しい地域では5年後には現況素図が出来上がる。(但し、調査士会との協力が必須である。)

●官民境界確認業務の一括委託

官民境界確認作業を土地の境界の専門家である調査士の中でも特に実務経験10年以上で調査士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を受けた認定調査士又は実務経験20年以上で年間50件以上の境界立会の実績を持った調査士が中心となって対応する。

(ハ) 境界紛争処理サービス業務

道路・水路の管理は境界線をめぐって住民から常に多くの苦情が寄せられている。それらの苦情処理を境界の専門家である調査士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を受けたADR認定調査士が調停、筆界特定申請による代理人として、また、境界確定訴訟となった場合には保佐人として鑑定書・意見書の作成など多方面にわたって対応するサービス。



2. 調査士法人(土地家屋情報センター)設立の提案

調査士法の求める調査士像実現に向けて、一つ一つの市町村からその地域を地場とする調査士が法人化して集団化し、市町村担当者、測量業界との連携をとりながら次の5つの課題を順に解決していけば、現在の地図作成事業(法務局の法14条地図作成事業、国土交通省の地籍調査事業)は5年後には地番図作成・更新事業と地図作成事業に分類され、効率よく地図作成が作成されることになる。

この地番図作成・更新事業とは都市再生事業の街区基準点設置により公共座標付けした法務局の地図に準ずる図面を張り合わされた素図(地番図)を作成する事業である。この地番図を利用し、市役所資産税課に送付された異動通知を利用して更新することにより地図作成事業のための素図を完成させるものである。土地異動の多い地区から5年を目処に地図作成事業を行うことにより、地域に密着した調査士法人が市場の地図作成事業費より数倍安価で、より迅速に、より正確な地図作成事業を確立することになる。

今までの地図作成事業は、作成後は法務局に情報が納品され、不動産登記法による更新が行われてきたが、自由申請主義を基本とする手続では高度情報化社会の貴重なインフラとして極力リアルタイムに更新されるような制度にしなければ時代の変化と測量精度の変化に対応できなくなる。この様な社会の要望に対し専門資格者集団としての調査士法人が法務局の補助機関としての位置付けを確保する意味でも地図更新組織として成長すること必要である。

しかし、バブル以降世界的な不況の中でこの様な経費を官公署が負担するわけには行かない。そこで、この地番図を必要とする民間企業と経費を負担し合う、より効果的なシステムの確立を提案するものである。10年後には情報を更新しながら終りのない地図作成事業に引き継がれると想像する。

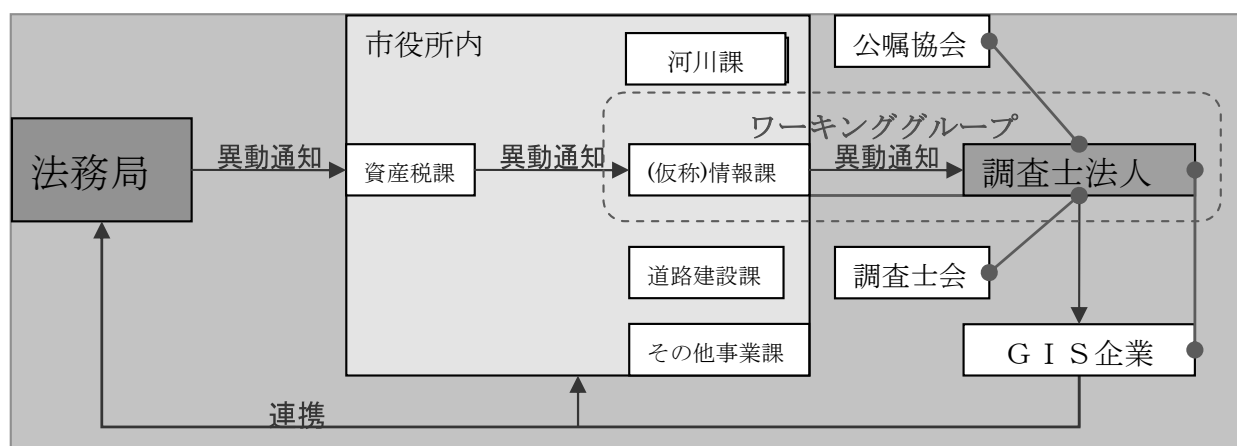
- (1) 登記異動情報地番図更新組織の構築
- (2) 境界確認業務外注化(行政スリム化)
- (3) 地積測量図等XMLへの対応
- (4) 地図配信サービスの実施(官民共有)
- (5) 法務局への循環地図データの提供

作業	年	21	22	23	24	25
①登記異動情報地番図更新組織の構築		WG設置	データ仮循環(DID)	地番図作成・更新システム稼働		
②境界確認業務外注化(行政スリム化)		PT設置	業務受託準備(DID)			全域業務受託開始
③地積測量図等XMLへの対応			規則93条報告書XML検討		地積測量図・93条報告書XML対応	
④地図配信サービスの実施(官民共有)					民間企業に仮配信開始	民間企業に配信開始
⑤法務局への循環地図データの提供			地番図仮データ循環(DID)		地番図仮データ仮循環	

(1)ステップ1：登記異動情報地番図更新組織の構築

不動産の表示に関する登記の異動通知を市役所の資産税課から市役所内に情報共有化を担当する(仮称)情報課を設置する。この情報課は街区基準点、

都市基準点、道路管理基準点、河川管理水準点などの管理、及び公共用物(道水路境界)の管理する部署との兼ね合いが強いことからこれらの担当課と兼ねると効率が良い。



①調査士法人との契約

市区町村は調査士法人と地番図作成・更新業務を次のような条件で契約する。

- 契約は今後5年以内を期限として地番図が市区町村の管理区域全体に作成できるまでの間にはそれに必要な人件費を負担する。
- 個人情報を区分し、流出がないようにする。
- 調査士会、公嘱協会との連携(情報の共有化)が取れていること。
- GIS企業との維持管理契約がなされていること。

②調査士会・公嘱協会との契約

調査士会の基準点包括使用承認契約により提出される報告書の管理、登記基準点認証手続に関するデータセンター及び技術センターとしての役割を満足できる組織として調査士会の会長及び公嘱協会の理事長の承認が得られていること。

③GIS企業との契約

これらの情報を管理する管理システムは、今後どのような成長を遂げることが必要か理解できる企業であり、測量技術に関するソフト開発にも長けた企業であること。また、長期的な(5年間)業務提携(契約)が確立されていること。

④法務局との連携

法務局の公図の隣接地番を確認するためには公図がシームレスに繋がっていると大変便利であるがそれが可能となる。また、資産税の未登記建物情報なども確認できるなど、登記申請の情報確認にも効果的となるため法務局に地番図データを閲覧できるシステムを設置するサービスも検討する予定である。

(2)ステップ2：境界確認業務外注化(行政スリム化)

地番図更新システムが仮稼動すると、DID地区内では異動通知による地番図の行進、又異動情報以外にも街区基準点の使用報告書の提出による4級相当の基準点情報及び官民境界立会業務により確認された情報が市区町の別の部署に集積している。これらの情報を効率よく集積するためには境界確認業務の全てを調査士法人に外注化し、次のようなシステムを確立するプロジェクトチームを立ち上げステップ1のワーキンググループ以外にも専門分野のワーキングと共に立ち上げる。

①官民境界確認業務の一括契約

調査士法人が契約するケースと公嘱協会が契約するケースが想定されるがどちらでもよい。もし公嘱

協会が契約する場合にはデータを規格に合った納品により報告されるように契約する必要がある。

②調査士会・公嘱協会との連携

調査士法人が契約した場合には、その単位会の会員が社員又は使用人として登録(会長承認による住所地を移動しない特例にあたる)を行ない、官民境界確認業務の協力について業務契約を各自に行うことによる協調体制を整える。

基本的には調査士会の会則承認された調査測量実施要領に従い情報の共有化を行う1つの手段であるが、民間の一企業が独占することから資料の共有化に対する会との協定を結ぶ必要がある。

また、公嘱協会が契約した場合には協会の管理情報も含め管理契約と社員派遣契約を結ぶ必要がある。

③法務局との連携

法務局の異動情報を受け地番図が更新された情報以外の情報も確認できることから、分筆する土地の官民境界確認業務が完了していることが市区町村のデータを確認しなくても法務局で確認できるなど、登記申請の情報確認にも効果的となるため法務局に地番図データを閲覧できるシステムを設置することが効果的である。

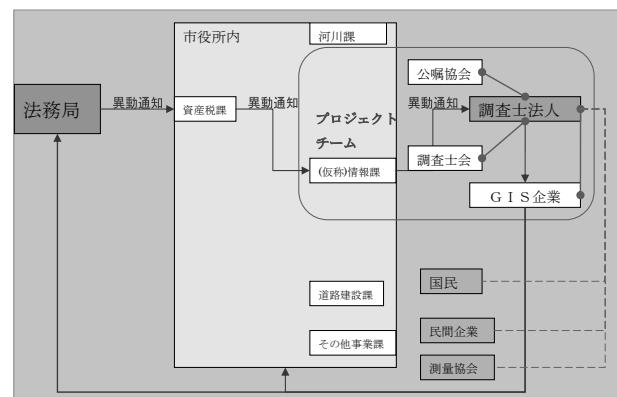
④測量協会との契約

路線測量などの用地関連業務にはこれらの情報は欠かせません。測量協会会員との個別契約により情報提供を行う。

⑤国民・民間企業との契約

官民境界確認業務と共に民有地境界のデータも登録するためデータ管理に関する契約を逐次交わす必要がある。

また、民間企業との業務契約を行うことにより民間企業に変わって境界確認を行い報告書を作成し、業務の効率化を図り、企業側の負担軽減にも役立つため、期間契約による管理委託契約を締結することが望ましい。

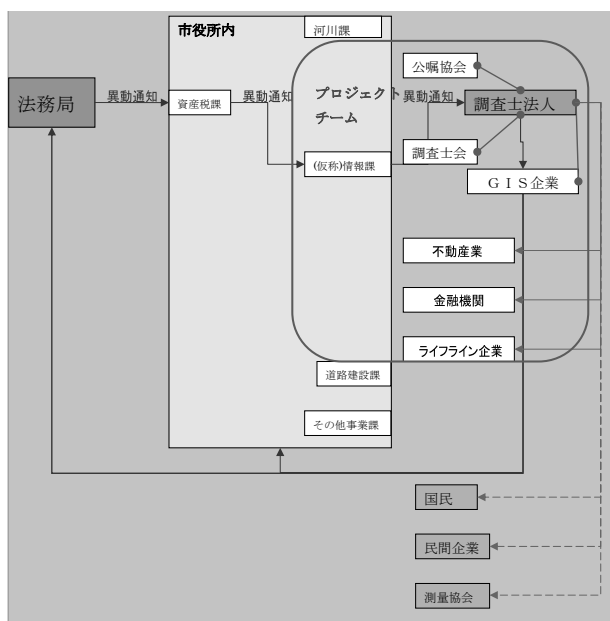


オンライン申請に伴う規則93条報告書のXML化を受け、地番図更新システムのオンライン更新への対応が出来る体勢が整うことになる。しかし、地積測量図対応だけでも業務の効率化を図る意味で平成22年を目処に検討する必要がある。

5年後の自立を目指す意味で平成23年度からは地番情報を利用したい行政内部の各機関に対する配信サービス、地番情報を特に必要とすると想定される企業との連携を取るためPTのメンバーにライフライン企業、金融機関、不動産業のメンバーを追加して、地番図情報配信サービスを仮運用させる。

地番図データの配信を得たい官公署及び民間企業を各地域で選択し、仮配信サービスを開始する。登記異動情報により得られた情報の内、地番図情報だけを当初の情報としているが、それ以外に収集されて有効となる情報(例えば現地の状況等)を得ることができる。これらの情報の整理を行う必要がある。

官公署内部ではリアルタイムに土地の異動情報を確認することができることから、他の部署でも有効利用したい、又情報を共有したい部署への配信を開始する。



私達調査士の真の目的は不動産に関わる国民の権利の明確化にある。この様な法務局から配信された登記異動情報が更新され、国民の不動産の権利の明

現在の不動産登記法のシステムではこの様な更新までは無理がある。しかし、循環までは行かないまでも閲覧できることにより、循環の必要性が理解できることを信じ、この様な調査士法人が主体となる組織の確立と地籍調査事業、法14条地図作成事業に対する我々調査士の新たなビジネスモデルとして今後5ヵ年の事業計画並びに民間での事業提案を行うものである。

そして、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現しようではありませんか。私にチャンスを下さい。



日本マンション学会 2009 大阪大会

大阪土地家屋調査士会 和田清人

春日のどかな4月18日(土)、19日(日)の2日間、大阪大学吹田キャンパス銀杏会館において、日本マンション学会大阪大会2009が開催された。



活況な受付風景



日調連展示ブース



併設された軍艦島展

第18回目を迎える今大会では、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成20年12月25日に公布されたことを受けて、「社会資本となるマンションを考えるー超長寿命マンションへの展望」というテーマをメインシンポジウムに、長期間の居住に耐えられるマンションの客観的条件について議論が交わされた。

また、各分科会では、マンションの現状と課題について会員からの研究発表や、マンションを巡って生起する最先端の問題についての報告が行われた。

本大会のプログラムは下のとおり。

日本マンション学会2009 (第18回)大阪大会 プログラム

■4月17日(金)

13:30 ~ 17:00 [市民公開プレシンポジウム]

「元気なマンションにするには?ー管理への関心を増やすためにー」

■4月18日(土)

9:30 ~ 12:00 [研究分科会]

- ・第1分科会(リモデリング研究委員会)
ストック活用社会におけるマンションのリノベーション
- ・第2分科会(東京支部)
超高層・大規模複合マンションの課題と対応
- ・第3分科会(マンション管理士研究委員会)
管理組合のニーズとマンション管理士のサポートー実務から見た問題点の分析と今後の展望ー
- ・第4分科会(登記実務研究委員会)
マンション登記ー実務現場の問題提起と共用部分財産目録の提唱ー

13:00 ~ 13:50 第18回総会

13:50 ~ 14:20 論文賞・研究奨励賞授賞式

14:30 ~ 17:30 メインシンポジウム

「社会的資本となるマンションを考える」—超長寿命(200年)マンションへの展望

18:00 ~ 20:00 懇親会

■4月19日(日)

9:30 ~ 12:00 [研究分科会]

- ・第5分科会(関西支部)
地方自治体の分譲マンション施策の現状と課題
- ・第6分科会(マンション行政取組研究委員会)
管理組合における耐震改修取り組み状況
- ・第7分科会(一般部門 国際交流)
韓国のマンション管理—日本との比較—
- ・第8分科会(一般部門 共同研究発表)
中古マンションの流通に向けたデータバンクの充実と管理評価システムの構築に向けた取り組み

12:30 ~ 17:00 [見学会]: 千里ニュータウン

以下、メインシンポジウム及び各分科会の様子をレポートする。

●メインシンポジウム

「社会的資本となるマンションを考える」—超長寿命(200年)マンションへの展望

ついこの前までは「100年住宅」といわれていたのが、最近では、「200年マンション」という言葉も飛び交うようになってきた。その流れで「長期優良住宅の普及に関する法律」が2008年12月25日に公布された。

この法の下での認定基準では、間取りなど空間の可変性、維持管理の容易性、定期的な点検・補修計画や履歴の整備といった条件が盛り込まれ、マンションを長く持たせようとする考え方



メインシンポジウム風景

に立っている。しかし、鉄筋コンクリート造建物の寿命はそれほど長くない。また、建設業界の中では、建物の寿命を長くすることは建設需要自体が減る原因となるので反対との声も根強い。

このシンポジウムでは、今後の展望を開くために、こうした賛否両論のある超長寿命マンションの提案背景や現状の検討状況から幅広い議論が行われた。

【基調講演】

「今後のマンション政策の課題—マンションを長持ちさせるためには—」

山崎房長氏
(国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室長)

分譲マンションのストック数は平成20年末で約545万戸、昨年比プラス20万個である。平成20年度実施のマンション総合調査によると、5年前の調査時と比べて、

- ・60歳以上の世帯主割合 31.6%→39.4%
- ・空室がないマンションの割合 52.9%→43.8%
- ・管理費等の滞納(3ヶ月以上)発生率 26.7%→38.5%
- ・購入時に共用部の維持管理を考慮した割合 51.9%→35.7%

など、区分所有であるマンションには、その維持管理面を行っていく上で多様な課題を有していることが報告された。

さらに今後、高経年マンションが急激に増大していく見込みから、これらの再生も含む良質なマンションストックの形成を促進することを目的としたマンション等安心居住推進事業の説明がなされた。

【パネルディスカッション】

- ・「長寿命マンションは社会的資本になりうるか」
小林秀樹氏(日本マンション学会副会長、千葉大学教授)
- ・「少子高齢化と環境保全への対応を目指した可変インフィルによる住戸提案と変更実験」 加茂みどり氏(大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所主任研究員)

- ・「法律から見た長寿命マンションの課題」 鎌野邦樹氏(日本マンション学会理事、早稲田大学教授)
- ・「団地リノベーションを通して、建築家の立場から社会的資本となるマンションを考える」 星田逸郎氏(建築家)
- ・「先導的モデル事業における技術・システムの提案」 河村順二氏((株)長谷工コーポレーション技術推進部門執行役員)

住宅は公共財と私的財の中間に位置する「準」公共財(＝社会的資本)といわれる。この意味では、長寿命マンションの実現は社会的資本を形成するといえる。

しかし現実には、マンション建設をめぐるしばしば近隣紛争を引き起こし、また持ち家であるため資産価値向上が個人に帰属し社会に還元されない。

つまり、長寿命というだけでなく、多数の利益に供するマンションであることが社会的資本といえるのであり、その条件として、

①スケルトン・インフィル建築

長持ちさせるスケルトン(躯体)部分と、変化するインフィル(内装)部分を明確に分離した建築構造

②住環境を守る空間システム

たとえば、西欧の中層中庭型住宅のように、道路と中庭によって住宅の日照通風を確保し、隣接街区の建築行為にかかわらず住環境を維持できる仕組み

③多数の利益への貢献

地域や街並みに配慮した建物の景観形成や、オープンスペースや共用空間の地域開放

などが提案された。

●日本マンション学会第18回総会

総会次第

- 1 開会宣言
- 2 会長挨拶、実行委員長挨拶、来賓祝辞
- 3 議事
 - 第1号議案 2008年度活動報告
 - 第2号議案 2008年度収支報告(監査報告)
 - 第3号議案 2009年度活動計画(案)
 - 第4号議案 2009年度予算(案)
- 4 論文賞・奨励賞・共同研究業績賞表彰式
- 5 閉会

2009年度の活動のひとつに、一般社団法人の認証取得に向けての組織体制の見直し等が報告された。この背景には、当学会は、会費収入の



説明をする折田泰宏日本マンション学会会長

ほかに国等からの委託研究による事業収入で財務上の収支バランスを取ってきたが、昨今の社会状況からこれまでの随意契約による受託が任意団体の資格では不可能になったことがあげられる。今後は、一般社団法人化に向けて、新たに代議員制の導入を想定しつつ組織体制の見直しと定款の検討を行うことが提案された。

これら全ての議案が承認可決された。

●第1分科会(リモデリング研究委員会)

ストック活用社会におけるマンションのリノベーション

- ・皆が住み続けられる計画・実践報告 伴年晶氏((株)VANS)
- ・持続型社会に向けた高経年住宅団地のストック再生のあり方 鈴木克彦氏(京都工芸繊維大学)
- ・マンション住戸リノベーションー東大寺高野第2住宅の報告ー 辻壽一氏(大阪樟蔭女子大学)
- ・平時におけるマンションの建築・運用面のリモデリング対象項目 中嶋康夫氏(一級建築士)

住戸のリノベーションだけでなく、改修、リモデリング、専有部分使用权という新たな概念も対象とした、幅広いテーマが報告された。



第1分科会

●第2分科会(東京支部)

超高層・大規模複合マンションの課題と対応

- ・超高層混在型マンションの管理 佐々俊郎氏(NPO日本住宅管理組合協議会)
- ・超高層マンションにおけるコミュニティ形成の課題 新目孝三氏(マンション管理士)
- ・超高層マンションにおける震災時の自立に向けて 柴原達明氏(一級建築士)
- ・超高層・大規模複合型マンションの課題 田辺邦男氏(関東学院大学)

超高層であるがゆえの、1棟あたりの住戸数の多さや、上層階と低層階との居住環境の違い、さらに近年での低層階の低下価格化に伴う維持管理上の問題点等について情報提供が行われた。



第2分科会

●第3分科会(マンション管理士研究委員会)

管理組合のニーズとマンション管理士のサポート—実務から見た問題点の分析と今後の展望—

- ・マンション運営管理に求められる専門職能とマンション管理士の役割 梶浦恒男氏(大阪市立大学)
- ・管理組合における監事の業務の考察 近藤俊一氏(マンション管理士)
- ・信託活用への懸念と管理者管理の展望について 称宜秀之氏(マンション管理士)
- ・管理組合のニーズとマン



第3分科会

ション管理士の役割 増永久仁郎氏(マンション管理士)

- ・マンション管理を教育する—マンションサポートのもう1つのあり方の提案— 田村哲夫氏(マンション管理士)

●第4分科会(登記実務研究委員会)

マンション登記—実務現場の問題提起と共用部分財産目録の提唱—

- ・積み残しの登記問題—敷地と専有部分の一体化— 彌島義尚氏(司法書士)
- ・マンションの共有部分と登記—機能的共用部分の新設— 相馬計二氏(司法書士)
- ・専有部分に係る事項を規約に定めることができる特段の事情の判断と特定承継人の責任について—大阪高判平20.4.16判例評釈— 花房博文氏(創価大学)

今後の不動産登記法の改正をも視野に入れた共用部分の表現／「共用部分財産目録」「共用部分機械器具目録」の構想によ

る共用部分の財産的価値活用を軸とした公示のしくみについて試案が発表される等、まだまだ課題は多岐にわたるが、意欲的な発表が行われた。



第4分科会

●第5分科会(関西支部)

地方自治体の分譲マンション施策の現状と課題

- ・主要政令指定都市分譲マンション施策アンケートからの考察 有川知之氏(有川マンションライフ研究所)
- ・横浜市のマンション管理施策を診る 山本育三氏(関東学院大学)
- ・大阪市のマンション管理・建替え支援施策 古川

敦子氏(大阪市)

- ・神戸市の分譲マンション施策 西修氏(神戸市)
- ・福岡市におけるマンション支援施策の現



第5分科会

状と課題 杉本典夫氏(NPO福岡マンション管理組合連合会)

- ・市民側からみた東京都内のマンション支援策 千代崎一夫氏(住まいとまちづくりコープ)

●第6分科会(マンション行政取組研究委員会)

管理組合における耐震改修取り組み状況

- ・北海道におけるマンションの耐震、診断、改修 平野恵一氏((社)北海道マンション管理組合連合会)
- ・耐震改修に対する意識調査 鎌田担氏(NPO東北マンション管理組合連合会)
- ・マンション管理組合の耐震診断や耐震改修はなぜ進まないか 片桐忠孝氏(NPO中部マンション管理組合連合協議会)
- ・神奈川県および横浜市の状況と耐震改修のすすめ 星川晃二郎氏(一級建築士)
- ・福岡県西方沖地震体験後の耐震化施策の現状 畑島義昭氏(NPO福岡マンション管理組合連合会)
- ・東京都のマンション耐震化促進の取り組み 宇多田裕久氏(東京都都市整備局)
- ・耐震改修促進のための方策提言 山本育三氏(関東学院大学)

●第7分科会(一般部門 国際交流)

韓国のマンション管理—日本との比較—

- ・韓国における共同住宅管理の現況と特徴 盧炳竜氏(Woori管理(株))
- ・韓国における共同住宅の長期修繕計画および積立金運営実態 金貞仁氏(Woori管理(株))

- ・韓国における小規模共同住宅の建物概要と管理状況 金栽潯氏(韓国・国土研究院)
- ・マンションの耐用性に関する日韓比較研究 山崎古都子氏(滋賀大学)

●第8分科会(一般部門 共同研究発表)

中古マンションの流通に向けたデータバンクの充実と管理評価システムの構築に向けた取り組み

- ・京都都心部のマンションの動向 安枝英俊氏(京都大学)
- ・京都マンション管理評価検討委員会の取り組み 天野博氏(消費経済研究所)
- ・マンションの評価の検討経過と評価内容 大島祥子氏(京都マンション評価検討委員会)

本大会のメインシンポジウムのテーマが「社会的資本となるマンション」ということもあり、各シンポジウムや分科会ではハード・ソフト両面についていろんな議論が交わされていた。

ハード面では、従来のスクラップ&ビルドからストック&リノベーションの考えを取り入れた高経年マンションの再生が取り上げられた。例えば、スケルトン建築や、耐震基準適合のための減築など、技術面は進歩しているがその登記手続きなど法整備が追いついていないという現実を見たような気がする。

今のところは、われわれ土地家屋調査士がマンション再生に関与するケースは稀であろうが、近い将来これらが大きな流れになった時、表題登記の専門職能として政策提言できるように研鑽を積んでおく必要があると考えさせられた。

Windows Vistaでオンライン申請をしてみた

～ Limitedではなく、For exampleの精神で～

兵庫県土地家屋調査士会神戸支部 奥村昌寛



本稿は、筆者がWindows Vistaで事前設定の実験と検証(申請、送信)を行った体験談と、注意していただきたい点をまとめたもので、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の監修を受けたものではありません。

連合会からの投稿依頼と近畿ブロックオンライン登記申請促進組織の後押しをいただき、設定方法が分らずにお困りの方のために情報を提供するものです。必ず動作することを保証するものではないことをご理解のうえ、実際に試される場合は、自己責任でお願いいたします。

実験、申請に使用した環境

Windows Vista Business SP1

Acrobat 9.0 Docuworks7.0

連合会配付の「らくらく」により事前準備を行い、更に追加で次のソフトを手動でインストールした。

- ①ICカードチェックツール
- ②SignedPDF
- ③XML署名ツール

ICカードとカードリーダー・ライタのドライバはVista対応版を使用してください。

連合会HPでは、会員の広場内にVista対応版の調査士ICカードのドライバが公開されていますのでこれをインストールする必要があります。また、お使いのカードリーダー・ライタのドライバがVistaに対応しているか、メーカーのサイトにてご確認ください。

間違ってXP用のICカードドライバを組み込んだ場合、Vista対応版のドライバをインストールする際、一旦XP用をアンインストールしますので、その後、Vista対応版をインストールしてください。

インストールと初期設定をする前に必ず行ってください。

「ICカードチェックツール」、「SignedPDF」、「XML署名ツール」の3つのソフトは、デフォルトのままインストールすると、Windows Vistaから導入された、ユーザーアカウント制御(以下「UAC」という。)が初期設定やインストールの邪魔をして不具合が発生します。(別表1参照)

このため、インストール、初期設定をする間だけ、

あらかじめこのUACを「無効化」しておくことにより、不具合を少なくすることができましたので、先ずその方法から説明します。

基本的な流れは

- (1) UACの無効化(再起動が必要)



- (2) 各種ソフトのインストールと初期設定



- (3) UACの有効化(再起動が必要)

となります。

- (1) UACを無効化する

コントロールパネルで設定する方法

- ①スタートボタンから[コントロールパネル]を開きます。
- ②[コントロールパネル]のホームが表示された場合、画面左側で[クラシック表示]を選択します。
- ③[ユーザーアカウント]アイコンをダブルクリックします。
- ④[ユーザーアカウント制御の有効化または無効化]を選択します。
- ⑤[ユーザーアカウント制御]ダイアログが表示されたら、[続行]ボタンをクリック(管理者アカウントの場合)、または管理者アカウントのパスワードを入力して[OK]ボタンをクリック(標準アカウントの場合)します。
- ⑥[ユーザーアカウント制御(UAC)を使ってコンピュータの保護に役立たせる]オプションのチェックを外し、[OK]ボタンをクリックします。
- ⑦再起動をします。

(2)「ICカードチェックツール」、「SignedPDF」、
「XML署名ツール」の3つをインストールして初
期設定を行います。各ソフトの取扱説明書に従
い、インストール、初期設定を行ってください。

(3) UACを有効化する

①前述(1)の操作を再度行い、⑥の[ユーザーアカ
ウント制御(UAC)を使ってコンピュータの保護に
役立たせる]オプションのチェックを入れ、[OK]
ボタンをクリックします。

②再起動をします。

インストール、初期設定後、特に留意していただ
きたい点です。

1)「ICカードチェックツール」について

ショートカットをダブルクリックで起動させると
署名検証時に「エラーが発生しました。環境を確認
して再度実行してください」というエラーが表示さ
れますので、**起動は、C:Program files¥ICカード
チェック Setup内にある「ICカードチェック.exe」**
を右クリックして「管理者として実行」で起動させ
てください。

2)「SignedPDF」について

UACを有効化することにより、「証明書管理ツ
ール」や「署名時の既定値の設定」が動作しなくな
りますが、電子署名はできました。**再度、「証明書管理ツ
ール」等の操作をする必要がある場合は、UACの無効
化を行うか、Acrobatを右クリックで「管理者とし
て実行」で起動させてください。**

3)「XML署名ツール」について

もしも下記の表の不具合が発生した場合、対処法
を参考にしてください。

オンライン申請システムに対する初期設定もお忘れなく。

法務省オンライン申請システムのHPの事前準備
のページに説明があるとおり、Internet Explorerで
法務省オンライン申請システムのURLを「信頼済み
サイト」に登録しないと、電子署名付与時にエラー
が表示され、正常に動作しません。信頼済みサイト
の登録は、必ず行ってください。

参考 法務省オンライン申請システム事前準備
「信頼済みサイトへの登録について」

http://shinsei.moj.go.jp/cautions/winvista_1.html

「XML署名ツール」の不具合事例とその対処法について

「java.lang.UnsatisfiedLinkError: C:¥ProgramFiles¥XmlSign¥ mdisJNI_Pkilib.dll: 指定されたプ ロシージャが見つかりません」 という警告が出る。	Windows XPの場合、電子署名を行う場所に2バイト文字が含ま れない場合(例C:¥onlinefile)に出ることが既知の問題として知られ ています。 このため、デスクトップ上で作業を行えば問題は解消できました。 ところが、Windows Vistaの場合、デスクトップは2バイト文字 を使用していません。 C:¥Users¥****¥Desktop ↑ユーザー名 従って、2バイト文字を使用したフォルダを作成し、その中で署 名作業を行いますと警告は発生しません。
「java.lang.UnsatisfiedLinkError: C¥ProgramFiles¥XmlSign¥ MistyJni_dll:Can'tfind dependent libraries」 という警告が出る。	ファイルが2つ不足していることに起因するものです。不足している ファイルは、「CertVeri.dll」と「CertVUtl.dll」という名前で、C:¥Program Files¥Adobe¥Acrobat 9.0¥Acrobat¥plug_ins¥SignedPDF内にあります ので、これらをコピーしてC:¥Program Files¥XmlSignにペーストしてく ださい。 なお、「XML署名ツール」だけを導入する場合、これらのファイ ルを入手できません。ネット上で配付しておられる会員さんがおら れますので、検索して入手してください。
リストボックス上にファイルをド ロップして指定する機能が使えない。	ファイルをドロップできない場合は、「追加」ボタンからファイル を選択して、指定し、署名してください。

別表1（参考 UACを無効化せずに、デフォルトでインストールした場合の不具合）

順序	ソフト名	不具合
①	ICカードチェックツール	ショートカットをダブルクリックで起動させると、署名検証時に「エラーが発生しました。環境を確認して再度実行してください」というエラーが表示される。この問題は、UACを無効化しても直らないもので、本文記載のとおり、プログラム本体を「管理者として実行する」で起動させる必要がある。
②	SignedPDF	法務省が配付している住基カード用SignedPDFの説明書では、Acrobatを「管理者として実行する」ことで、初期設定ができると解説があり、この方法でも初期設定ができるが、電子署名時もAcrobatを「管理者として実行する」で起動しないと署名ができなかった。
③	XML署名ツール	XML署名ツールは、インストーラーに「CertVeri.dll」と「CertVUtl.dll」が不足している不具合があるものの、SignedPDFを先にインストールすることにより、ファイル不足による警告が出ないようにになっていた。しかし、UACを有効化したままでは、警告が出て、C:\Program Files¥XmlSignにファイルを追加する必要があった。

デフォルトのままインストールした場合、上記の不具合が発生しましたが、UACを無効化してからインストールし、初期設定を行うことにより、②、③の不具合を解消することができました。

おことわり

UACは、Windows Vistaで実装されたセキュリティ強化対策の中心となっている機能で、その目的は、不正プログラムの実行によるウイルス感染やセキュリティレベルの操作などの攻撃からシステムを守るために導入されたものです。大きくは次の二つの仕組みがあります。

- ・ユーザーが実行したプログラム（あるいは意図せずに実行されてしまったプログラム）が、システムの設定変更やシステムの重要なアプリケーションのモジュール置換をしようとしたときに、それをユーザーに警告し、（管理者）ユーザーが承認するまでそれを実行できないようにする。

- ・万が一不正なプログラムが実行されても、設定変更やモジュール置換はそのユーザーアカウントの範囲内にとどめ、同じPC上の他のユーザーアカウントには影響しないようにする。

今回ご紹介した方法は、インストールと初期設定に限りUACを無効化し、作業を行う方法を提案したものです。UACを無効化すると、セキュリティレベルが低下し不正なプログラムが、ユーザーの意図に反して実行されてしまう高いリスクがあります。

セキュリティレベル低下によって生じる問題については、各自の責任でご対処いただくことになります。筆者はその責任を負うことはできませんことをご了承ください。

「ユビキタス空間情報社会基盤の構築」

主 催 日本学術会議 情報委員会 ユビキタス空間情報社会基盤分科会

後 援 東京大学大学院情報学環

日 時 平成21年4月22日(水) 13:30～17:00

場 所 東京大学本郷キャンパス 医学部鉄門記念講堂(医学部教育研究等14階)

開催趣旨

ユビキタスコンピューティングとは、遍在的にコンピュータ要素を環境中に組み込むことによって、いつでも、どこでも、誰でもがコンピュータの情報処理能力が利用できるようにする技術体系であり、それによって目指すのは、その時、その場、その人に適した最適化サービスの提供である。このように実世界と情報世界が一体となるユビキタスコンピューティング環境の実現は、技術的にはすぐそこに見えているといえる。しかし、応用や組織を超えた実世界と情報世界の一体化には、単なる技術面の開発だけでは不十分であり、情報の識別や関連付けの仕組みに関する社会的な合意(標準化と関連制度設計、さらには実際の環境整備)、まさに社会インフラ化、が不可欠である。

以上の点をふまえ、本分科会では、社会イノベーション基盤「ユビキタス時空間情報社会基盤」の構築を目的として、その現状と将来への課題について広く議論を行うため、分科会シンポジウムを開催する。

プログラム

講演①「ユビキタス空間情報社会へ」

岡部篤行

(青山学院大学教授・日本学術会議会員)

講演②「ユビキタス空間情報社会基盤の構築」

坂村 健

(東京大学教授・日本学術会議会員)

講演③「デモクラシーとPP-GIS」

碓井照子

(奈良大学教授・日本学術会議会員)

講演④「地図情報と現実空間の接合」

森田 喬

(法政大学教授・日本学術会議連携会員)

講演⑤「地理空間情報活用推進基本法とユビキタス時空間情報社会基盤」

柴崎亮介

(東京大学教授・日本学術会議連携会員)

パネルディスカッション

<パネリスト>

坂村 健(東京大学教授・日本学術会議会員)

碓井照子(奈良大学教授・日本学術会議会員)

森田 喬(法政大学教授・日本学術会議連携会員)

柴崎亮介(東京大学教授・日本学術会議連携会員)

萩田紀博(ATR 知能ロボティクス研究所所長・日本学術会議連携会員)

「ユビキタス空間情報社会」という言葉は、2005年の全国測量技術大会(現・地理空間情報フォーラム)で、東京大学・坂村教授の講演を聴いたのが始めてであった。そのとき、コンピュータの進歩は、近い将来、我々資格者が担っている「表題登記手続業務」…いわゆる「代書システム」の世界を終わらせる流れにあることを知った。そして、個々の手続きから生産される高度な地籍情報とその流通が新たな時代の要請であることを確信することができた。

当時の講演記録から、その実現については、ICチップ・関連機器等に関するコスト面、細部技術、現地ポイント取得等、技術面での問題解決を必要とし、後10年程度はかかるだろうということであった。(当時の報告記事については、連合会報2005年7月号に掲載)それから4年が経ち、「ユビキタス社会の構築」がどのように進化しているのか、日本を代表する研究者が講師であることもふまえ、期待をふくらませ会場へ向かった。

(ユビキタス空間情報社会基盤に関する最新の情報は以下のURLでご確認ください)

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t58-1.pdf#search=ユビキタス空間情報社会基盤>

開会挨拶

冒頭、同分科会の座長である東京大学・坂村教授からの挨拶があった。

「日本学術会議」は政府機関であり、政府施策に対して、独立的に活動し、問題提起・各省庁への政策

調整などを行い、そして政府はその提案を聞く義務があるという。

本シンポジウムは、同会議における情報学委員会で検討する「空間情報社会基盤」の構築を目的とした未来志向のシンポジウムであり、「現実空間」「仮想空間」におけるリアルタイムな表現をどのように作っていくのか、どのように基盤を整備していくのかを検討するとのことであった。

講演①「ユビキタス空間情報社会へ」

岡部篤行

(青山学院大学教授・日本学術会議会員)



青山学院大学 岡部篤行教授

岡部教授からは、「ユビキタス時空間社会」の構築について、その基本的な考え方、可能性、現状の課題などの説明があった。

中では特に、人類の歴史で「時間を知る」ということ自体が非常に重要な概念であったこと、その時間を「知る」技術が成熟し「時間は資源である」という理念の基で社会が発達してきたこと、今では時間を空気のように位置づけ、時間識別と空間識別の世界を作り上げていく必要があるという、ユビキタス空間情報社会への流れ、歴史的な切り口が印象に残った。

ユビキタス社会の構築とは、実世界と仮想世界を結ぶ社会的仕組み、最適な情報を意識せず取得できる環境であるといえる。その時間、その場所の情報を識別できる社会基盤の整備が急務であること、そしてそれは、コンピュータそのものの問題ではなく、情報を産み出すためのインフラ整備が重要であることを説明され、更なる発展と、日本発のインフラ創生を目指すべきであるとされた。

講演②「ユビキタス空間情報社会基盤の構築」

坂村 健

(東京大学教授・日本学術会議会員)



東京大学 坂村 健教授

ユビキタス空間情報社会におけるキーワードである「ucode」(空間識別子)の提唱者である坂村教授からは、ユビキタス社会基盤の具体的な説明と課題について講義された。

ありとあらゆるモノにIDを与えることにより、モノと場所、時間を仮想空間で融合する。そのことを利用した社会サービスは無限の可能性を秘めている。特に我が国は、高齢化・災害という大きな課題を抱えており(課題先進国)、未来の社会サービスへの期待は大きい。

ucodeにより、現実空間と仮想空間をシームレスに関連づけていくためには、制度としての空間社会基盤が必要であり、又、セキュリティ、プライバシーの問題、そして、共通基盤プラットフォームの構築と地図の整備が重要な課題であるとされた。

講演③「デモクラシーとPP-GIS」

碓井照子

(奈良大学教授・日本学術会議会員)



奈良大学 碓井照子教授

土地家屋調査士業界でもお馴染みである碓井教授からは、デモクラシー(民主主義)とPP-GIS(Public

Participatory Geographic Information System)をテーマに①NPW(New Public Management)：新しい自治体運営の考え方、②VFM(Value for Money)：税を「国民のため」に活用する、③ITによる社会の安定とオープン化、を提唱された。

それぞれの観点から興味深い話が聞けたが、特に、VFMについては、効率性・経済性・効果が伴わなければならない、従来の縦割り行政の元では実現は難しいこと、NSDIを元として全世界的な視野のインフラ整備を行い、「国民参加型行政」の実現を目指すべきであるとの提言があった。(e-government project)

これからの社会では、自分たちで考え、自律して行動していくことが必要であるという碓井教授のお話から、ADRで求められる精神と同じものがGISの世界でも重要であるということを感じた。

講演④「地図情報と現実空間の接合」

森田 喬

(法政大学教授・日本学術会議連携会員)



法政大学 森田 喬教授

森田教授からは、「地図情報」に比重を置きつつ、現実空間と仮想空間の接合に関する問題点、考え方を主題にした講義

をいただいた。

デジタルの世界では、「地図」という画一の紙媒体に情報を記すという観点から、広く「マッピング」という観点を持って制度構築にあたるべきであること、現実空間と仮想空間の接合場面では、実際の位置照合は困難であるため、「参照点」が重要となり、今後、政策的観点から空間参照系のインフラ整備が必要であること(実空間参照インフラ: Real scale map)、そして、その整備は、情報生産者の視点及び活用者の視点双方から考える必要があることを提案された。

講演⑤「地理空間情報活用推進基本法とユビキタス時空間情報社会基盤」

柴崎亮介

(東京大学教授・日本学術会議連携会員)



東京大学 柴崎亮介教授

講演の最後は、CSISセンター長・柴崎教授。

NSDI法の背景と、今後の展開について説明があった。

NSDI法の施行から2年が経ち、衛星測位技術、地図サービスなどは相当な進化を遂げている。

特にリアルタイム性については、情報提供側と情報活用側の双方でのやりとりが試されており、かなり広い範囲における情報サンプル収集(リアルタイム情報更新機能)が可能となってきている。今後は基盤整備を進め、ユーザからの位置情報提供による地図更新システムなどが検討されている。

柴崎教授の示す事例から見ると、ここ数年の技術の進歩は著しい。しかし、人の進歩はその流れに乗り切れてはいない…その様な印象を得た。官と官、官と民を越えた情報のつながりをどの様に作っていくべきなのか、それぞれの機関において、空間情報を生産する立場にある者全てが考えていかなければならないことを強く感じる事ができた。

パネルディスカッション

<パネリスト>

坂村 健(東京大学教授・日本学術会議会員)

碓井照子(奈良大学教授・日本学術会議会員)

森田 喬(法政大学教授・日本学術会議連携会員)

柴崎亮介(東京大学教授・日本学術会議連携会員)

萩田紀博(ATR 知能ロボティクス研究所所長・日本学術会議連携会員)

パネルディスカッションでは、新たに萩田氏が加わり、ロボットを利用した企業サービスの実例を紹介、その戦略の裏側にある、電子地図、位置情報取得の場面の説明があった。



ATR 知能ロボティクス研究所
萩田紀博所長

事例では、デパートに配置されたロボットは、デジタルカメラにより取得した人の行動をリアルタイムに計測し、行動を予測することができる。その行動統計により、販売戦略、サービス戦略、マーケティング作業を行うことができるという。一度接した人については、次回以降画像で識別することができ、その時に取得した個人の嗜好や購入履歴などにより、再来の際は店舗案内や商品紹介など、適切なサービスを行うことが可能であるというものであった。

動画で紹介されたロボットの実際の動きは秀逸で、まるで意志があるかのごとき振る舞いであり、蓄積されていく様々なデータを駆使することにより、むしろ人智を越えたサービス提供が可能であることも伺えた。

しかし、その機能は、「正しい空間情報(環境知能地図)」がデータとして提供されていることが不可欠であり、現時点では限られた範囲のみでしか実現できず、屋外でシームレスに展開できるものではないとのことであった。

パネルディスカッションでは、新しい時代の「地図」に関するインフラ整備が主な課題であった。

国土全てがIT化されている。今後は全ての分野



パネルディスカッション

におけるユビキタス化が求められる。そして、そのことは新たなビジネスモデルが創設されていくことを示唆している。既存の企業、機関は、そのことを良く理解し、既存の殻を破って行かなければならない。インフラ整備は、始まりを間違えると修正が難しい。あやまったインフラ整備は社会を困らせることになる。そのことを十分にふまえた法整備、環境整備が重要であること…など今後の展開が、各種の事例を交え、議論された。

シンポジウムに参加して

4年の歳月が紡いだ技術の積み重ねを十分に感じることのできる内容であった。

それぞれの講師が、その研究分野における問題点や将来性について話されていたが、共通することは、「高度情報化された地図の必要性」と「ユーザによる情報提供(リアルタイム性)」であったように思う。これから作られる基盤整備において、地図と実空間の併合にかかるインフラ整備が急務であるが、その共有場面では、各分野における抵抗があること、そのそれぞれの機関は各々の持つ情報を抱え込み、又、紙時代の地図(もしくはその感性)を引きずっていて、真の電子化が生まれにくい状況であることが指摘されていた。

その指摘は我々の業界へそのまま適用される。

土地家屋調査士個人のデータ生産技術は、測量機器、処理ソフトの進化により、一定レベルに達しているが、個人事務所レベルの活用にとどまっており、シームレスに活用できる加工や品質評価はなされていない。登記行政が行うコンピュータ化の実情は、業務における申請書と付属図面の関係を意識しすぎるがあまり、せっかくコンピュータで作られた図面情報をわざわざ紙で打ち出し、その情報をXML化してコンピュータに戻すという、ワケの分からない世界を構築している。いわば周回遅れのトップランナーの世界であることをそろそろ自覚すべきではないか。

個人的な見解であるが、現代社会が直面しているコンピュータを基盤とする世界では、ただ、依頼者の意向に沿った申請情報を生産し、届け出ることによって終わる「代書システム」の価値は、既がない。そのような単純作業は、申請人とコンピュータの間で済ませるよう進化し、消滅していくだろう。

しかし、ユビキタス空間情報社会が本当に必要とするデータの本質は、その申請情報を産み出すプロセスにある。我々の持つ本当の専門性をどの様に現代の社会環境に融合していくのか。そのことが専門職能の生き残りを左右する取り組みであると思われる。スタンドアローン化した土地家屋調査士データ群を繋げていく環境、それはユビキタス空間情報社会基盤そのものである。そして、その取り組みは、これまでの取り組みを全て変えるようなものではない。

柴崎教授が提示した事例に、カーナビの逆情報(車の軌跡)から、地図に載っていない動線を認知することで、地図のリアルタイム更新が可能である…という取り組みがあった。

その場面において、それぞれの情報提供者は地図の更新という大きな意味を意識することなく、しかし、確実な情報提供を行っている。調査士に例えて考えれば、調査報告書という統一様式を活用した、データセンター整備とデータの品質評価を行うことにより、過度の労力を使うことなく一定の地図更新成果をリアルタイムに示すことが可能となるだろう。

現在の登記行政において、「座標」、特に世界測地系のそれを持たせることが、ひとつのポイントとなっている。しかし、ユビキタス空間情報社会における「環境知能地図」という議論の中では、座標を持つことは当然のことであり、その座標が「どんなものなのか」ということが重要となる。大事なものは「参照」の観点である。座標値はその一要素にすぎない。申請情報を生産し申請して終わる世界から、その情報をいかに社会で活用できるか、調査士制度にとって今後の大きな課題である。

おそらく、現地において最もコントロールポイントを生産、活用している土地家屋調査士の活躍は、今後のユビキタス空間情報社会基盤の構築において一定のキャスティングボードを握っている。しかし、現在はそういった社会全体への流れに沿った事業展開は希薄である。日調連、ブロック協議会、単位会は粛々と進化するユビキタス空間情報社会基盤の(隠れた)担い手として、速やかにデジタル社会への適応を図るべきであろう。

資格・職能集団として、社会をリードする気概を持ち進んでいくことが、制度の持続的発展に繋がるものであると感じている。

(研究員 上田忠勝)

阿蘇—火山との共生とその文化的景観—

熊本県土地家屋調査士会 広報部長 福岡鋭一朗

「火の国」と呼ばれた肥後熊本は、いわゆる「まつろわぬ人々の国」として、古代より知られてきた土地です。

阿蘇は、熊本のシンボリックな存在として広く親しまれていますが、その真価はカルデラに代表される雄大な自然の景観のみならず、火山信仰の司祭的立場から豪族化した阿蘇氏の本拠地であったことに代表される歴史的景観と、広大なカルデラの中に人々が暮らしてきた世界的にも特異な地域性などが一体となって形成された、壮大な文化的景観であるといえます。

熊本に生まれ育った私達にとって、阿蘇はごく当たり前にそこにあるものであったことは否めませんが、昨年、世界遺産候補地に選定されたことにより、地元暮らしの人々にも阿蘇の価値を再確認する機運が高まっています。

この稿では、「身近だけど何も知らなかった阿蘇」を紹介してきましたと考えます。

1. 地理的景観

阿蘇の代名詞ともなっているカルデラは、約30万年前から9万年前にかけて起きた火砕流の噴出によって形成されたものです。

最大規模であった4回目の火砕流は九州の北半分を焼き尽くし、その火山灰は遠く北海道にまで及び、結果、山体の中央部が崩れ、東西18キロ南北25キロに及ぶ陥没カルデラが出現し、更なる火山活動により中央火口丘群とカルデラ湖が形成され、湖水の流出によって平坦な盆地が出現するに

至ったもので、世界最大級の大きさを誇ります。

中央火口丘群を成す「阿蘇五岳」と呼ばれる山々の内、中岳は現在も活動を続ける活火山で、直接火口が覗き込める稀有な例であり、古代より畏敬の対象となり、火山信仰を生み出すこととなりました。

また、広義に言う阿蘇はカルデラの内外で異なる様相を持つ多様な自然の宝庫となっており、このことが火山との共生という他に類を見ない文化を芽生えさせることになったのです。

雄大な景観を誇る景勝地としての側面が強調されがちな阿蘇ですが、世界遺産候補地としての資質は、地理的特異性に起因して誕生し受け継がれてきた歴史的・文化的要素にその真髄があると言えます。

2. 歴史的な景観

阿蘇神社

阿蘇に関する歴史的記述は『古事記』に見える「阿蘇君」の記述を除けば7世紀前期に成立した『隋書』倭国伝を初見とし、8世紀末の『日本後紀』にも記述が見られ、当時既に中央政府に認められた信仰拠点であったことがうかがわれます。

火山神の祭祀を出発点に、神武天皇の皇孫とされる健甕龍命^{たけいわたつのみこと}を主神とし、やがて地方神から次第に



阿蘇神社

国家神として祭られるようになり、現在も人々の信仰を集めているのが一説に紀元前281年創建と称する阿蘇神社であり、阿蘇神社の司祭から豪族化し、次第に中央との結びつきを強め、氏姓制度下において阿蘇国造に任じられ、律令制度下において社領の管理をも行う大宮司職に補任され、祭事のみならず統治権力をも持つに至ったのが阿蘇氏です。

阿蘇神社の境内には近世後期の社殿や楼門など壮大な建築物が残されており、近世社寺建築として高い評価を得ています。

また、年間を通して行われる阿蘇神社の米作りに係る神事は、「阿蘇の農耕祭事」として国の重要無形民俗文化財に指定されているほか、阿蘇神社等に伝来する中世期の古文書群も、平安・鎌倉期より戦国末期にかけて勢力を誇った武家としての阿蘇氏の活躍を伝える貴重な史料となっています。

さらに、膨大な年月受け継がれてきた神話・伝承・慣習は、どれも阿蘇の火山性環境と阿蘇神社を中心とする火山信仰と密接に関わり、民俗学的にも重要な無形の歴史的景観を形成しています。

私は以前、6月に行われる御田^{おんだ}祭りの神幸行列を目にする機会がありましたが、神々の神幸に際しその食事を運ぶ14人の白装束の女性たち(宇奈利という)が青田の中を行く古式ゆかしい姿に、さながらタイムスリップしたかのような神秘的な感覚を覚えたことを鮮明に記憶しています。



御田祭りの神幸行列

中通古墳群

阿蘇市一の宮町中通地区に点在し、8基の円墳と2基の前方後円墳からなる5世紀～6世紀の古墳群は、伝承に登場する阿蘇君一族の古墳であると推定され、火山性土壌で肥沃とはいえない阿蘇開拓に従事した、古代の先人の存在を今に伝えています。比較的に海に近く広大な平野を有する地域が経済的・政治的な中心となることが多かった当時の日本において、複数の古墳を継続して造営するだけの権力を有する勢力が、かかる山間部に成立していたことは特筆すべきことです。

豊後街道

阿蘇谷のほぼ中央部を横断し、江戸期に肥後熊本城下と豊後鶴崎とを結ぶ主要街道として細川藩の参勤交代路に利用された豊後街道が、藩主の休息所として設けられた「的石御茶屋」や外輪山を越える二重峠を中心に一部保存され、その石畳が往時を偲ばせる風情を残しています。

これらの複数の異なる時代背景をもつ歴史的な景観は、阿蘇とそこに成立した宗教的・政治的勢力が、日本史上の各時代を通じて九州における重要な位置を占め続け、また、江戸期に発展した全国的規模の流



二重峠の石畳

通経済・大量消費の社会構造においても、衰退することなく交通の要衝としての地位を維持して近代に至ったことを物語っています。

3. 文化的な景観

阿蘇における人間と自然との関わりで特筆すべきは、活火山でなおかつ高冷地である過酷な環境を人々が受け入れ共生してきた点にあり、その代表的な例として、長大な外輪山を中心に展開する草原があります。

阿蘇の草原は自然のままの生態系ではなく、平安期以降の「官牧」を起源として、牛馬の飼育及び牧畜業の場として「野焼き」「輪地切り」などを伴う草地管理の伝統的な「採草火入れ放牧」という手法で維持管理されてきた二次的な草原生態系です。

これらの草原ではヒゴタイなどの大陸系植物をはじめ、多くの草原性動植物が絶滅せずに生き残り、草原管理の永年にわたる鋭意努力の貴重な生き証人となっています。

阿蘇に分布する植物は熊本県分布種の70% 1600種に及び、日本に分布する維管束植物の5分の1にも達しています。

また、阿蘇地域には、古来より巧みに火山特有の地形を開拓し、



ヒゴタイの花



火振り神事

畏怖すべき自然と時に対峙し、時に共存しながら生きてきた先人の記憶が神話伝承という形で今なお人々の生活に色濃く残り、神格化された火山を祀る阿蘇神社を核とする信仰が、姫神を迎える「御前迎え儀式」である「火まつり」に代表される多様な民俗行事として脈々と今に息づいています。

4. 受け継がれるべき叡智の結晶

これらの、地理的・歴史的な特色と一体となって先人達に連綿と受け継がれてきた阿蘇独特の文化的な景観は、特異な環境に適応して生きてきた人々の知恵とたくましさの記憶を留めているという意味で、顕著な普遍的価値を有する文化的遺産であるといえます。

更にいえば、これらはそのものが人智の結晶であって、適切に保全・継承していかなければやがては消滅を免れないかけがえの無い存在であり、私達が後に続く者として、如何に自然と共生していくかという未来を考える上でも他に無い遺産ともいえるでしょう。

私は今、改めて阿蘇五岳の写真を眺めています。

阿蘇が、守るべき大切な財産であると広く認められる日が来ることを願いながら。



阿蘇山遠景

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(案)

土地家屋調査士制度制定60周年記念TVドラマ制作について

札幌土地家屋調査士会 会長 上山和夫

今更申し上げるまでもありませんが、昭和25年7月31日、土地家屋調査士法が公布されました。ときの内閣総理大臣は吉田茂、日本の戦後復興の立役者である。以後の活動は制度と共にあり、陽のあたる部分ではある故、不動産登記法の改正と共にあった。

逆に、それ以前の四半世紀に及ぶ土地調査員(地方により名称は異なる)から法制度までの先人たちの歴史は意外と知らない会員諸兄が多いのではないのでしょうか。受験者数の減少、社会的認知度の低さ等を感じることもありますが、裏返せば私たち一人ひとりが日常業務、社会活動(ライオンズクラブ、ロータリークラブ、PTA活動、地域町内会活動)等において、堂々とPR(広報活動)を行ってきたのかと、自問自答することもあります。

そもそも、土地家屋調査士として、制度の奔流で堂々と職能倫理を全うし、高い意識をもって他者に接することは職能人として、また人として、単に制度を維持することにはその主たる目的があるのではなく、先人が流した汗、労苦を鑑み、築いた制度の恩恵を受けている現状をしっかりと把握し、また次世代に手渡すために私たちが付加していくことが大切なのではないのでしょうか？

そこで、「土地家屋調査士制度制定60周年」を知名度アップのための機会ととらえ、各土地家屋調査士会がそれぞれ記念事業を実施するのではなく、記念事業を一本に絞り財源を集中投下することにより大きな効果を狙います。

昨年11月、長野県で境界線をめぐる殺人事件が発生、テレビ朝日系列「報道ステーション」において大きく取り上げられ、土地家屋調査士会や境界問題解決センターに問い合わせが殺到したことは、皆様も記憶に新しいと思います。

昨年6月～7月に「監査法人」というNHK連続ドラマが放送されており、公認会計士を取り上げためずらしいドラマでした。医師、弁護士に比べて一般には、なじみの薄い公認会計士の業務が身近に感じられ「公認会計士」「税理士」に興味を持たれた人もかなりいるでしょう。(ちなみにドラマは、NHK名古屋放送局制作で土曜日の午後9時から午後10時の時間帯に全6話の放送で、平均視聴率は8%でした。)

テレビジョンによる広報効果は絶大であり、ドラマを活用した土地家屋調査士制度広報は間違いなく私たちの将来へ繋がるものであると確信し、小杉健治著「境界殺人」又は「正義を測れ」全国放送・2時間ドラマ化を土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として提案します。

実際のドラマ制作方法として、日調連が全て一から組み立てる場合、ドラマの内容に関する要望を細かく指示できますが、制作費、放送電波料、広告代理店手数料等で1億数千万～費用がかかります。そこで、内容のある程度はプロに任せる(構成・演出等)ことが前提となりますが、「費用を土地家屋調査士の知名度アップ・PRによりよく活用」でき、かつ「高クオリティ」なドラマを制作できる提案をまとめました。

【ドラマ化に向けて】

原作を鑑み、最も適している放送枠は、フジテレビ系列・金曜日21時からオンエアの「金曜プレステージ」が考えられ、制作担当者に問い合わせたところ、現段階ではあるが、原作に非常に関心を寄せていただいています。※例えば、金曜プレステージは、市原悦子「おばさんデカシリーズ」、山村美紗サスペンス「赤い霊柩車シリーズ」、浜木綿子「おふくろシリーズ」、「浅見光彦シリーズ」等があり、平均視聴率は15～20%

【制作・放送に関わる費用】

金曜プレステージの制作は、フジテレビ系列最大のプロダクションである共同テレビ等が担当しており、この制作会社と提携し、今回の企画をテレビ局にエントリーする。エントリー前段階で企画の精査が必要となるものの、かなりの確率で放送が実現するそうです。企画が通ればテレビ局の自社制作番組となるため**制作費は、テレビ局の負担**となります。日調連の負担は、番組放送告知および土地家屋調査士をPRするための費用として、CM制作料+テレビスポット料＝約6,000万円となります。

【作業工程】

2時間ドラマの大まかな制作工程としては、

- ①企画決定
- ②シナリオ決定
- ③シナリオハンティング(ロケハン・現地調査)
- ④撮影開始
- ⑤撮影終了

企画決定から撮影終了まで通常8か月～1年を要するため、来年度内の放送を考えるならば早急に準備に取り掛かる必要があります。

以上の提案のとおり、段階を踏み、正規の方法でテレビ局に企画をあげ、テレビ局の自社制作費でドラマ制作が叶えば、予算の多くを宣伝広告費に充てることが可能となり、ドラマ放送のみならず番組放送告知とCMとの相乗効果で「土地家屋調査士」の知名度アップが図れます。

仮に6,000万円を全国18,000人で割ると一人3,300円となり我々札幌会(310名)であれば約100万円の負担となります。この金額であれば周年事業費+広報費の範囲内で抑えることができ、費用負担についても十分実現可能です。

放送業界も昨今の不況の影響から広告収入が減っており、一昔前よりもずっと有利な条件で番組(ドラマ)を制作することができるという環境にあることもまた「土地家屋調査士制度制定60周年記念TVドラマ制作」絶好の機会であることから、本企画を提案するものです。

平成22年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

1. 出願要領

◎出願資格

- (1) 明海大学不動産学部を第一志望とし、次の①～③のいずれかに該当する資格を有し、かつ、(2)の要件を満たす者。
 - ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び2010年(平成22年)3月卒業見込みの者
 - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2010年(平成22年)3月修了見込みの者
 - ③ 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2010年(平成22年)3月31日までにこれに該当する見込みの者
- (2) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けた者で、以下に提示する条件を満たす者
土地家屋調査士を志望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
 - 本入学試験制度は後継者育成が趣旨であります。現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
 - 出願者と出願者推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨に留意下されば結構です。
 - 本入学制度での入学者は、転学部はできません。

◎試験科目：面接のみ ※可否は出願申請書の審査結果と面接の評価を総合判定し、決定します。

◎願書受付期間等

A日程

- (1) 願書受付期間…2009年10月26日(月)～11月6日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
- (2) 試験日…2009年11月14日(土) (3) 合格発表日…2009年11月19日(木)

B日程

- (1) 願書受付期間…2010年2月1日(月)～2月15日(月)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
 - (2) 試験日…2010年2月21日(日) (3) 合格発表日…2010年2月25日(木)
- ※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、出願書類をお取り寄せください！

出願書類のお取り寄せ・お問い合わせは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-335-5116(直)

明海大学不動産学部が保護者の方向けに、進学セミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

2. 明海大学不動産学部進学セミナー

◎日 時：2009年8月1日(土) 15:30～18:30

◎場 所：明海大学浦安キャンパス(千葉県浦安市明海1丁目) JR京葉線「新浦安」駅下車 徒歩8分

◎内 容：講演：「不動産学部で何を学ぶのか？ビジネスで成功するために」：林亜夫(不動産学部長)
パネルディスカッション：「不動産学を学ぶ意味」在校生、卒業生、教員など
不動産学部の教育プログラム、不動産学部教員との意見交換会

◎対 象：高校生の保護者。高校生の同伴はご自由です。

◎参加費：無料

◎予 約：事前予約が必要です。以下の予約・問い合わせ先にご予約ください。

予約・問い合わせ先：koho999@meikai.ac.jp (企画広報課メールアドレス) または企画広報課(Tel.047-355-1101) まで。「不動産学部進学セミナー参加」とし、①参加者氏名 ②参加者の身分 ③電話番号を明記の上、メールにてお申し込みください。 予約締切り：7月30日(木)まで

◎当日は、オープンキャンパスを行っております。御子弟と早めに御来校いただければ、体験授業や教員による個別進路相談、学内見学、学食体験などにご参加いただけます。詳しくは、上記までお問い合わせいただくか、ホームページ<http://www.meikai.ac.jp/opencampus/urayasu/index.shtml>をご覧ください。

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS2009

6/21(日)、7/19(日) 25(土)、8/1(土) /22(土) /29(土)、9/19(土)、10/17(土) 10:30～15:00
参加をお待ちしています

—土地家屋調査士のためのオンライン申請—

日本土地家屋調査士会連合会オンライン登記推進室 委員 中原照泰

分筆登記編

はじめに

3月9日から法務省のシステムがMicrosoft Windows Vistaに対応いたしました。申請書作成支援ソフトなども合わせて改良され、より便利になったと思います。

ところで、オンライン申請を他の土地家屋調査士にお勧めすると、必ずメリットの有無のお話しになります。あまり直接的なメリットを論議するのも寂しい気がするのですが、現実問題としては確かに関心のあるところでしょう。

先日、事務所から電車で1時間半ほどかかるY地方法務局へ建物の表題登記を申請しました。事前に公図及び登記記録の内容は登記情報提供サービスで取得し、土曜日に現地調査実施後、週明け、委任状のみを「特例方式」を利用してオンラインで申請したのです。補正日は1週間後とのこと。所有権証明書である建築確認済証は申請した2日後に設計事務所が使用する予定があり、即時返還していただく必要がありました。本来ならば、確認済証は登記完了まで法務局へお預けすることとなりますが、そこは不動産登記令第13条の「原本提示」の制度を利用して原本である確認済証をお返しいただきました。こちらも法務局側の利便を考慮して確認済証の表紙のみではなく、案内図、配置図、平面図、立面図までPDFファイルとし、土地家屋調査士の電子署名を付して送信してあります。これらの図面類は所有権証明書というより建物の形状確認が主たる目的でしょうから、送信容量の限界を考える時、コピーを原本提示時に持参する方法(図面の写しには押印はしない)も一考に値しましょう。1週間後、登記は無事完了しました。表示に関するオンライン申請が少ないため、窓口では担当者で多少意見の交換に時間を費やしましたが、本件登記申請に関して法務局へ直接伺ったのはたったこれだけです。これまでは公図や登記記録等の閲覧、登記の申請、原本還付書類等の受領と最低でも3回は法務局へ足を運ばなくてはなりませんでした。それが1回で済んだのです。そのほかにも色々なメリットがありましょう。まずはオンライン申請をして、そのメリットを体感していただくことが大切かと思います。既にオンライン申請に一步踏み出されている方々には、歩みは遅くとも着実に進化するオンライン申請システムをこれからも大いにご利用願います。

オンライン申請のご紹介を環境設定編、地目変更編と続けてまいりましたが、私の担当は今回が最後です。引き続き次号から新しい執筆者による建物登記が連載されます。そちらも引き続きご愛読ください。

なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解でありますのであらかじめお断り申し上げます。また、パソコンの取扱いに関する記述には、必ずしも一般的でない表現があるかもしれませんがあらかじめご容赦のほどお願いします。加えて、基本的にはパソコンのOSをWindows XP使用環境を想定しております。よろしくご理解ください。

新川事務所にて

古山：こんにちは新川君。お邪魔します。相変わらず忙しそうだね。

新川：先輩、どうもこんなむさ苦しい事務所にお出でいただき恐縮です。今、昭和40年代の地積測量図と現在の実測図を比較点検しているところなのですが、あの頃の先輩達の仕事は随分とラフでしたね。

古山：平板測量時代の図面かい？ そのころは土地家屋調査士個々の技量の差も大きくて、色々な図面が出ているね。それでもその頃はそれなりにベストを尽くしたもののなのだ。今の物差し(価値基準)をあてがって昔を評価することは愚かなことだな。

新川：オンライン申請についても今はこんなにゴタゴタしていますが、10年20年経ったら、何故こんなことに当時は大騒ぎしていたか笑われるかもしれませんね。

古山：こちらはそうなって欲しいものだ。そうでも

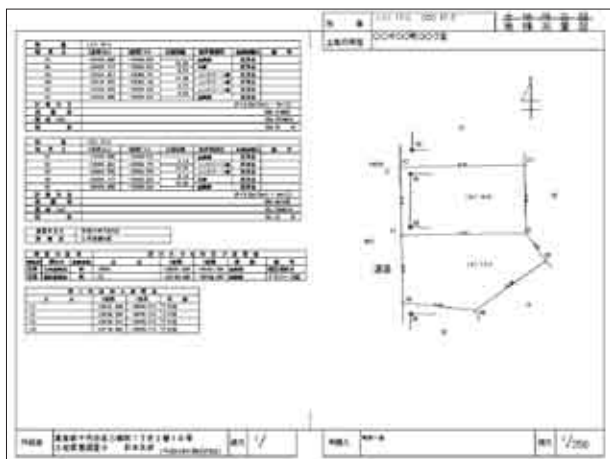
なければ「土地家屋調査士なんてなくなっている」というのが君の主張だったよね。

ところで先日来、インターネットでオンライン申請のことを調べるにつけ色々感じるところがあった。オンライン登記申請に関する掲示板などの書き込みには批判的な表現が多々ある。日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)が開発している図面のXMLファイル化ツールについても、早く完全撤退して進むべき方向をTIFFファイル図面に統一するべきとの意見もあるようだ。

新川：オンライン申請のシステムには最近は少なくなったもののしばしば不具合もあり、図面のXMLファイル化ツールも開発に時間がかかっていますから苛立ちがあるのだと思います。しかし考えてもみてください。オンライン申請が始まったと言っても

実質的には「特例方式」が実施された昨年1月15日からでしょう。まだまだオンライン申請を全否定するには早計にすぎましょう。図面のXMLファイル化ツールについても既にCADベンダー数社から発売されているようですが、日調連とCADベンダーとは開発資金投入の金額が桁違いだと聞いています。日調連に対し開発から潔く手を引くことが真の勇気であるというような意見も読みましたが、どちらかというそれは「^{ひっぶのゆう}匹夫の勇」ですね。

確かに目先の利益を考えるとTIFFファイル図面の方が現実的です。しかしながら、土地家屋調査士の将来の在るべき姿を見据えた場合、申請情報(既にXMLファイル)、調査報告情報、図面データのXMLファイル化は避けては通れません。XMLファイルは情報処理に優れた特徴があるのです。しかし、そんなことを言っているにもかかわらず実際にXMLファイル化した地積測量図(図1)を見てみると興醒めすることも事実でしょう。何ともシンプル、素っ気ない図面です。



【図1】

今から6年ほど前に愛媛県土地家屋調査士会を訪れた際に、地積測量図を見せていただいたことがあります。噂に違わず濃厚、濃密な図面表現でまさに地積測量図の見本というべきものでした。しかしながら、そのような図面はTIFF化(画像データ)には馴染みますがXML化(一種のテキストデータ)は難しい。そこでそれを補うためのものが調査報告情報の役割であると日調連は考えているようです。

これまで土地家屋調査士の図面に対する思い入れはことのほか強いものがありました。単なる情報伝達媒体ではなく「美しさ」まで追求する傾向にもありました。しかしながら、新しい不動産登記法で図面の作成者欄が「作製者」から「作成者」に変わったように、図面の役割は大きく変わろうとしています。

古山：目先の利益とえば、話が違って君は土地

家屋調査士国民年金基金へ加入しているかな。厚生年金、共済年金と比較して国民年金の給付金額が少ないことから、その上乗せ年金として土地家屋調査士、その配偶者、補助者のみが加入できる職能型の年金基金だ。オンライン申請はどちらかと言えば年配者が消極的で若手が積極的だといわれている。ところが土地家屋調査士国民年金基金はその逆で若年層の加入が少ない。当座の生活が大切で月々の掛金の支払いに余裕がないことはわかっているが、若いときから計画的に老後に備えて年金基金に加入しておくことは、個々の生活保証のみならず、年金基金の基礎を盤石なものとし、ひいてはそれが「土地家屋調査士」という職能を維持する上でも価値のあることにつながる。社会保険庁の不正もあり、正直言って年金行政については幻滅を禁じ得ないけど君たち自身の将来はしっかり考えることは大切だよ。国の施策に批判的であることは良いとしても、20年先、30年先の土地家屋調査士にとって何が利益のあることか、オンライン申請ともども風説に迷わされることなく真剣に考えて欲しいね。

新川：加入を検討しましょう。自分自身に利殖の才があるわけもなく、将来に不安なく安心して仕事をしていくためにも税制面で優遇される年金基金を利用することは確かに考慮しなければなりません。ただ、土地家屋調査士は事務所開業のために初期投資がかなりかかります。事務用品のみならず、測量機器、測量ソフト、作業車など、それだけでも月々の支払いには苦勞します。日調連が開発している先ほどの図面のXML化ツールですが会員には無料で配布する予定であると聞いています。CADベンダーが開発したソフトに比べると使い勝手は決して良くないとのことですが、新規開業を志す者にとっては朗報でしょう。事務所の経営が軌道に乗ったところであらためて高価なCADベンダーのソフトを購入しても良いわけで、言わば新規開業支援グッズとなりましょうか。

さて、だいぶ話が脱線しました。今日は分筆の登記申請ということですか。準備はいかがですか？

古山：前回、地目変更の登記申請を体験しているので準備万端。と言いたいところだけど図面の作成と登録免許税の納付が難しそうだね。とりあえず取引銀行へのインターネットバンキングに関する手続は終わっている。

新川：確かに前回の地目変更登記との大きな違いは図面の作成と登録免許税の納付ですね。オンライン申請を行なった場合でも、書面申請同様に窓口へ印

紙等を提出する方法で納付することも可能です(登録免許税法第24条の2)。

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html#05-10-2>)
しかしながら、それではオンライン申請をする意味が少ない。やはり電子納付を使いたいですね。

分筆の登記においても事件フォルダを作成し、そこへ添付情報、申請情報を保存することは地目変更と何ら変わりありません。紙で作成した地積測量図を特例方式で郵送、又は持参することも可能ですが、今回は電子化して図面も添付情報に入れましょう。ただし、オンライン庁のすべてがXMLファイル図面、TIFFファイル図面を受け入れられるのではなく、地図情報システムが導入されている法務局でないとTIFFファイル図面は受け入れられないこととなっています。

古山：今回申請する法務局はTIFFファイル図面を受け入れることが可能だ。XML化するソフトはまだないのでTIFFファイル図面で申請しましょう。

新川：TIFFファイル図面と言っても色々と制約があります。詳しくは法務省の「不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101.html>)を参考としてください。巷には有料、無料を問わず、TIFFファイル図面作成ソフトはたくさんありますが、すべてがこの作成方式に適っているわけではありません。高いお金を払って買ってみても使えないこともあるでしょう。十分注意をしてください。前回ご紹介したオンライン申請に関する有志の掲示板やホームページには参考となる情報がたくさんあると思います。是非、御覧になってください。

今回はいつもの私のやり方で作成します。図面はお持ちいただけましたね？

古山：このUSBクリップに図面以外の添付情報及び申請情報は作成、保存してきました。地積測量図は紙で持参しました。

新川：どうぞ私のパソコンを使ってください。このパソコンで申請しましょう。図面について、私はいつも測量ソフトから直接TIFF図面を出力するのですが、今回はF社の文書ファイリングソフトを使ってみましょう。このソフトは紙文書を電子ファイルとし、加工、修正など色々な作業をすることができるものです。まず、いただいた地積測量図をスキャナーで読み取ります。続いてこれをイメージ変換してTIFFファイルとします。ここで(図2)注意することは変換形式を「TIFFファイル」、ファイル名は「sokuryouzu01」、「sokuryouzu02」など(命名規則

有り)とし、解像度を「400dpi」に設定することです。さらに(図3)圧縮形式「G4」を指定して「OK」ボタンを押します。出来上がったTIFFファイルのサイズは300KB以下とする決まりもあります。概略図などに画像を貼り付けた地積測量図はすぐオーバーしてしまいますから注意してください。



【図2】



【図3】

なお、TIFFファイルのビューワー(画像閲覧)ソフトは無料で配布されているものもあります。

古山：図面の名前にもルールがあるのか？最後の二桁の数字のみ変更可能なのだね。建物図面や各階平面図は「tatemono01」のような振り合いで命名しなければならないと「不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」には記載してある。

新川：このファイルを事件フォルダへ入れて電子署名をします。ICカードリーダーライターに先輩のICカードを入れてください。次に日調連から配布されたXML署名ツール(図4)を起動してください。



【図4】

署名対象ファイルの欄(図5)へ先ほど作成した TIFF ファイルをドラッグします。PINコードを入力して「署名実行」です。どうですか？



【図5】

古山：XML 署名ツールとはXML ファイルのみではなく、TIFF ファイルにも電子署名が可能なのだね。おやおや、PDF ファイルへの電子署名と違って、図面ファイルのほかに「sokuryouzu01.tif.sig.XML」なるファイルも生成されたようだね。

新川：PDF ファイルのようにファイルに組み込まれるのではなく、図面についてはXML ファイルとこのような形で生成されたファイル、2つセットで電子署名が完成します。送信する場合は一方を忘れないようにしてください。また、一旦電子署名したファイルの名前を変えると改ざんしたものと判断されます。やむを得ずファイル名を変更する場合は電子署名からやり直してください。

古山：次は申請情報だ。例のごとく申請書作成支援ソフトを起動したが、ここで注意するポイントは何かな。

新川：登録免許税の記入は半角入力であること。あとは分筆様式のみ不動産の表示部分に「分筆新地追加」ボタンが付いています。このボタンと「表示物件追加」(図6) ボタンを駆使して土地の表示を書き込んでください。書面申請から類推すると分筆の登記申請書の表示は次のように(図7) 1行目に分筆前の土地の表示が来て、2行目に分筆後の土地の表示。最後に分筆する土地の表示が来る。3行目は「土地の表示履歴欄」の追加で記入したわけです。しかし、これではいけません。このような(図8)表示が正解です。分筆する土地の表示を分筆後の土地の表示の次に記載しないで申請物件No.2とし、別物件表示させるのです。これは、オンライン申請では申請の受付とともに申請物件にロックがかかることから、新しく生成された土地についても法務局のシステムに情報として取り込みやすい形をとる必要があるためです。それを円滑に処理できるようにしているのがこのスタイルです。先ほどお話ししたXML ファイル形式の



【図6】

申請物件 (No. 1)	土地	〇〇市〇〇町〇〇丁 〇〇〇		
土地の表示				
申請物件番号	土地番号	土地面積	土地権利	土地表示の履歴
1	1	100.00	所有	39.8.7.5
(イ)	200番1		21.8.2.3	100.00.1, 200.00.2に分筆
(ロ)	200番2	花地	180.5.2	200番から分筆

【図7】

申請物件 (No. 2)	土地	〇〇市〇〇町〇〇丁 〇〇〇		
土地の表示				
申請物件番号	土地番号	土地面積	土地権利	土地表示の履歴
1	1	100.00	所有	12.3.10
2	200番1	花地	22.2.10	100.00.1から分筆
申請物件 (No. 3)				
土地	〇〇市〇〇町〇〇丁 〇〇〇			
土地の表示				
申請物件番号	土地番号	土地面積	土地権利	土地表示の履歴
1	1	100.00	所有	100.00.1から分筆

【図8】

利点でしょう。このような書き方をとれば、法務局では登記記録に取り込むのが楽なのだと思います。

古山：そうなると書面申請のようにただダラダラと記載欄を増やして書き込んでいけばよいのではないのだね。

新川：登記申請が受けられないと言うことはないと思いますが望ましくはないですね。合筆の登記のオンライン申請では書面申請とはもっと異なります。(図9) 書面申請では、1行目に合筆前の土地の

申請物件 (No. 1)	土地	〇〇市〇〇町〇〇丁 〇〇〇		
土地の表示				
申請物件番号	土地番号	土地面積	土地権利	土地表示の履歴
1	1	100.00	所有	12.3.10
2	200番1	花地	22.2.10	100.00.1から分筆
申請物件 (No. 2)				
土地	〇〇市〇〇町〇〇丁 〇〇〇			
土地の表示				
申請物件番号	土地番号	土地面積	土地権利	土地表示の履歴
1	1	100.00	所有	100.00.1から分筆

【図9】

その「表示」ボタンを押してください。「未納付」の情報であるとか、色々な情報が表示されています。(図10) インターネットバンキングの手続も済んでいるとのことですし、早速、電子納付ボタンを押して納付してみましょう。納付手続は30分以内にしなければなりません慌てなくても大丈夫です。時間切れで納付できなかった場合は、再チャレンジも

古山：納付情報の「表示」ボタンを押したら既に「納付済」に変わっているね。



[illegible]



ダイレクト

税金・各種料金の払込み

税金・各種料金の払込みの完了までの流れ

内容入力

内容確認

税金・各種料金の払込み完了



以下の内容で払込みを行います。
払込金額等の内容等に間違いがある場合、インターネット利用証番号を入力し、「実行する」をクリックしてください。

インターネット利用証番号はインターネットから入力することができます。お客様の入力を安全に行っていくために、下記のようにキーワードの使用が求められます。

[このようにキーワードを入力](#)

※ ※ ※ 払込みの内容 ※ ※ ※

収納機関番号	00110
払込先	法務省
納付番号	20000000000000000000
お名前	氏名 山田太郎
払込内容	登記手続費(表示の登記)
払込金額	3,000円

※ ※ ※ お支払情報 ※ ※ ※

お支払い口座	10000000000000000000
お支払金額	3,000円
お支払手数料(p)	0円
受付番号	00000000000000000000

インターネット利用証番号(印)

実行

ご利用上の注意

払込みを実行しますと、ご登録いただいているメールアドレス宛に登録番号、お名前、利用料金を送信いたしますのでご確認ください。

実行した手数料等は、お申し込みません。

インターネット利用料金を送金した後に、7時から12時の間です。
(登録情報変更や変更が不可能です。)

印の払込みに係る情報送信は完了いたします。

ソフトウェアキーワードの使いかた

1. マイストアにログインし、キーワードの内容が表示されます。
2. マイストアにキーワード上に移動すると、キーワードの内部が「」表示になります。
3. 「」の状態でインターネット利用証番号を入力してください。
ダウンロードキーワードの購入(1)の「」をクリック

マイレコ

税金・各種料金の払込み

税金・各種料金
の払込みが完了
までお流れ。

内税入力

内税確認

税金・各種料金
の払込み完了

マイページの「税金」をクリックしてください。

納税票番号	28155
支払先	清野通
納付書号	28130888200000108
お名前	沢村マサ子様
支払内容	登録申請費(再入りの更新)
支払金額	2,930円

中止
次へ

納税のご案内
 支払いセンター日付:
 平成21年2月27日 15時30分迄
 お振込先番号:
 180106761352

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

ダイレクト

税金・各種料金の払込み

**納金・各種料金の
払込みの完了
までの流れ**

内容確認

**税金・各種料金の
払込み完了**

以下の内容で、払込みを受け付けました。

このページを印刷する場合のみ、ブラウザの印刷機能を利用して印刷してください。

※ ※ ※ 払込みの概要 ※ ※ ※	
収納依頼番号	00100
払込先	法務省
納付番号	20100000000000000000
お名前	ナカハツデルタス。
払込内容	登記申請費(表示の登記)
払込金額	2,000円

※ ※ ※ お支払口座 ※ ※ ※	
お振込み口座	10000000000000000000
お支払金額	2,000円
払込手数料	0円
受付番号	00000000000000000000

さすが収納については素早い。この部分のシステムだけはトラブル皆無だろうな。

新川：あとは地目変更と同じです。登記の完了を待つのみでしょう。

古山：地目変更、分筆と進んできたけど合筆登記は難しいのかな。

新川：合筆の登記申請は申請様式のみならず、いくつか難しいところがあります。登記識別情報の提供の有無などによって添付情報もケースバイケースとなりましょう。地目変更や分筆を経験した後、少しオンライン申請に慣れてからマニュアルを見てトライしてみてもいいかもしれません。

古山：不動産登記のオンライン申請については、これからも色々な困難に会うことだろう。弱音は吐く

まい。私たち土地家屋調査士は最初から道のないところに道を造るのだからそれは苦勞するのは当然だよ。だが、それ故にこそオンライン申請のパイオニアとしての誉れがあるとも言える。一緒に頑張りましょう。

新川：えっ？私もですか？

(この記事は、株式会社テイハン発行「登記研究第734号平成21年4月号」に掲載されたものです。)

会長 レポート

4月16日～5月15日

Report

4月16日

自民党調査士議員連盟ヒアリング

常任理事会

日弁連役員就任披露会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟(保岡興治会長)の幹部役員の先生方から政策要望等に関するヒアリングを受ける。午前9時という早い時間にも関わらず会場となった自民党本部に、保岡会長、太田誠一副会長、塩崎恭久幹事長、世耕弘成事務局長、石田真敏事務局長(財務副大臣)、柴山昌彦事務局次長の各先生方が一堂に会してのヒアリング会。法務省から小野瀬課長、小宮山地図企画官、前田補佐官ほかの皆様にもご出席いただいた会議では、主として登記所備付地図作成事業の現状分析と隘路となっていることについて法務省・日調連の双方から説明させていただいた。議員連盟の先生方からは、『登記所備付地図の整備は国民の日常生活にとっても、また社会資本の整備という視点からとても重要な事業であり、隘路となっていることがあればその解消策と一緒に考えよう』と力強いご支援のお言葉をいただく。6月中旬に集計される予定の法務省による全国の地図混乱地域についての調査結果を待って、細部を煮詰めることとされた。

連合会役員のほか、愛媛会・岡田会長、鹿児島会・坂元会長、全調政連の役員の皆さんにも同席いただいた。

会館に帰着後直ちに第2回常任理事会を開催。午後から開催の第1回理事会の準備。

夕刻から日弁連講堂で日本弁護士連合会の新年度役員の披露会が開催され、お招きをいただき出席。日弁連では会長職は2年任期のため、宮崎誠会長は任期中であるが、その他の役員は1年任期であり、全国各地から選任された副会長の先生方を始めADRの取組等でお世話になっている先生方や国会関係の先生方と挨拶させていただいた。

16～17日

第1回理事会

新年度になって初の理事会を開催。6月に開催する連合会総会に向けて、事業報告書の調整、事業計画案の審議、決算案・予算案の原案の確定等、幅広い議論をした。三名の監事の先生方から一年間の会計監査・事業監査の報告があり、改善点等の指摘も頂いた。また、例年参加しているFIG(世界測量者連盟)の今年度大会はイスラエルが開催地であることから、伝えられている現地の政情から見て不測の事態等も懸念されることから、今年度の派遣は見送ることとした。また、60周年記念事業の一環として広報で検討されている完全復元伊能図全国巡回フロア展の中央実行委員会への参加についても承認された。

理事会2日目の後半は、前日の自民党議員連盟の先生方からのヒアリングの状況を説明した上で、理事の皆さんの地元会における地図作成事業への参加意欲の傾向や地図混乱地域の実情の一端をお伺いする時間とさせていただいた。地域によっても取り組み意識や地図混乱の現状に差異があることが窺われ勉強になった。

18日

日本マンション学会大会

東京での所用を済ませたのち、帰阪。この日と翌日の2日間、大阪大学で開催中の日本マンション学会(折田泰宏会長)の総会・研究大会・懇親会に出席。

例年なら私も会員としてのパネリスト参加や開催地メンバーとしてお世話役参加をしている大会であるが、今回は会務多忙のため、お世話役の務めを果たせなかったが、懇親会ではプライベート参加してくれた大星正嗣副会長、川本達夫広報部次長が元氣な姿を会場に見せていただいていた。また大阪会和田清人広報部長のお世話で土地家屋調査士の制度と業務についてのパネル展示も催され、大会に参加の学会員・研究者の注目を集めていた。

20日

大阪会相談役加藤幸男氏と一緒に議員連盟関係者と懇談

23日

午後から横山副会長・瀬口専務ほかの皆さんと会務打ち合わせ。

24日

自民党司法制度調査会

日本地図センター評議員会

早朝8時から自由民主党本部で開催の司法制度調査会に他の資格者団体の代表の皆さんと一緒に陪席させていただいた。当日の主たるテーマは法曹人口の適正化についてで、高村正彦・元法務大臣の主催する研究会からの提言を河井克行・元法務副大臣ほかの皆さんが意見を述べられた。司法試験合格者数の目安の撤廃や隣接法律専門職種の活用など幅広い問題提起があった。

お昼前から目黒区内の財団法人日本地図センター(野々村邦夫理事長)会館で評議員会が開催され出席。近く開催予定の総会の議案等について報告を受けた。

25日

近畿ブロック協議会正副会長会議

京都土地家屋調査士会館で開催の土地家屋調査士会近畿ブロック協議会(安井和男会長)の正副会長会議に出席。連合会の会務の現状等について報告させていただいた。京都会の会館は一昨年新築された京町屋風の建物。小雨の寺町通に落ち着いた佇まいがピッタリ。

26日

公共嘱託登記受託法人に関する検討会

昨年末に施行の新公益法人法に基づき公共嘱託登記土地家屋調査士協会が各地で設立されている。20数年の歴史を持つ既存の公共嘱託登記土地家屋調査士協会については設立母体が各土地家屋調査士会であったこともあって、助言機関である土地家屋調査士会との関係も比較的スムーズな運営がなされてきたが、既存協会の設立当時は予測していなかった新しい形態の法人の設立に伴い、改めて関連の諸規則の整備が必要になっている。過般、連合会に立ち上げたこの検討会はこの日で3回目の会議であるが、学者の先生の助言も必要とすることから、日曜日に会議を開催している。全公連から塩川副会長、公嘱協会から東京協会の鷺尾理事長にも参画いただいての活発な議論と現状分析が行われた。

27日

民主党地図PT・滋賀県下の現地視察

昨年末に土地家屋調査士制度推進議員連盟を設立いただいた民主党ではこのほど党内に『登記所備付地図整備の促進に関するPT（地図PT）』を立ち上げられた。以来、日調連・法務省ともに地図PTから地図混乱地域解消の現状についてヒアリングを受けたが、この日は『超地図混乱地域』とも言われる滋賀県琵琶湖畔の住宅地・住吉台を視察されることとなった。私も山田社会事業部長、藤木研究所副所長と共に視察に同行し、現地をくまなく歩くとともに、住民の皆さんの窮状についてお話を伺った。大津地方法務局からも藤田次長、木村首席登記官ほか幹部の皆さんが出席され、これまでの取組等について説明された。視察会に出席されたPT座長の中井治・元法務大臣、事務局長の加藤公一先生、滝實先生、地元選出の川端達夫先生、民主党調査士議員連盟会長の前田武志先生は、いずれも改めて地図混乱地域の解消と、そのための登記所備付地図作成事業の促進による早期解決の重要性をご理解いただけたと感じた。

5月7日

法14条地図作成作業打ち合わせ

午後から瀬口専務ほかの皆さんと法務省事業として実施されている法14条地図作成事業の今後の展開等について連合会内の意見調整を行うための打ち合わせ。

8日

衆議院法務委員会 傍聴

午前9時から開催の衆議院法務委員会を瀬口専務・山田社会事業部長と共に傍聴。民主党中井治・法務委員会委員から先日の滋賀県住吉台の地図混乱地域視察に関し、法務省の取組等について質問があった。倉吉敬・法務省民事局長から当面の取り組み予定等について答弁がなされた。

午後 国吉業務部長と登記基準点に関する冊子発刊について打ち合わせ。

10日

公共嘱託登記受託法人に関する検討会

日曜日であるが、この日も土地家屋調査士会館に九州大

学法務研究院(法科大学院)の七戸克彦教授を招聘し、第4回目となる検討会を開催。

七戸教授は土地家屋調査士の制度に造詣が深く、過日來連合会報に長期連載されたご自身の論文をベースに土地家屋調査士の制度と業務に関する図書を近く発刊されるほどである。公共嘱託登記協会については、これまで土地家屋調査士会や公共嘱託登記土地家屋調査士協会の研修会での御講演や論文発表の場で辛口の意見を述べられているが、すべて多面的な検証と資料解析に基づく内容の深いものであることは衆目の一致するところ。この日も協会設立以来のこれまでの経過、課題や将来展望等について「目から鱗」のご示唆をいただいた。

13日

日本測量協会理事会

叙勲受章者との懇談会

午後から開催の日本測量協会理事会に出席。学術団体である日本測量協会には多くの土地家屋調査士諸兄が正会員として所属しているということもあり、先年から理事を拝命している。私はもっぱら土地家屋調査士で構成する団体の責任者として関係団体の代表等として選任されている役員の先生方と忌憚のない意見を交換することにより土地家屋調査士制度にご理解をいただくことを心がけているが、この日も理事会席上で村井俊治会長(東京大学名誉教授)に促され、土地家屋調査士「界」の現状の報告をさせていただくと共に、出席の役員の皆さんと意見交換をさせていただいた。

夕刻 今年春の叙勲に際し、沖縄会名誉会長の松川清康氏(元連合会理事)が旭日小授章、三重会名誉会長の岡本暁光氏が旭日双光章をそれぞれ受章された。この日の法務省講堂での勲記と勲章の伝達、皇居参内と天皇陛下のご拝謁を終えられお疲れの中を、ご令室同伴で懇談会にご出席いただいた。席上お伺いしたこれまでの両氏の歩みは、両先生ともに戦後の復興期からの業務を経験されているだけに、飄々と話されるのだが、とても味わいのある、深いお話をお聞きすることができた。

14日

太田誠一議員モーニングセミナー

都内のホテルで太田誠一衆議院議員(自民党土地家屋調査士議員連盟副会長)の主催するモーニングセミナーが都内のホテルで開催された、

午後 連合会内で瀬口専務ほかの皆さんと会務打ち合わせ。

15日

宮城会 定時総会

午後から仙台市内のホテルで宮城県土地家屋調査士会(星貞行会長)の定時総会が開催され出席。議案審議はスムーズに行われ、役員改選議案では連合会理事・委員を長く務められた鈴木修氏が新しい会長に選任された。式典には法務本省にご勤務の長かったことから連合会も大変お世話になった太田健治・仙台北法務局長、山口和秀・同民事行政部長ほかの皆さんに臨席いただいております。式典終了後懇談させていただいた。

日本土地家屋調査士会連合会事務局

本号から各土地家屋調査士会の事務局を紹介いたします。連載を始めるに当たり、まず日本土地家屋調査士会連合会の事務局を紹介します。

連合会は、平成20年4月、東京都文京区音羽から東京都千代田区三崎町の「土地家屋調査士会館」へ移転しました。建物は7階建てで、4～6階を連合会が使用しております。1～3階は東京土地家屋調査士会、7階には東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会があります。連合会の事務局は5階にあり、4階は会議室を中心とし、6階には会長室や役員執務室があります。

平成21年6月1日現在、連合会事務局には、瀬口

専務理事を筆頭に、竹谷事務局長ほか総勢22名で事務を行っております。各職員の氏名、主な担当事務は次頁をご参照ください。

来年は土地家屋調査士制度制定60周年を迎えます。事務局職員一同、一丸となって、なお一層の円滑な会務運営のための事務処理に努めてまいりたいと思っております。全国の土地家屋調査士会の役・職員の皆様、また、会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。



4階 401、402会議室



6階 会長室・来客応接室



後列左から、矢部職員、佐藤職員、青木職員、樋口職員、北村職員、橋本職員、高原職員
中列左から、齋藤職員、勇塚職員、市川職員、難波職員、木村職員、竹田職員、矢吹職員、中邑職員
前列左から、高橋主任、森調査課長、竹谷常務理事(事務局長)、瀬口専務理事、塚原業務課長、山崎総務課長、堀江主任

連合会事務局体制

常勤理事

(平成21年6月1日現在)

専務理事 瀬口 潤二

職員名	担当事務
事務局長 竹谷 喜文	事務局総括(常務理事併任)

総務課

総務課長 山崎 充行	総務課総括
主任 堀江 崇	総務関係、法務委員会関係、会則・諸規程関係、総会・会長会議関係、顕彰関係、庶務関係
難波 藍子	総務・庶務・登録担当
齋藤 由美子	
市川 友貴代	総務・庶務
橋本 竜彦	財務・経理担当
矢部 弘美	
木村 千絵	特定認証局担当
勇塚 頼子	
佐藤 友里子	
高原 壮人	

業務課

業務課長 塚原 敏充	業務課総括
主任 高橋 敏	業務関係、研修関係、広報関係、社会事業関係、研究所関係
竹田 匡也	業務・研究所担当
青木 紀夫	研修担当
北村 和也	広報担当
中邑 亮	
矢吹 健太	社会事業担当

調査課

調査課長 森 豊	調査課総括
樋口 淳	制度対策担当

桐栄サービス(電話・FAX共：03-5282-5166)

取締役社長 三神 尚長 (有)桐栄サービス関係、日調連共済会関係



有限会社桐栄サービス 三神尚長社長



第24回

日調連 親睦ゴルフ香川大会

前夜祭

目 時 平成 21 年 8 月 30 日 (日)
場 所 全日空ホテルクレメント高松
〒 760-0011
香川県高松市浜ノ町 1 番 1 号
TEL 087-811-1111 FAX 087-811-1100
URL <http://www.anaclement.com/>

ゴルフ大会

目 時 平成 21 年 8 月 31 日 (月)
場 所 志度カントリークラブ
〒 769-2103
香川県さぬき市小田 231
TEL 087-896-0111 FAX 087-896-0432
URL <http://ew.sanuki.ne.jp/shidocc/>

宿泊場所

前夜祭と同じ「全日空ホテルクレメント高松」

登録締切

平成 21 年 7 月 17 日 (金)
各所属会にお申込をお願いします。
開催要領、申込書は各調査士会へ送付してあります。

問合せ

香川県土地家屋調査士会
〒 760-0033
香川県高松市丸の内 9 番 29 号
TEL 087-821-1836 FAX 087-822-3410
E-mail : chosashi@mx81.tiki.ne.jp または
info@kagawa-chosashikai.or.jp

東京会

体力と健康維持に役立っている趣味…「自転車」

多摩支部 会報協力員 持田信夫



『会報とうきょう』No.577

前号で執筆された、西多摩支部の武藤さんと同様、私も自転車を趣味にしております。

もともとスポーツも得意ではなく、社会人になってからもしばらく運動にはほとんど縁のなかった自分でしたが、30歳台になってから運動系の趣味として自転車を楽しんでおります。

そもそも趣味として自転車に出会ったのは12年くらい前のことです。当時、巷でマウンテンバイク(オートバイではなく自転車)のブームが起こっており、私も見た目のカッコよさに惹かれて1台買ってみました。買ってはみたものの楽しみ方がわからなかったため、インターネットの掲示板を通じて仲間を見付け、青梅や五日市の山中(こんな場所を自転車で走るの?といった感じの細道、ガレ道、急斜面)をよく走ったものです。ライディングが下手なので大転倒や滑落も何度か経験しましたが、自然の中を走る爽快感と、心地よい刺激を楽しんでおりました。

しばらくして年齢や仕事のことを考え、山道中心に楽しむマウンテンバイクから舗装路を走るロードバイクにジャンルを転向し、以来現在に至っております。

マウンテンバイク時代からの

仲間も同様にロードバイクに転向し、今でも「青梅に蕎麦を食いに行く!ツアー」や「江ノ島にしらす丼を食に行こう!ツアー」などと銘打って一緒に走ったりします。また、過去数回、高原路をひたすら登り続けるヒルクライムレース(というか自分の限界に挑戦するようなイベント)にも参加しました。身体のコンディションとスケジュールを整えば今年も1回くらいは参加したいと思っています。

普段は、もっぱら体力と健康維持を目的として主に仕事前の早朝に走ることが多いです。

私は日野市に住んでおりますが、自宅近くの^{あさかわ}浅川サイクリングロードで下流に向けて府中四谷橋まで走り、そこから多摩川サイクリングロードに入って今度は上流に向かい、昭島の拝島橋を經由して自宅へ帰着する約25キロメートルが仕事前に走る際のほぼお決まりのコースです。

趣味として自転車は、気軽に始められて、自分のペースで、そして人それぞれの楽しみ方ができるのがよいところだと思います。もちろん健康や環境にも良さそうです。そのせいもあってか、ここ2、3年はブームになっているよう

です。このブームによって週末の多摩川サイクリングロードはけっこう大変な事になっているようです。たとえば歩行者のすぐ脇をビュンと過ぎて行くスポーツ自転車を見かけたりしますが、ああいうのはスピードの出し過ぎで危険ですね。ルールとマナーを守って楽しみたいものです。

我々の仕事は、細やかな神経を使う部分もあれば、体力が必要な部分もあるわけですが、自分の場合、頭のリフレッシュはもとより、年々進む足腰の衰えを少しでも抑えることに趣味の自転車はいささか役立っているように思っております。これから先も体力のゆるす限りマイペースで乗り続けたいと思っております。



早朝コースである多摩川にかかる立日橋からのひとコマ(実は富士山もきれいに見えております)。



ヒルクライムレースに参加したときのゼッケンプレート。

平成21年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

旭日小綬章

松川 清康 (沖縄県土地家屋調査士会)

昭和42年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
沖縄会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成10年法務大臣表彰等、現在沖縄会顧問70歳

旭日双光章

岡本 曉光 (三重県土地家屋調査士会)

昭和30年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴54年
三重会理事、同副会長、同会長を歴任
平成2年法務大臣表彰等、現在三重会参与77歳

黄綬褒章

幸 浩司 (大分県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
大分会理事、同副会長、同会長を歴任
平成11年法務大臣表彰等、現在大分会名誉顧問69歳

黄綬褒章

藤原 久司 (香川県土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
香川会理事、同副会長、日調連理事、同常任理事を歴任
平成20年法務大臣表彰等、現在香川会境界問題相談センターかがわ運営委員長、日調連参与62歳

黄綬褒章

小出 國正 (長野県土地家屋調査士会)

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
長野会理事、同副会長、日調連理事を歴任
平成17年法務大臣表彰等、現在長野会会長65歳

黄綬褒章

松木 昭 (札幌土地家屋調査士会)

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
札幌会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成20年法務大臣表彰等、現在札幌会顧問67歳

黄綬褒章

山崎 竹三郎 (旭川土地家屋調査士会)

昭和39年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
旭川会副会長、日調連理事を歴任
平成9年法務大臣表彰等、現在旭川会綱紀委員長77歳

黄綬褒章

藤澤 徹 (富山県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴32年
富山会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事、同常任理事を歴任
平成18年法務大臣表彰等、現在富山会会長60歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成21年4月29日発令日の年令・歴です。

ち ょ う さ し 俳 壇

第289回



帽の華

水上陽三

花水木繚乱として国病あり
幾たむろして帽の華遠足子
夏来る雑踏泳ぐコンピュター
細かりき脛を叩きて衣更ふ
竹の子の今なら間引き間に合へり

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

丈山の磔の筆勢小麦熟る
信玄の終焉の地の蚩かな
木曾殿と蕉翁つなぐ鴨足草
田水張る茜に映える散居村
高床の杜静けき蟻地獄

岐阜 堀越貞有

消し忘る恋のメールや春嵐
犬猿の仲も交じりて花見酒
治まらぬ妻の躰や春よ来い
村々へ梯子酒して花疲れ
土管坂土管の中の若葉かな

岐阜 深谷健吾

下戸の夫上戸の妻も花筵
のどけしや見て聞き笑ふ腹話術
花楓声を掛け合ふ下校の子
常滑市遊歩道二句
擁壁の甕の口より蛇出づる
土管坂上れば霞む海の見え

東京 黒沢利久

密かなる溪流の音春の鴨
休憩はしばし路上の夏祭
花びらを風に委ねて八重桜
葉ざくらや調査士われも老いけらし
子どもらと遊具の日暮子供の日

茨城 島田 操

暮れなずむ里や植田の水明り
床の間の真ん中を占む武者人形
新緑の真つ只中に迷ひ込む
麦笛や老農鋤に凭れ聞く
麦秋や子のハンモック木に吊られ

埼玉 井上晃一

調査士の後継ぐと言ひ卒業す
新入生帰路は湯島にまはりけり
彼のポート恋人らしき花見どき

今月の作品から

清水正明

木曾殿と蕉翁つなぐ鴨足草

松尾芭蕉が大阪で死去した折、弟子たちは芭蕉の遺言に基づいて屍はその夜の内に大津の義仲寺に運ばれ木曾義仲の墓の隣へ葬られた。芭蕉が何故木曾義仲の墓の隣へ葬るように遺言したのかは明らかではないが、義仲寺にほど遠からぬ山中に庵を結んだこともあり、義仲の生きざまに共鳴する何かがあったのかも知れない。現在市井の

真ん中に所在する義仲寺は、大津の名所として訪ねる人はあとを絶たないが、二つの墓を繋ぐように鴨足草が生えている。

堀越貞有

消し忘る恋のメールや春嵐

人間若さを保つ秘訣は、恋をすることだと言われる。しかしこの句本人ではあるまい。末の子か孫あたりの携帯電話を見ての発想であろうが、関心を示すこと自体が若さなのである。春嵐の季語も生きているように思う。

深谷健吾

擁壁の甕の口より蛇出づる

常滑市の遊歩道での吟行句。甕を積み上げた擁壁も土地柄を表していて珍しいが、そこから冬眠していた蛇が出てきたのに驚いた作者である。このように吟行時は視覚にとらえられたものを何の主観も交えずに素直に表現することで良いのである。

黒沢利久

密かなる溪流の音春の鴨

春の鴨は渡りを放棄したいわゆる残り鴨である。概ね住み慣れた河川及びその近辺で暮らす。この句は溪流の近くで見掛けたものであるが、昼のうちはかなり広範囲に移動しながら番の生活を楽しんでいるようである。

年金相談の 上手な受け方アラカルト!

～今回は社会保険事務所等での上手な年金相談の受け方のコツをご紹介します～



土地家屋調査士国民年金基金

年金相談は全国の社会保険事務所、年金相談センター等で

「いつから、どれくらい年金が受けられるのか」、「加入記録はどうなっているのか」だれもが気になるところです。

国民年金などの公的年金の相談は、全国の社会保険事務所や年金相談センター、社会保険業務センター中央年金相談室で行っています。本人の委任があれば、家族や友人の方でもかまいません。本人の代理の場合は、本人からの委任状が必要です。また、家族や友人の方が本人と一緒に相談することも可能です。

事前に準備しておくものにはこんなものがあります

■ 現在加入者の方またはこれから年金を受ける方は

年金手帳、被保険者証（基礎年金番号通知書）を持参します。

健康保険の被保険者証、運転免許証など、本人であることを確認できるものも一緒に持参することをお勧めします。

■すでに年金を受けている方は

年金証書、振込通知書を持参します。社会保険事務所や社会保険業務センターから、直近で送付された書類も一緒に持参します。本人の代理で相談される場合は、本人からの委任状が必要になりますので、忘れずに持参します。委任状は特に定めた用紙はありませんが、本人の基礎年金番号、年金コード（受給者）、住所、氏名、生年月日、委任内容を記入の上、委任される方の住所、氏名本人との関係を書いて本人が署名捺印します。また、年金相談の代行を委任された方の身分証明書や運転免許証も用意します。

年金相談のことは「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

0570-05-1165

 (ナビダイヤル)

※ IP電話・PHSからは 03-6700-1165

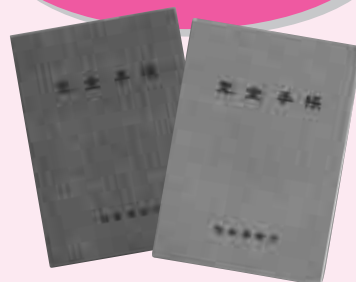
受付時間

午前8時30分～午後5時15分（月曜日～金曜日）、月曜日（休日の場合は火曜日）
は午後7時まで、第2土曜日は午前9時30分～午後4時
（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

年金相談を円滑にするため、 相談したい内容を整理しておきましょう

あらかじめ、相談したい内容を具体的に整理し、メモしておきましょう。加入記録や年金の見込額などをお知りになりたい方は、かつてお勤めされていた期間、会社名や所在地などをまとめた「職歴メモ」を用意しておくとう便利です。

ご相談の際には、
年金手帳、年金証書などを
ご用意ください



【年金相談の窓口にはこんな相談が多く寄せられています】

加入記録を確認し、
年金が受けられるか知りたい

年金受け取りの見込額が
どれくらいか知りたい

年金の請求手続きの
方法がよく分からない

働いた場合に年金は
どのくらい減額されるか

離婚した場合の
年金分割について

相談内容を円滑にするために相談したい内容の整理を

あらかじめ、相談したい内容を具体的に整理し、メモしておくことをお勧めします。

加入記録や年金の見込額などをお知りになりたい方は、かつて勤務していた期間、会社名や所在地などをまとめた「職歴メモ」作って用意しておくくと便利です。

■ 50歳以上であれば年金の見込額の相談ができます

年金受取り見込額の照会は、50歳以上の方を対象としています（50歳以上の配偶者の方の分も照会できます）。見込額はこれまでの加入記録に基づき計算されます。例えば、60歳まで働いた場合の年金額や支給開始年齢を繰り上げて受けた場合の年金額についても、試算してもらうことができます。

平成21年4月から「ねんきん定期便」がスタートしています

平成21年4月から、国民年金、厚生年金すべての被保険者を対象に、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」が始まりました。

◆ 平成21年度に通知される年金個人情報

平成21年度に通知されるねんきん定期便では、被保険者の年齢を問わず、これまでの年金加入期間や加入実績に応じた年金見込額、これまでの保険料納付額（被保険者負担分累計）、これまでの加入履歴などが記載されます。

◆ 平成22年度以降に通知される年金陣情報

平成22年度以降のねんきん定期便では、加入期間や年金見込額などに加えて、直近1年分の厚生年金の標準報酬月額と厚生年金保険料納付額および国民年金の保険料納付額が通知されます。

なお、35歳、45歳、58歳と節目を迎える方には、これまでの厚生年金の標準報酬月額および国民年金の保険料納付状況が併せて記載されます。

■ 国民年金基金の相談及び年金の裁定請求

国民年金基金の加入期間、掛金納付状況及び年金額等の相談は、土地家屋調査士国民年金基金で行っております。お気軽にご利用ください。

そして、国民年金基金の年金は、本体の国民年金とは別に基金へ裁定請求をしていただくこととなっております。（加入期間が15年未満の中途脱退者は国民年金基金連合会へ裁定請求）

土地家屋調査士国民年金基金では、加入者が65歳（Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型の場合は60歳）に達した時、「裁定請求に関するご案内」を送付しますので裁定請求書を提出してください。裁定を経て年金支給が始まります。

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード（1000円）を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス!! ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

2008年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2008年4月号(No.615)

}

2009年3月号(No.626)

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2008. 4	615	オンラインによる登記申請の促進
	2008. 4	615	新・土地家屋調査士会館竣工
	2008. 5	616	筆界特定制度対応PT
	2008. 5	616	東京土地家屋調査士会 会館竣工記念式典・祝賀会
	2008. 5	616	日本土地家屋調査士会連合会・新事務所 千代田区に移転
	2008. 6	617	地図・地籍に関する総合プロジェクト
	2008. 7	618	第65回定時総会開催
	2008. 7	618	土地家屋調査士会館披露記念講演レポート
	2008. 7	618	日調連ADRセンタープロジェクト
	2008. 9	620	保岡法務大臣 太田農林水産大臣 表敬訪問
	2008. 9	620	自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会
	2008.10	621	速報 平成20年度第1回全国会長会議& 2008広報担当者会同
	2008.11	622	森英介法務大臣 表敬訪問
	2008.11	622	2008広報担当者会同開催報告
			—効果的な広報活動の構築を目指して—
	2008.12	623	自由民主党法務部会・司法制度調査会、法務・自治関係団体委員会が開催される。
	2009. 1	624	業務基盤の安定と発展を期して基本合意書の署名式を挙行
	2009. 2	625	平成20年度第1回全国会長会議
	2009. 2	625	速報 平成20年度第2回全国会長会議開催！
	2009. 2	625	調査士法人の使用人調査士に関する見解に至る経緯の報告
	2009. 3	626	平成20年度第2回全国会長会議
財務部	2008. 8	619	第23回写真コンクール開催
共済会	2008.10	621	第23回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会石川大会レポート
	2009. 1	624	大規模災害基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2008. 5	616	土地家屋調査士制度の将来を見つめたキャパシティ・デベロップメントの取り組み 寄付講座の試みの紹介
	2008. 5	616	4月1日は『表示登記の日』
	2009. 2	625	平成20年度広報部事業計画「後継者育成事業」 測量専門学校での意見交換会 —都市デザインカレッジ愛知を訪ねて—
	2009. 2	625	不動産登記情報を補完する調査士日常業務の効率的な情報化とその利活用
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2008. 4	615	「境界問題相談センターぐんま」設立
	2008. 4	615	第14回あいち境界シンポジウム報告
	2008. 4	615	地籍シンポジウム in 滋賀 2008 報告
	2008. 5	616	信濃の国のADR
	2008. 5	616	ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2007 part7 「地図整備と境界紛争」
	2008. 5	616	ADR フォーラム 2008 ～ ADR 認証制度のこれからを展望する～
	2008. 5	616	千葉県土地家屋調査士会 文化講演会「裁判員を体験してみよう!!」
	2008. 5	616	第12回「不動産鑑定評価の日」記念講演会
	2008. 8	619	中部ブロック協議会 各部情報交換会報告
	2008. 9	620	特別研修に向けて
	2008. 9	620	地震対策における提言 ～静岡県土地家屋調査士会の取り組み～
	2008.10	621	ADR 境界問題相談センターわかやま開設
	2008.11	622	大和の国のADR “境界問題相談センター奈良”設立
	2008.11	622	第5回しずおか境界シンポジウム 「震災に備えての都市における地籍調査」「震災時、調査士にできること」
	2008.12	623	国民の財産を、安全・安心・正確に守るための登記基準点 ～平成20年6月14日発生 岩手・宮城県内陸地震に伴う登記基準点改測事業報告～
	2009. 1	624	教育界へのアプローチ —ある土地家屋調査士の挑戦— —教育のプロとして人の傷みを感じるために—

土地家屋調査士会 ブロック協議会	2009. 1	624	「境界問題相談センター岡山」設立
	2009. 1	624	県民の「いい土地 いい関係」を目指して
			境界問題相談センターいわて 設立
	2009. 1	624	調査士スカウト部隊登場！
			千葉でも寄附講座始動
	2009. 1	624	境界シンポジウム in ふくおか 2008
	2009. 2	625	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に向けて
			「あいち境界シンポジウム2009」開催報告
	2009. 3	626	静岡会の災害時家屋被害認定調査に関する協定締結について
	2009. 3	626	寄附講座調印式
全調政連 外 部 団体事業			千葉会が明海大学不動産学部と正式調印なる
	2009. 3	626	境界紛争解決支援センターふくしま設立
	2009. 3	626	オンライン申請促進活動
			大宮支部奮戦中！
	2008. 5	616	第8回定時大会開催される
	2008. 6	617	第17回日本マンション学会 東京大会
	2008. 6	617	赤れんがまつり 2008年
	2008. 8	619	地理空間情報フォーラム2008
			一抔がる測量の世界ー
	2008. 8	619	社会保険労務士制度創設40周年記念 国際シンポジウムレポート
	2008. 9	620	新たな登記表題部情報整備
			『日本の地籍を語る』
			地理空間情報フォーラム2008
			パネルディスカッション報告
	2008.10	621	地理空間情報フォーラム2008
			日本土地家屋調査士会連合会担当企画の全体報告
	2008.11	622	速報 第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 開催報告
	2008.12	623	第2回つくば国際ウォーキング大会
	2009. 1	624	CSIS 寄付講座部門「空間情報社会研究イニシアティブ」
			第4回公開シンポジウム「参加する・しない？～地域におけるサステナブルな空間情報基盤のあり方について」
	2009. 2	625	ISO/TC211の組織と活動
			「地理情報標準 オープンフォーラムつくば」講演会報告
			LADM作業部会

外 部 団体事業	2009. 3	626	カダストラル・スタディーズ
			「第6回国際地籍シンポジウム in 韓国」を終えて
	2009. 3	626	第四回 衛星測位と地理空間情報フォーラム
			ー衛星測位を利用した時空間情報が社会生活とビジネスを変えるー

■誌上研修

測量系CPD制度

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 6	617	測量系CPDと今後の展望(測量系CPD協議会事務局長 小野邦彦(社団法人日本測量協会専務理事・工学博士))

■論文

第6回国際地籍シンポジウム in 韓国

掲載号	号数	区分、見出し
2008.12	623	第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 第1分科会論文紹介
2009. 1	624	第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 論文紹介Ⅱ
2009. 2	625	第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 論文紹介Ⅲ
2009. 3	626	第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 論文紹介Ⅳ

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2009. 1	624	新年の挨拶
法務省	2009. 1	624	新年の挨拶
全公連	2008.12	623	一年を振り返って

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
制 度	2008. 4	615	裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証について(愛媛会)
	2008. 5	616	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(富山会)
	2008. 6	617	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(長野会)

制 度	2008. 8	619	「不動産登記規則等の一部を改正する省令」の公布・施行について
	2008.10	621	裁判員制度が平成21年5月21日から始まります！
	2008.10	621	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(沖縄会・和歌山会)
	2009. 1	624	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(奈良会)
	2009. 1	624	平成20年度土地家屋調査士試験の結果について
	2009. 3	626	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(福井会・岡山会)
連合会	2008.11	622	オンライン登記における登記完了証用紙の頒布について
研修部	2008. 4	615	ブロック新人研修修了者 近畿・九州・四国ブロック
	2008. 5	616	ブロック新人研修修了者 中部・中国・東北・北海道ブロック
	2008. 8	619	ブロック新人研修開催公告 関東ブロック
	2008.11	622	ブロック新人研修開催公告 九州・四国ブロック
	2008.12	623	ブロック新人研修修了者 関東ブロック
	2008.12	623	ブロック新人研修開催公告 近畿・中部・中国・北海道ブロック
	2009. 1	624	ブロック新人研修開催公告 東北ブロック
	2009. 3	626	ブロック新人研修修了者 四国ブロック
共済会	2008. 5	616	自家共済分配金の大規模災害対策基金へのご寄付について
人 事	2008. 5	616	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・ 黄 綬	2008. 6	617	平成20年春の叙勲・黄綬褒章
	2008.12	623	平成20年秋の叙勲・黄綬褒章
主 催・ 共 催・ 参加事業	2008. 4	615	地理空間情報フォーラム2008 (概要)
	2008. 5	616	地理空間情報フォーラム2008 (詳細)
	2008. 5	616	地理空間情報フォーラム2008 日本土地家屋調査士会連合会担当企画のご案内
	2008.10	621	地籍フェア2008 in 新潟
その他	2008. 5	616	講習のお知らせ 実務に生かせる「紛争解決学」講義
	2008. 9	620	「登記簿等の公開に関する事務」に係る市場化テストの実施について

その他	2008. 9	620	日本土地法学会 2008年大会開催のお知らせ
-----	---------	-----	------------------------

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2008. 8	619	平成21年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内
	2008.12	623	平成21年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内
財務部	2008. 6	617	第23回 日調連親睦ゴルフ石川大会
	2008. 8	619	海外研修旅行 第6回国際地籍シンポジウム(korea2008)
共済会	2008. 9	620	団体定期保険加入者募集
	2008.12	623	測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内【平成21年度保険開始分】
	2009. 3	626	第24回写真コンクール作品募集
広報部	2009. 1	624	会員研究論文募集のお知らせ
	2009. 1	624	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業企画案募集

■斡旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研修部	2008. 4	615	土地境界基本実務Ⅴ「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
	2008. 8	619	〃
	2008.12	623	〃
広報部	2008. 5	616	土地家屋調査士2009年オリジナルカレンダー

■書籍紹介

	掲載号	号数	区分、見出し
日 調 連 推薦図書	2009. 3	626	「要件事実論30講[第2版]」(村田渉・山野目章夫編、592p、弘文堂)
土地家屋 調査士の 本 棚	2008. 5	616	「ADR 認証制度ーガイドラインの解説」(和田仁孝、和田直人編著、256p、三協法規出版)
	2008. 6	617	「都市に座標を ～街区基準点を活用した測量のすすめ～」(大島英司著、224p、株式会社地球社)
	2008.11	621	「住宅新報社の図解不動産業 不動産境界入門 改訂版」(西本孔昭編集・執筆、株式会社住宅新報社)

土地家屋 調査士の 本 棚	2009. 1	624	「全訂 不動産表示登記入門」(清水湛監修、544p、社団法人民事法情報センター) / 「公証Q & A—公証役場へ行こう!」(財団法人東京公証人協会 公証問題研究会編著、296p、民事法情報センター) / 「香川保一随筆集 春風秋雨(二)」(香川保一(元最高裁判所判事)著、264p、社団法人民事法情報センター)
	2009. 2	625	「都市法概説」(安本典夫著、336p、法律文化社)
	2009. 3	626	「実用法律雑誌 Jurist」(200p、有斐閣)

■その他

	掲載号	号数	区分、見出し
映 画 「劔岳 点の記」	2008. 6	617	日本地図最後の空白地点、劔岳の頂点を目指せ 2009年初夏全国ロードショー 映画「劔岳 点の記」
	2009. 3	626	CINEMA 劔岳 点の記
	2009. 3	626	劔岳登頂以降の柴崎測量官と国内測量の日々

■レギュラーコーナー

情報スクランブル

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	知識情報の構造化 (東京大学大学院工学系研究科 特任助手 大槻明)
2008. 5	616	私にとっての境界(筆界) (有馬シビル・ロー研究室 有馬厚彦)
2008. 7	618	マンションの耐震化 (明治学院大学 教授・弁護士 戒正晴)
2008. 9	620	震災軽減には土地家屋調査士が重要 (静岡大学理学部教授、静岡大学防災総合センター長(理学博士)里村幹夫)

LOOK NOW

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	「平成19年度第2回全国ブロック会長会同」開催
2008. 6	617	「八士の会」懇談会の開催／社団法人日本測量協会 定時総会・懇談会
2008. 7	618	日経コンソーシアム「社会変革のための不動産再生事業のあり方」
2008.10	621	土地家屋調査士法人の使用人問題の検討始まる
2008.12	623	デジタルマップフェア2008取材報告／「境界問題相談センターいわて」がオープンしました。
2009. 1	624	ADRセンター合同研修会 講師は早稲田大学・和田教授 ロールプレイで実力アップ
2009. 2	625	テレビ朝日系列「報道ステーション」で「境界問題相談センター」をPR

特定認証局の動き

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 5	616	PDFについて考えてみました
2008. 7	618	あらためて「認証局」について考えてみませんか
2008. 9	620	XML とは
2008.11	622	オンライン利用拡大行動計画
2009. 1	624	みんなで考えるオンライン登記申請
2009. 3	626	電子認証基盤の動向

広報最前線

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	鹿児島会
2008. 5	616	島根会
2008. 6	617	岐阜会
2008. 7	618	神奈川会
2008. 8	619	旭川会
2008. 9	620	群馬会
2008.10	621	香川会
2008.11	622	山梨会
2008.12	623	滋賀会
2009. 1	624	高知会
2009. 3	626	福井会

「美の工房」 工芸評論家 笹山 央

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	第 5 回 古都に近い田園の中のブロンズ工房
2008. 5	616	第 6 回 紙バンドの空間を編み続けていく営み
2008. 6	617	第 7 回 烏骨鶏が放し飼いされていた秦野のやきもの工房
2008. 7	618	第 8 回 鄙びた風景と明るい陽光の讃岐平野にて
2008. 8	619	第 9 回 北海道の真ん中で「ガラスはひょうきん」を実践する
2008. 9	620	第10回 伝統たっぷりな萩の風土に新感覚のやきもの発見！
2008.10	621	第11回 神楽坂の路地を抜けると、石ころや貝殻の世界があった
2008.11	622	第12回 茶畑のある山の下、小さな木工家具工房
2008.12	623	第13回 備前焼の原点にもどれば、新しい備前焼が生れてくる
2009. 1	624	第14回 自然体で生きる女性の凛とした美しさを表す紬の着物
2009. 2	625	第15回 金属の板を叩き続けて、「自然」に成る
2009. 3	626	第16回 記憶の時空に浮かび上がる土の形象

会長レポート

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

先人に訊く(サステナビリティ・シリーズ〜クラスタ活動の創造に向けて)

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 5	616	先人に訊く① 大阪会 松本榮一会員 悠々たる人生〜103歳の春
2008. 6	617	先人に訊く② 愛知会 加藤巖会員 調査士制度とともに
2008. 7	618	先人に訊く③ 新潟県会上越支部 高橋カウ会員 上越市に3億円を寄付
2008. 8	619	先人に訊く④ 鹿児島会 福島敏夫会員

ネットワーク50

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	山口会・徳島会・東京会
2008. 5	616	兵庫会・神奈川会
2008. 6	617	沖縄会
2008. 7	618	千葉会・東京会
2008. 8	619	奈良会
2008. 9	620	香川会・兵庫会・東京会・長野会
2008.10	621	長野会・秋田会
2008.11	622	広島会
2008.12	623	山口会
2009. 1	624	熊本会
2009. 2	625	奈良会・埼玉会・佐賀会・岐阜会・鳥取会
2009. 3	626	長野会

世界遺産候補地

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	錦帯橋と岩国の町割りと土地家屋調査士(山口会)
2008. 5	616	「若狭の社寺建造物群と文化的景観」―神仏習合を基調とした中世景観(福井県小浜市)(福井会)
2008. 6	617	大阪土地家屋調査士会堺支部の会員から見た百舌鳥・古市古墳群(大阪会)
2008. 7	618	縄文人による石の造形「ストーンサークル」(秋田会)
2008. 8	619	松島―貝塚群に見る縄文の原風景(宮城会)
2008. 9	620	宇佐・国東の歴史と文化財 宇佐・国東〜「神仏習合」の原風景(大分会)
2008.11	622	最上川の文化的景観 山形県の目指す取り組み(山形会)
2008.12	623	城下町金沢の文化遺跡群と文化的景観(石川会)
2009. 1	624	「金と銀の島、佐渡」―鉱山とその文化― 〜日本を支えた金銀山を世界遺産に!〜(新潟会)
2009. 3	626	世界に誇る四国八十八箇所霊場及び遍路道(徳島会)

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 4	615	公嘱協会情報 Vol.71
2008. 5	616	公嘱協会情報 Vol.72
2008. 7	618	公嘱協会情報 Vol.73
2008. 9	620	公嘱協会情報 Vol.74
2008.11	622	公嘱協会情報 Vol.75
2009. 3	626	公嘱協会情報 Vol.76

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

会員の広場を利活用ください

2008年5月号を除く各号に掲載

グローバル・スタンダード 土地家屋調査士法第25条2項

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 6	617	「地域の慣習」に関する地図等の歴史的資料の調査(福島会)
2008. 7	618	石川県の地租改正・地押調査・地籍編纂に関する調査(石川会)
2008. 8	619	法第25条第2項『地域慣習』資料の収集に携わって(埼玉会)
2008. 9	620	法第25条第2項地域の慣習に関わる調査報告について(神奈川会)
2008.10	621	法第25条2項『地域慣習』資料収集について(山形会)

なるほど ナットク 国民年金基金

全号にわたり掲載

FIG 報告(カダストラル・スタディーズ)

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 8	619	FIG 報告(1) 概要と総会
2008. 9	620	FIG 報告(2) オープニングセレモニーとプレナリーセッション
2008.10	621	FIG 報告(3) テクニカルセッションとクロージングセレモニー
2008.11	622	FIG 報告(4) ソーシャルイベント

シリーズ 都市法概説

立命館大学法科大学院 教授 安本典夫

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 9	620	土地家屋調査士の日常業務と行政法とのかわり ―安本典夫教授の「都市法概説」を紹介する―(日調連研究所副所長 井畑正敏)
2008.10	621	都市法概説(1) 道路と敷地・建物
2008.11	622	都市法概説(2) 景観法と景観条例
2008.12	623	都市法概説(3) 曲がり角にたつ土地区画整理事業

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(案)

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 3	626	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業企画(案)(滋賀会)

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2008. 6	619	平成19年度「土地家屋調査士」掲載索引

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 21 年 4 月 1 日付

東京	7539	福島	善広	神奈川	2834	和田	英明
静岡	1674	牧田	雄嗣	大阪	3062	松田	悠
兵庫	2351	福本	敬視	滋賀	405	堀江	宗徳
滋賀	406	山本	規雄	愛知	2705	中島	健太
愛知	2706	西村	裕之	愛知	2707	足木	郁雄
愛知	2708	古田	雅幸	愛知	2709	梅村	守
岐阜	1200	青野	公貴	岐阜	1201	小木曾	仙佳
広島	1803	湯藤	真也	広島	1804	高島	義孝
山口	931	河合	佑一	熊本	1156	荒木	啓智
熊本	1157	丸山	博之	熊本	1158	大堀	恭司
沖縄	468	國吉	真介	宮城	979	渋谷	周一郎
福島	1438	大竹	一也	福島	1439	渡部	進喜
福島	1440	渡辺	多巳夫	札幌	1138	坂本	晴佳
高知	653	久保	貴雄				

平成 21 年 4 月 10 日付

東京	7541	原	洋紀	神奈川	2836	菱沼	和久
埼玉	2440	大友	唯一	茨城	1395	中庭	規寿
群馬	988	竹西	義介	群馬	989	内山	琢雄
長野	2543	北村	和也	兵庫	2352	金	星勲
岐阜	1202	吉田	賢一	岐阜	1203	棚瀬	貴司
岐阜	1204	大井	康次	山口	932	川口	尚徳
岡山	1333	小川	浩司	岡山	1334	清水	実
岡山	1335	田渕	博	岡山	1336	堂前	浩紀
島根	488	山崎	一紀	鹿児島	1021	中西	崇

平成 21 年 4 月 20 日付

東京	7542	八巻	佳章	千葉	2047	伊藤	貴史
長野	2544	早川	嘉幸	滋賀	407	桑原	武志
愛知	2710	鬼頭	克巳	宮城	980	遠藤	正和
福島	1441	佐々木	久秋	香川	681	山下	恒司
高知	654	清遠	史生				

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 12 月 25 日付	茨城	1102	根本	不二夫
平成 21 年 2 月 6 日付	福島	386	小林	保
平成 21 年 3 月 14 日付	長崎	286	山口	昭雄
平成 21 年 3 月 16 日付				

新潟	73	阿部	権蔵	三重	320	杉村	晃
平成 21 年 3 月 18 日付	埼玉	1208	大森	勝利			
平成 21 年 3 月 19 日付	東京	6229	坂	満			
平成 21 年 3 月 25 日付	滋賀	199	村上	秋夫			
平成 21 年 4 月 1 日付							
東京	4382	山内	達夫	東京	6505	西嶋	守
埼玉	1738	新井	章夫	栃木	482	大森	和比古

栃木	823	小嶋	孝雄	静岡	847	大杉	正之
長野	1295	臼田	雄一	大阪	1170	勝本	保
広島	382	西島	博	岡山	709	国政	浩
福岡	1311	牛島	研一	福岡	2063	鮫島	一彦
長崎	578	永尾	護	長崎	674	石橋	孝作
岩手	14	荒澤	和三郎				

平成 21 年 4 月 10 日付

東京	2547	小林	茂	東京	7198	吉田	裕一
神奈川	845	岡花	善則	神奈川	1313	鈴木	弘
神奈川	1415	今井	弘典	神奈川	2570	長嶋	惣一郎
神奈川	2729	沖	健誠	埼玉	1766	大久保	和夫
埼玉	2299	五十嵐	徳昭	千葉	1035	田邊	信夫
千葉	1127	小原	晃	千葉	1150	伊藤	昌彦
千葉	1977	山口	茂	茨城	1215	工藤	榮
静岡	775	大竹	貢	静岡	798	石川	縫三郎
静岡	799	石川	重臣	静岡	818	山口	繁雄
静岡	1268	杉村	孟男	静岡	1316	山崎	廣美
静岡	1363	安藤	司州	静岡	1416	前島	晴久
長野	761	鎌倉	福實	長野	771	飯野	信樹
長野	952	堀内	仁	長野	1952	岡村	隆
新潟	727	片桐	光平	新潟	1641	佐藤	慶恵
新潟	1706	佐藤	範治	新潟	2016	印銀	毅
大阪	1750	角野	泰廣	大阪	2299	山本	安崇
大阪	2300	柿島	幸一	大阪	2586	谷	俊雄
京都	175	羽田	嘉隆	京都	418	西尾	常男
奈良	131	上田	良三	奈良	333	西谷	仁孝
滋賀	68	前田	昌子	岐阜	83	鈴木	新一
岐阜	953	川瀬	義弘	石川	387	西浦	功
富山	480	椎名	敏夫	山口	876	亦賀	喜忠
鳥取	388	尾崎	明雄	島根	430	下橋	勝登
福岡	1276	富田	治	福岡	2121	坂口	修一
佐賀	391	水田	信也	長崎	583	糸瀬	芳子
長崎	729	山崎	真一	大分	536	山本	普司
大分	739	加藤	博美	熊本	864	諸熊	文雄
熊本	1114	後藤	隆一	鹿児島	620	鎌田	勝之
鹿児島	901	山下	昭義	沖縄	308	比嘉	信男
宮城	738	長南	昇次	福島	1080	小椋	満
福島	1297	島貫	政利	岩手	24	前田	公司
青森	699	久保田	正志	札幌	834	熊谷	謙佑
札幌	1009	高瀬	睦	香川	598	久保	隆章
徳島	409	渡辺	滋				

平成 21 年 4 月 20 日付

東京	7465	小野	俊仁	埼玉	2162	馬場	秀俊
千葉	1728	大森	秋造	奈良	138	岩野	努
愛知	192	鶴田	博嘉	三重	669	見並	正生
大分	537	河野	圭亮	岩手	827	橋本	泰男
香川	119	高城	安喜子	香川	572	高木	勇
愛媛	727	萩森	雅和				

4月
16日

第2回常任理事会

<協議事項>

- 1 第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

16～17日

第1回理事会

<協議事項>

- 1 認証局の維持・運営に係る平成22年度以降の予算について
- 2 第5回土地家屋調査士特別研修について
- 3 伊能大図フロア展の実行委員会への参加について
- 4 国際測量者連盟(FIG)総会等への参加について

第1回理事会業務監査

22日

第1回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 3 地理空間情報フォーラム2009について
- 4 「人権のひろば」への広告掲載について
- 5 「赤れんがまつり」への協力について
- 6 連合会ホームページの会員の広場内「会員専用掲示板」について

26日

公嘱登記受託法人に関する検討会(第3回)

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記受託推進策等について

27日

第3回「筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携に係るブレインストーミング」

5月
10日

公嘱登記受託法人に関する検討会(第4回)

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記受託推進策等について(学識者からの意見伺い)

13～14日

第1回総務部会

<協議事項>

- 1 第66回定時総会・懇親会の運営について
- 2 平成21年度総務部事業計画(案)に基づく執行計画について
- 3 平成21年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 4 土地家屋調査士倫理規程について
- 5 懲戒処分事例集(案)について

編 集 後 記

●《ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。よみに浮かぶうたかたは、かつ消え、かつ結びて、久しくとどまりたるためしなし》

東京のシンボリック的存在であった“東京タワー”が、地上デジタル放送に変わるに応じて新たな電波塔を新設するそうである。東京タワーは1958年10月14日が竣工日である。同年、東京六大学リーグから鳴りもの入りで読売ジャイアンツに入団したのが長嶋茂雄である。後のミスター・ジャイアンツ。デビュー戦となった国鉄スワローズ戦、金田投手からの4連続三振という印象的な記憶にも残る派手な記録。以後16年間に渡り活躍し、「我が巨人軍は永久に不滅です」の名言を残し引退をしたのは、奇しくも1974年10月14日であった。その引退試合をテレビで観戦した虎狂の私ですら涙した。「長嶋が引退？」この信じられない衝撃は、子が親に一生面倒をみてもらえる、甘えられる、親は死なない的な錯覚に似ている。

●高知県土地家屋調査士会「影の軍団」の総指揮を束ねる尾池律子事務局長が来年の3月いっぱいで退職する運びとなった。職務歴満25年。高知会の生き字引きと評しても足らない程の博識と妖艶さを放つ。このお池の局、土佐人に似合わず生の食事が苦手。

刺身、肉を受け付けない。生を受け付けるのは「ビール、焼酎、酒」くらいのものである。苦言を吐くつもりはないが、私も“生”の分類に所属するようで、補助者の頃は「あんたんとこの先生に言うちよって～」独立してからは「あんたは～」と余り進歩していない気がする。尤も、言葉の表現をそのまま受け止めて、対人関係に対する嫌悪感を比例するのは大間違いである。お池の局も、大局、場合等で、その都度巧みに使い分けをするのだ。そう思って読んでいただきたい。高知会の会員で「あんた」呼ばわりされた事のない人が寧ろ稀薄なのだ。元々、高知地方法務局において筆生を行っていた頃からの登記畑ツウ。書生でなく筆生、御存知の方は55歳以上の年配の方ではないか？私は初耳。今で云う登記簿の「写し」を作成したり、副本を作成していたとか、その頃からの妖怪だから過去に「あんた」呼ばわりされた高知地方法務局長もいる。

●辞めると理解はできても実体としてなかなか受け留め難いことは多々ある。唯、永遠も在り得ない。人も制度も同様だろう。やがては受け留めざるを得ない現実を目前にして、先の諸策を練るのは、とても大切な事である。

広報部次長 川本達夫

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行者 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成18年1月から土地家屋調査士の電子認証カード(ICカード)を発行していますが、多くの会員から本ICカード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にてQ & A形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！

モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、ICカードの発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカード利用申込

ICカード利用申込書の発送は次の2通りの方法で行っております。

【通常発送】

新入会員の皆様に、順次連合会からICカード利用申込書を送付しております。

なお、連合会がICカード利用申込書を送付し、会員の皆様がICカードを取得するまでの流れについては、「ICカードを取得するまでの流れ」をご参照ください。

【希望者枠発送】

詳細は、「ICカード利用申込書の希望者配布について(iii ページ)」をご参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「ICカードの同封物について(iii ページ)」をご参照ください。

また、ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(iv ページ)」をご参照ください。

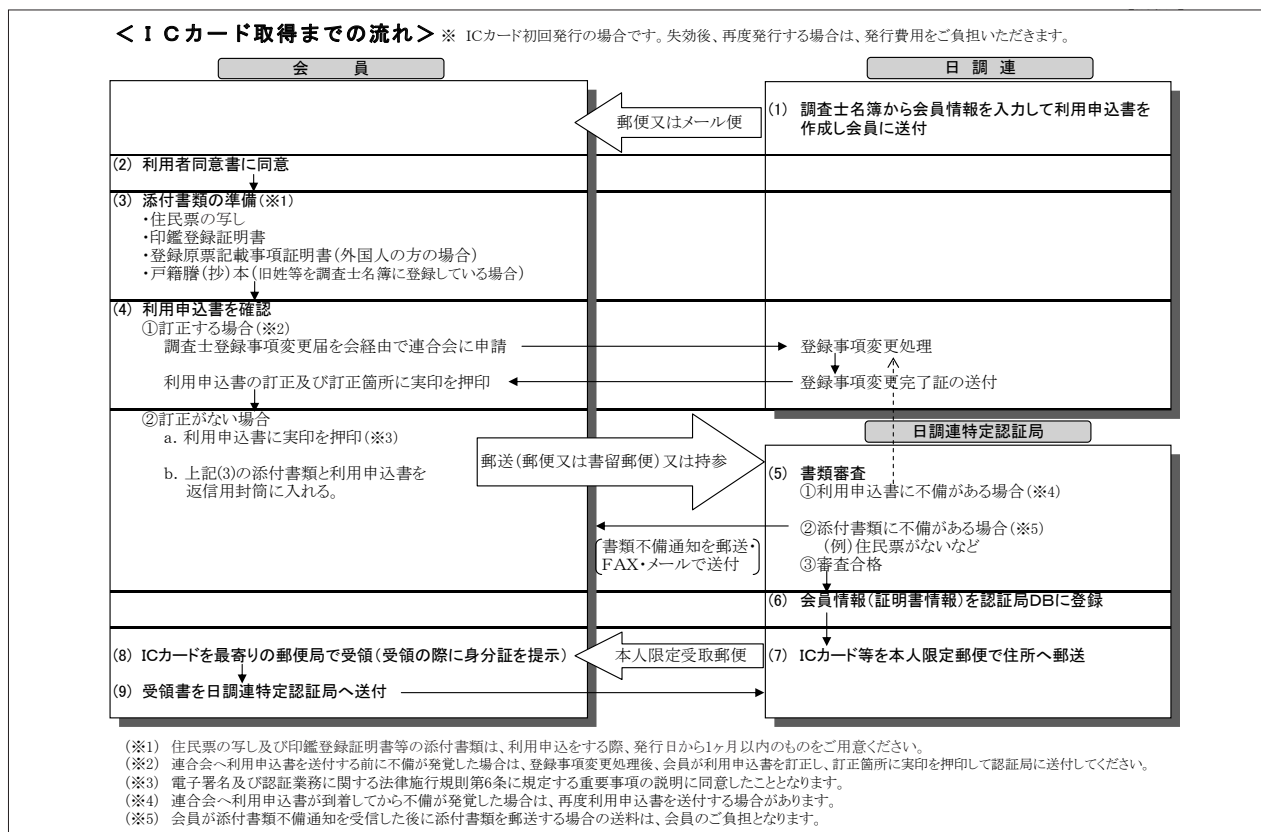
③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手続等については、「ICカードの再発行に係る案内について(お願い)(iv ページ)」をご参照ください。

ICカードを取得するまでの流れ

会員におけるICカード利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。(平成18年1月現在)



ICカード利用申込書の希望者配布について

希望者枠発送については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059) 及び郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ①下記②～④が入っている封筒
- ②ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。
- ③受領書返信用封筒
- ④PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・**

再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの再発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成21年5月25日現在で11,012枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、日調連認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいたことから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目以降の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」とおり費用負担をいただくこととしております(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしくお願いいたします。

再発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

5,000円(税込)

※平成22年4月以降金額変更する可能性があります。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		